



みんな

活かして・つくり・高め・育てて・^つ継な

こまへの緑

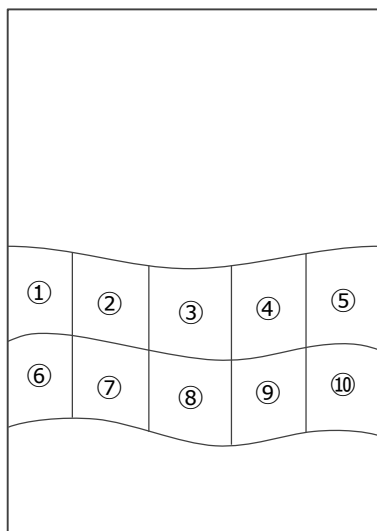
狛江市緑の基本計画



令和2(2020)年3月

狛 江 市

<表紙写真>



- ①岩戸川緑地公園
- ②前原公園（とんぼ池公園）
- ③狛江弁財天池特別緑地保全地区
- ④六郷さくら通り
- ⑤岩戸川せせらぎ
- ⑥西河原公園
- ⑦生産緑地地区（猪方2丁目）
- ⑧多摩川
- ⑨むいから民家園（狛江市立古民家園）
- ⑩岩戸川緑地公園

はじめに

狛江市では、宅地化を背景に樹林地や農地の緩やかな減少が続いているものの、今なお多摩川、野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区、社寺林、農地など、豊かな水と緑に恵まれたまちです。

これらの水と緑は、様々な機能によって市民の暮らしを支えており、その役割は近年、ますます重要なものとなっています。例えば、地球温暖化に伴って猛暑日の増加、台風の強大化などの影響が顕在化する中、木陰をつくる樹木や雨水を地下に浸透させる農地や草地の存在は、都市環境の保全、都市の防災への寄与の観点から重要性を増しています。また、公園をまちの資源として、市民の交流やにぎわい創出に積極的に活かしていこうとする動きが、全国各地で活発化しています。



狛江市はこれまで、「狛江市緑の基本計画（平成 25 年改定）」に基づき、緑の将来像の実現を目指して様々な施策を進めてまいりましたが、昨今の緑に関する諸情勢の変化や、狛江市の緑の現状やまちづくりを踏まえ、令和 11（2029）年度までにおける緑の将来像や目標を新たに示すこととなりました。改定にあたっては、同時期に改定する「狛江市環境基本計画」や新たに策定する「狛江市生物多様性地域戦略」などと整合を図っています。

狛江市の豊かな水や緑は、健康的で、豊かな市民生活を支える貴重な資源であり、市民共通の財産です。それらの貴重な共通財産を守り育て、健全な形で次世代に継承するためには、多摩川や野川の流域も含めてみんなで守り、育むという共通認識のもと、行政はもちろん、市民の皆様や事業者などの多様な主体がそれぞれの責務を認識し、みんなが参加しながら水と緑を育む協働の関係を構築することが大切です。緑の基本計画をとおして、市民の皆様の緑に関する関心が高まり、緑に関する活動を実践・担う機運が向上することを期待します。

元号が「平成」から「令和」に改まり、新しい時代が幕を開けました。また、令和 2（2020）年は、狛江が「町」から「市」になって 50 年という節目の年でもあります。この節目の年より、新たな緑の将来像である「みんなで活かして・つくり・高め・育てて・継^つなぐこまへの緑」の実現に向けて、多くの市民や事業者の力を活かしながら目指してまいります。水と緑が豊かで、全ての市民の皆様が安心して笑顔で住み続けられ、愛着や誇りを持てる魅力あるまちづくりを進めるために、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

狛江市長 松原 俊雄

狛江市緑の基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 緑の基本計画とは	1
1.2 計画改定の趣旨	1
1.3 計画の位置付け及び計画に定める事項	3
1.4 本計画が対象とする緑	4
1.5 緑の役割	6
1.6 計画の目標年次と期間	7
1.7 計画対象地域	7
第2章 緑の現況と課題	8
2.1 狛江の緑の成り立ち	8
2.2 まち・緑の変化と現況	12
2.3 緑に対する市民意識	30
2.4 前計画の取組状況	35
2.5 緑の課題と計画見直しの考え方	39
第3章 計画の基本方針と目標	42
3.1 緑の将来像	42
3.2 計画の基本方針	43
3.3 緑地の配置方針	44
3.4 緑の将来目標	46
第4章 将来像の実現に向けた施策	53
4.1 施策の体系	53
4.2 施策の内容	54
第5章 計画の推進	64
5.1 推進体制	64
5.2 進行管理	65
資料編	67
1 狛江市緑の保全に関する条例	69
2 検討経緯	71
3 市民及び小・中学生アンケート結果概要	75
4 ワークショップ結果概要	89
5 用語解説	94

※本文や図表中の「*」印の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

第1章 計画の基本的事項

1.1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を定め、狛江市において緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

1.2 計画改定の趣旨

狛江市では、平成25(2013)年3月に「狛江市緑の基本計画」(以下「前計画」という。)を改定し、「みんなで活かして・つくり・育てて・継^つなぐ こまへの緑」を緑の将来像に掲げ、令和14(2032)年度を目標年次として、4箇所の古墳の歴史公園としての都市計画決定と整備、生産緑地地区の面積要件の見直し、開発事業に際した緑化指導など、緑地の保全や緑化の推進に関する様々な施策を進めてきました。

この間、狛江市の緑を取り巻く情勢は、大きく変化しています。

市内の緑は、樹木被覆地*、農地を中心に緩やかな減少が続いています。その一方で、猛暑日の増加、局地的な短時間強雨の増加など、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化しつつあり、緑が持つ都市環境保全機能や防災機能などの多様な機能は、「グリーンインフラ*」形成の観点からも重要性が増しています。

国全体では、公園緑地政策が大きな転換点を迎えています。平成28(2016)年5月に国土交通省が公表した『『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書』では、「緑とオープンスペース* 政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ(新たなステージ)へと移行すべき」との方向性が打ち出され、民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用などが重視すべき視点として示されました。この流れを受け、平成29(2017)年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)が施行され、Park-PFI制度、公園の活性化に関する協議会の設置、民間による市民緑地の整備をはじめ、新たな制度が導入されました。

また、平成27(2015)年の都市農業振興基本法制定、その翌年の都市農業振興基本計画の閣議決定により、それまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置付けが、都市に「あるべきもの」へ大きく転換されました。これに伴い、都市緑地法が対象とする緑地に「農地」を含むことが明記され、計画的に農地の保全に取り組むことが求められています。

東京都では、令和元(2019)年5月「東京が新たに進めるみどりの取組」を公表しました。今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、将来にわたり農地を引き継ぐこと、みどりの量的な底上げ・質の向上を図ることなどが方針として示されました。

さらに、国際的に気候変動をはじめとする地球規模での環境問題への関心が高まるなか、国連において17の目標から構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。緑を守り育む取組は、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標15 陸の豊かさを守ろう」、「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」などの目標達成に関連するものとして期待されています。

このたび平成31(2019)年度に前計画の計画期間が満了することから、以上のような社会経済情勢や地域の環境の変化、狛江市の緑の実態及びこれまでの取組の検証結果などを踏まえ、計画を改定するものです。

【参考】持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール(目標)・169のターゲットから構成されています。

国は、平成28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、国全体での取組を推進しています。その中で、地方公共団体においても、各種計画や方針の策定、実行に際して持続可能な開発目標(SDGs)の要素を反映し、取組を進めていくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターWEB サイト

1.3 計画の位置付け及び計画に定める事項

(1) 計画の位置付け

「狛江市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）は、「狛江市基本構想・基本計画*」、「狛江市都市計画マスタープラン*」を上位計画とし、緑に関する事項の方針と施策を示すものとなります。

また、東京都の関連計画などを踏まえるとともに、「狛江市環境基本計画*」、「狛江市生物多様性地域戦略*」、「狛江市農業振興計画*」などの他分野の計画との整合を図りながら、施策を進めていきます。

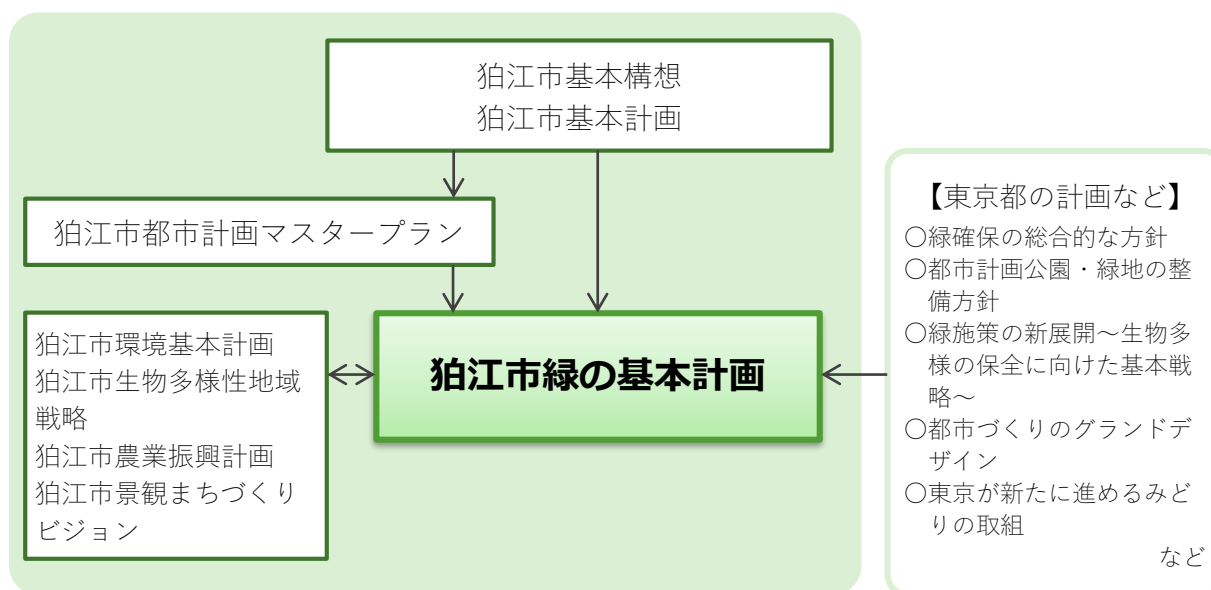


図1-1 計画の位置付け

(2) 計画に定める事項

都市緑地法第4条第2項に基づき、緑の基本計画に定めるものとされる項目を踏まえ、次の事項について定めます。

○緑の将来像	【第3章 計画の基本方針と目標 3.1 緑の将来像】
○計画の基本方針	【第3章 計画の基本方針と目標 3.2 計画の基本方針】
○緑地の配置方針	【第3章 計画の基本方針と目標 3.3 緑地の配置方針】
○緑の将来目標	【第3章 計画の基本方針と目標 3.4 緑の将来目標】
○将来像の実現に向けた施策	【第4章 将来像の実現に向けた施策】
○計画の推進体制及び進捗管理	【第5章 計画の推進】

1.4 本計画が対象とする緑

本計画では、都市緑地法第3条1項で定義される緑地（樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに隣接している土地（農地であるものを含む。*）が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているもの）と、民有地の生け垣、庭の花壇やガーデニング、壁面緑化*、屋上緑化*など、都市における緑地の保全、緑化の推進に資する施策によるものを対象の緑としています。

本計画では、これらを総合的に「緑」と表します。

また、「緑」のうち、永続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地及び法律や条例などの指定に基づく地域制緑地を「緑地」と表します。

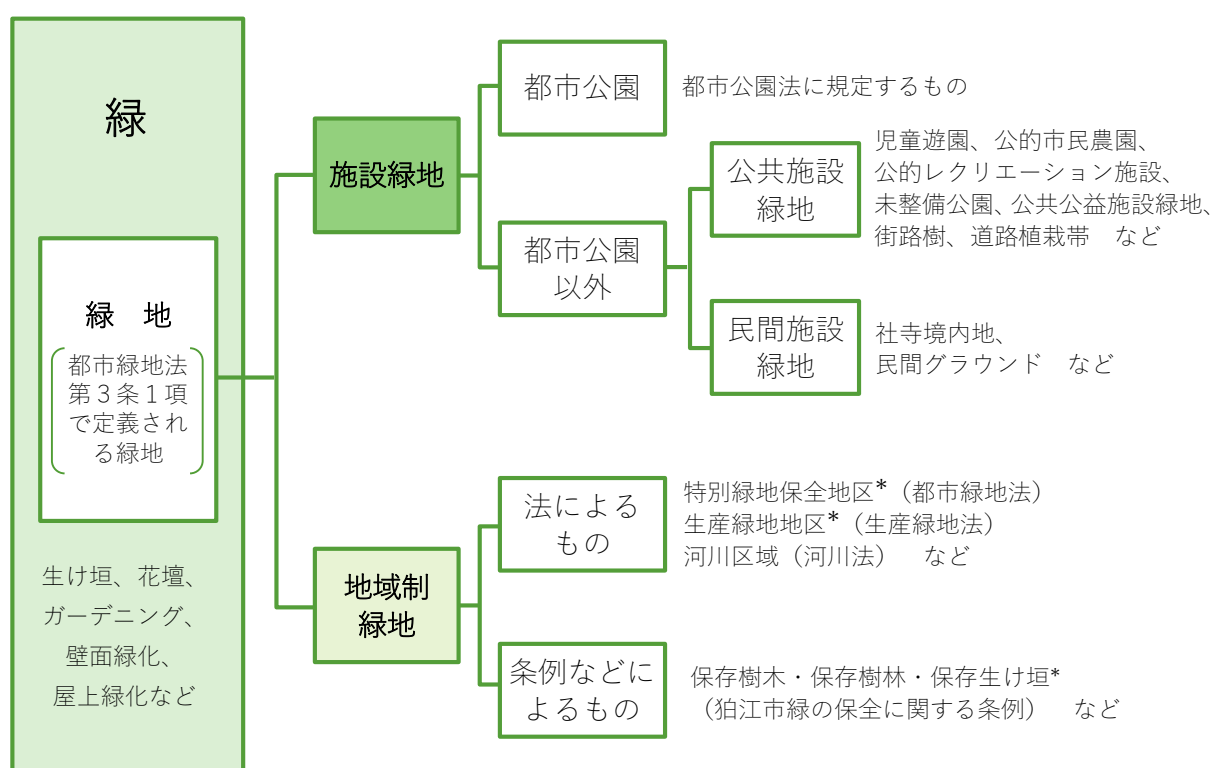


図1-2 計画が対象とする「緑」及び「緑地」

※平成29(2017)年6月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)により、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園*、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

「地域制緑地」と「施設緑地」の例

施設緑地

都市公園



西河原公園

都市公園以外

公共施設緑地



公共公益施設緑地
(例：学校グラウンド)



街路樹、道路植栽帯
(例：狛江通り)

民間施設緑地



社寺境内地

地域制
緑地

法によるもの





狛江弁財天池特別緑地保全地区

生産緑地地区

河川区域

条例などによるもの



保存樹林、保存樹木など

1.5 緑の役割

緑は、私たちの生活に関わる様々な機能を有しています。

本計画では、緑に求められる次の6つの役割を重視し、計画を進めていきます。

(1) 都市環境の保全

都市の緑は、大気を清浄に保つ効果や、雨水浸透地として自然の水循環機能を高める効果、植物の蒸散機能などにより都市のヒートアイランド現象*を緩和する効果などを有し、都市環境の保全に寄与します。

(2) 都市景観の向上

都市の緑は、緩衝帯*や緑のネットワークを形成し、都市における暮らしの中にゆとりや安らぎを生み出す役割を持っています。また、緑は地域固有の歴史や文化を背景に成り立っているため、緑の都市景観を充実させることは、狛江らしい景観を保全することにもつながります。

(3) 生物多様性*の確保

都市の緑は、野鳥や昆虫、野草などの動植物の生息・生育空間となり、都市における季節感を醸成するとともに、自然との触れ合いの場としての役割を果たします。公園や緑道、河川など、身近な緑の空間をつなげることにより、生きものの移動ルートが形成されます。

(4) 都市防災への寄与

都市の緑は、火災時の延焼防止、生け垣造成による震災時の塀の倒壊防止、公園緑地や生産緑地の避難地・復旧拠点としての活用など、都市の防災性向上に寄与します。また、緑に覆われた農地や草地などの地下水涵養*機能により、集中豪雨時などの安全性を高めます。

(5) コミュニティ活動の場の提供

都市の緑は、公園緑地などのオープンスペースとして、運動や遊びなどのレクリエーション活動のほか、地域のコミュニティ活動の場としての役割を果たします。また、環境学習や文化活動の場ともなります。地域で連携した緑の保全活動や緑化活動を通し、地域コミュニティの核となる役割も担っています。

(6) 健康の維持増進

都市の緑は、日常のストレスを緩和するセラピー効果や、健康を回復・維持させる機能などがあります。公園や緑道などの緑空間を適正に整備、管理することは、身近な休養場の提供につながります。

1.6 計画の目標年次と期間

本計画は、中長期的視野に立って進めることが必要であるため、計画期間を10年間とし、令和11（2029）年度までとします。

前計画では、目標年次を令和14（2032）年度としておりましたが、上位計画や関連計画と整合を図るため、令和11（2029）年度までに改めます。

表1-1 計画期間

		平成31 (2019)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
狛江市基本構想・ 基本計画		▶	第4次基本構想									
			前期基本計画						後期基本計画			
狛江市緑の基本計画		▶										
関連 計画	狛江市環境 基本計画	▶										

1.7 計画対象地域

本計画の対象地域は、狛江市全域（都市計画区域面積639ha）を対象とします。

第2章 緑の現況と課題

2.1 狛江の緑の成り立ち

(1) 緑の成り立ちと変化

狛江市は、多摩川と野川に挟まれた沖積低地*の平坦な地形であり、北側は立川段丘*の台地、南側は多摩川沿いの低地や自然堤防の微高地から成っています。

緑地帯は社寺林*、屋敷林、河川敷林などの独立した樹林地が多く、このような樹林地は、現在でも狛江市の景観のシンボルであり、自然の息づく市民の憩いの場として重要な位置付けとなっています。樹林地の周囲の土地利用は、1960年代までは、低地には田んぼ、台地には畑が広がり、段丘崖*などに樹林が存在していました。1970年代になると、田んぼや畑は宅地になり、その狭間に放置林として樹林地が残ったと考えられます。

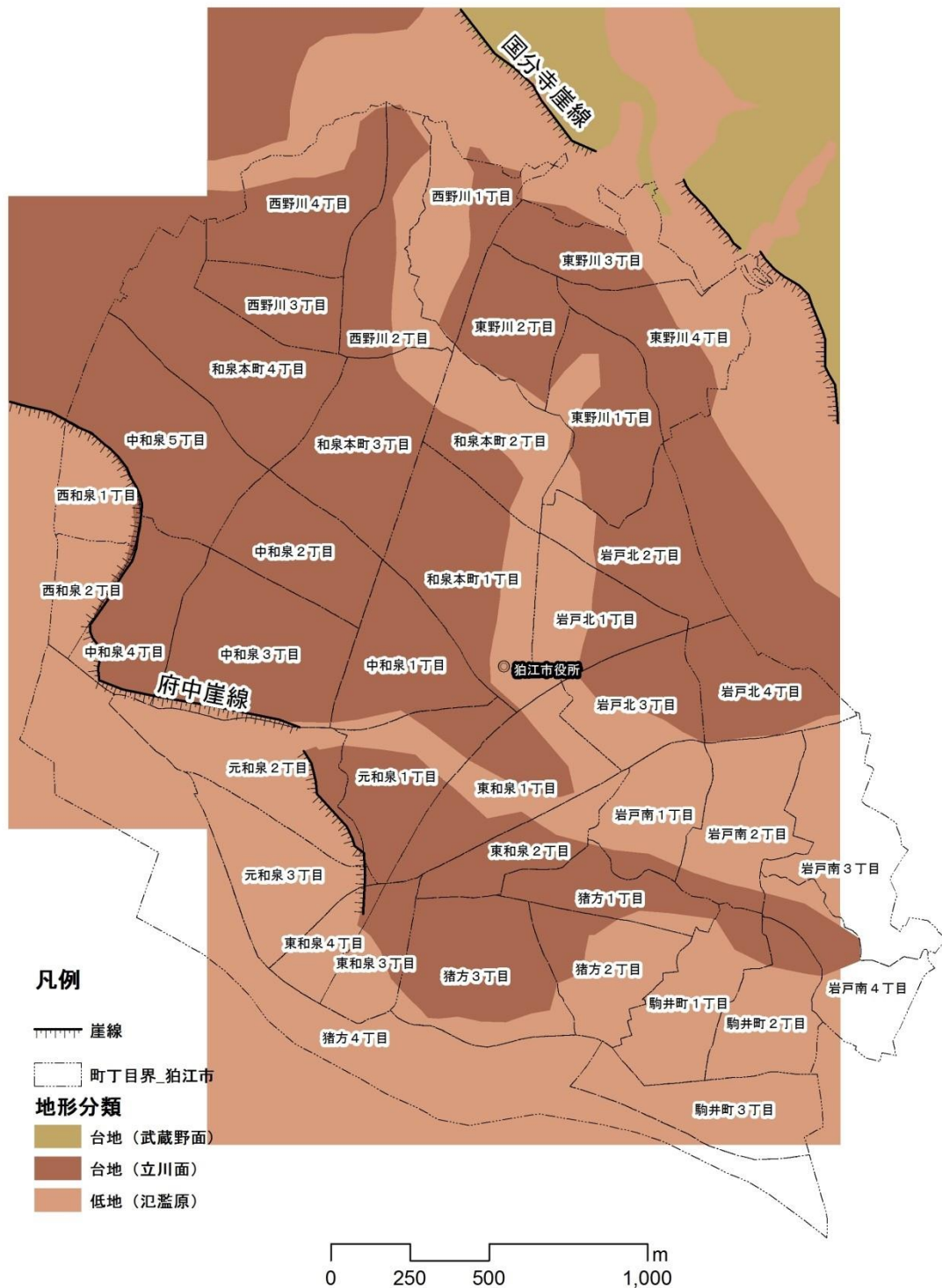
かつての土地利用は水田耕作を主としていましたが、戦後、都市化が急速に進み、現在では水田に代わって住宅地が広がっています。特に農地については、宅地への転用などにより、平成20(2008)年から平成29(2017)年までの10年間に約11ha減少し、現在も減少が続いています。狛江市では、生産緑地地区を指定し、農地を保全してきましたが、その多くは制度運用開始時の平成4(1992)年に指定されています。土地の所有者が農業を続けられなくなった場合、または指定から30年を経過した場合などに、所有者は市に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。そのため、平成4(1992)年から30年を経過した令和4(2022)年に生産緑地が大幅に減少する可能性が懸念されていましたが、平成29(2017)年の生産緑地法改正により、所有者などの意向により買取り申出ができる時期を10年間延長することができる特定生産緑地の制度が創設され、狛江市においても指定に向けた取組が進んでいます。



伊豆美神社に隣接する中和泉樹林地



生産緑地地区（駒井2丁目）



出典：「狛江市緑の基本計画」(平成 25 年 3 月)

図 2 - 1 地形分類図 (平成 22 (2010) 年)

(2) 水辺の成り立ちと変化

河川の浸食によって平坦な地形が形成される以前の狛江市の地形は起伏に富んでおり、水域は上流部の多くの小川と中流部の川、そして下流部の河川というように地形に沿って形成されていました。北側の市境に入間川が流れ、市内を旧野川が北から南に、六郷用水や岩戸川が西から東に流れていました。狛江市は、かつて湧水が豊富な土地でもあり、府中崖線* 沿い、弁財天池と揚辻稻荷、狛江第一小学校北側をはじめ、相当数の湧水があったとされます。府中崖線沿いの湧水を集めた旧清水川や水路網が市南部を流れ、多摩川沿いには湿地がありました。

狛江市は、このように水辺環境に恵まれていましたが、1960年代後半に入ると旧野川の付け替え、六郷用水や水路網の埋め立て、低地の水田や湿地の宅地化などにより、身近な水辺の大部分は失われてしまいました。また、崖線付近にあった数ヶ所の湧水も同時期にほとんど枯れてしまいました。

現在は、多摩川と野川が主な水辺環境となっており、旧野川と岩戸川の旧水路敷は緑道となり、一部には西野川せせらぎや岩戸川せせらぎが整備されています。また、府中崖線沿いには、西河原公園や西河原自然公園が整備され、弁財天池周辺は特別緑地保全地区に指定されています。

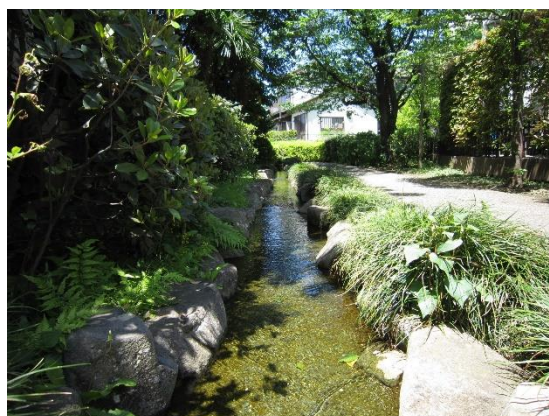
このように、狛江市の水環境は時代の変化とともに大きくその姿を変え、現在に至っています。



多摩川



野川



岩戸川せせらぎ



出典：「粕江市緑の基本計画」（平成 25 年 3 月）

図 2-2 明治 14 年の迅速測図から見た水系ネットワーク図

※迅速測図とは、戦前、陸軍によって撮影された空中写真などを指します。ここでは、明治 14 年の迅速測図から、当時の河川を判読しています。

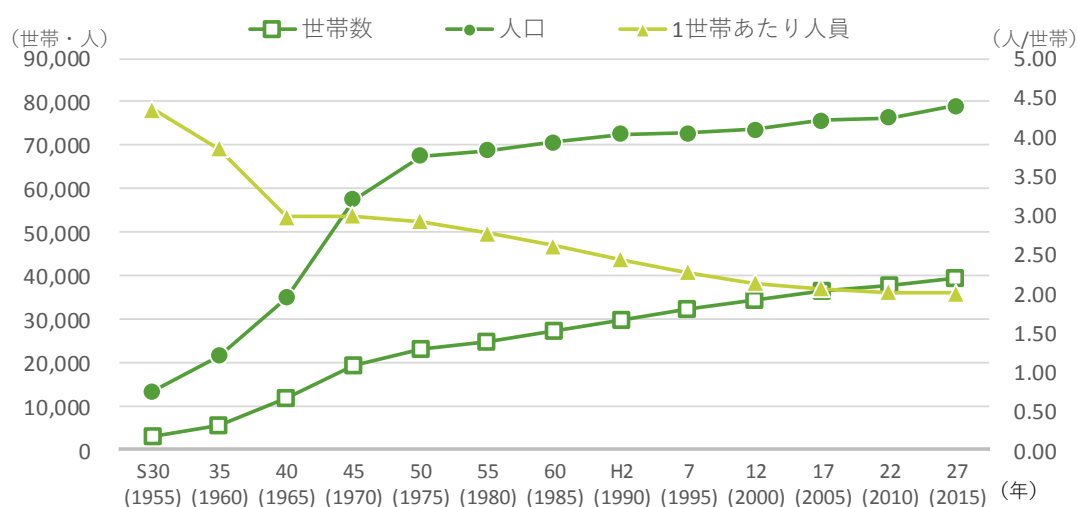
2.2 まち・緑の変化と現況

(1) まちの変化

①人口・世帯数

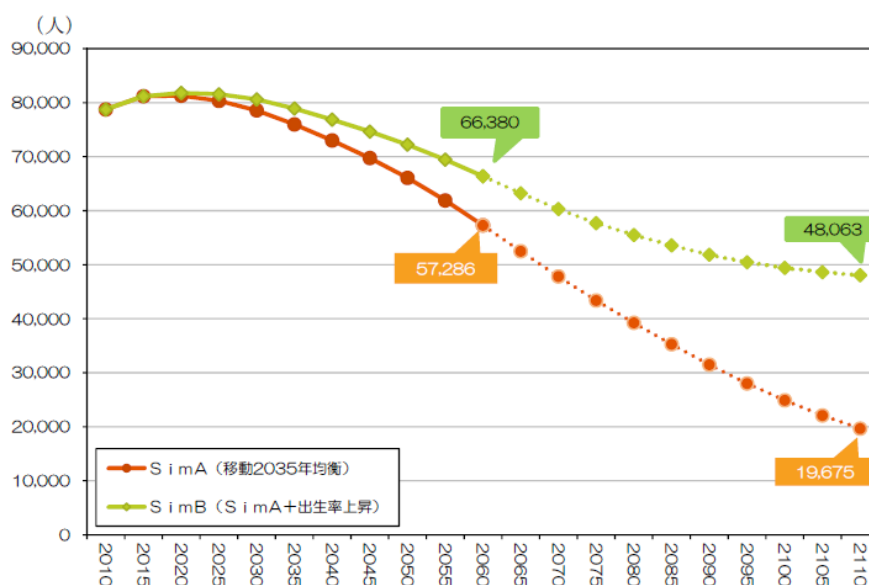
狛江市の人口は昭和 30（1955）年から昭和 50（1975）年にかけて急激に増加し、昭和 50（1975）年には7万人を超え、以降も緩やかに増加を続けており、平成 28（2016）年に8万人を突破しました。現在の人口・世帯数は、平成 31（2019）年1月1日現在で、住民基本台帳人口 82,481 人、42,157 世帯、人口密度は 12,908 人/km²です。

平成 28（2016）年に市が実施した将来人口推計によれば、人口は当面増加しますが、2020 年頃をピークに減少に転じる見込みとなっています。



出典：「統計こまえ」（資料 各年1月1日 住民基本台帳による）

図 2-3 狛江市の人口・世帯数の推移



SimA：出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値に基づき、2035年以降に移動（転入・転出）がゼロ（均衡）を見込んだ推計

SimB：SimAをベースに、2060年までに出生率の上昇を見込んだ推計

出典：狛江市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）

図 2-4 狛江市の将来人口シミュレーション

②土地利用

平成30（2018）年1月1日現在の地目割合は宅地が85.98%で、そのうち住宅地区の割合が79.19%で最も高くなっています。

平成26（2014）年からの5年間の面積の推移は、畑の減少が最も大きく3.54ha減少しました。一方、増加面積が最も大きいのは住宅地区で6.39ha増加しました。

表2-1 地目別土地面積の推移

各年1月1日現在（単位：ha）

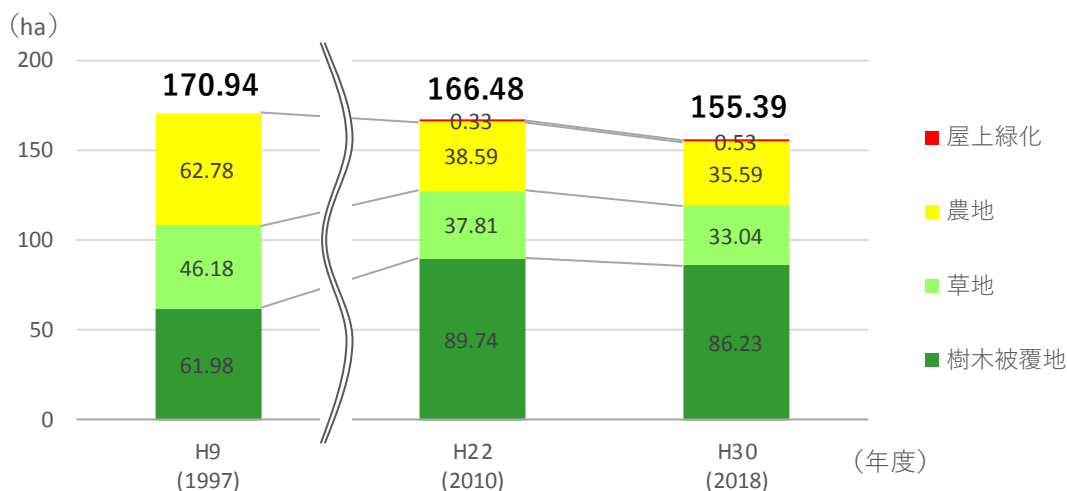
区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 構成比	5年間の増減(ha)
総 数	397.59	397.57	397.75	397.53	397.60	100.00	0.01
田	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
畑	41.19	40.04	38.56	38.08	37.65	9.47	-3.54
宅 地	336.04	337.46	339.79	340.94	341.87	85.98	5.83
商業地区	17.48	16.30	16.22	16.14	16.18	4.07	-1.30
工業地区	10.11	11.41	11.45	11.45	10.85	2.50	0.74
住宅地区	308.45	309.75	312.12	313.35	314.84	79.19	6.39
池 沼	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
山 林	1.10	1.10	0.97	0.97	0.78	0.20	-0.32
原 野	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
雑種地	18.59	18.30	17.76	17.14	16.90	4.25	-1.69
免税点以下	0.67	0.67	0.67	0.40	0.40	0.10	-0.27

出典：「統計こまえ」

(2) 緑の変化と現況

①市全体の緑の量の推移

狛江市の緑被地面積は減少傾向にあり、平成 22 (2010) 年度から平成 30 (2018) 年度までの9年間で、宅地化などを背景に約 11ha の緑地が減少しました。しかし、農地、草地の減少は、以前と比べて緩やかになりつつあります。



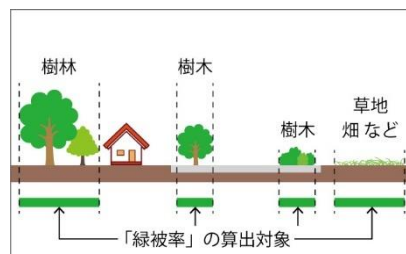
※掲載の数値は集計の際、少数第3位を四捨五入しているため合計値があわない場合がある。
 ※平成 22 (2010) 年度調査は、緑被地の抽出精度が向上したことにより、樹木被覆地が増加した。

図 2 - 5 緑被地面積の推移

【参考】緑の量を示す3つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違い

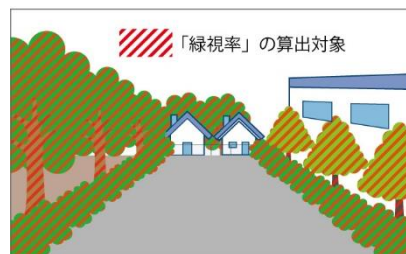
■緑被率

植物の緑によって覆われた土地の面積の割合。
 本計画では、「狛江市緑の実態調査」により平成 30 (2018) 年5月 21 日に撮影した航空写真から測定したデータを用いています。



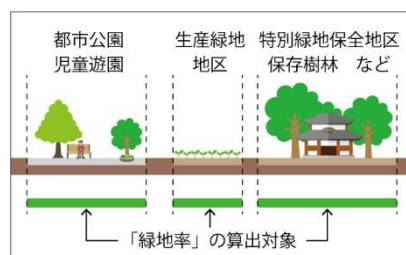
■緑視率

写真に写った樹木などの緑の面積が写真全体に占める割合。
 本計画では、「狛江市緑の実態調査」により市内 78 地点 282 箇所撮影した写真から測定したデータを用いています。



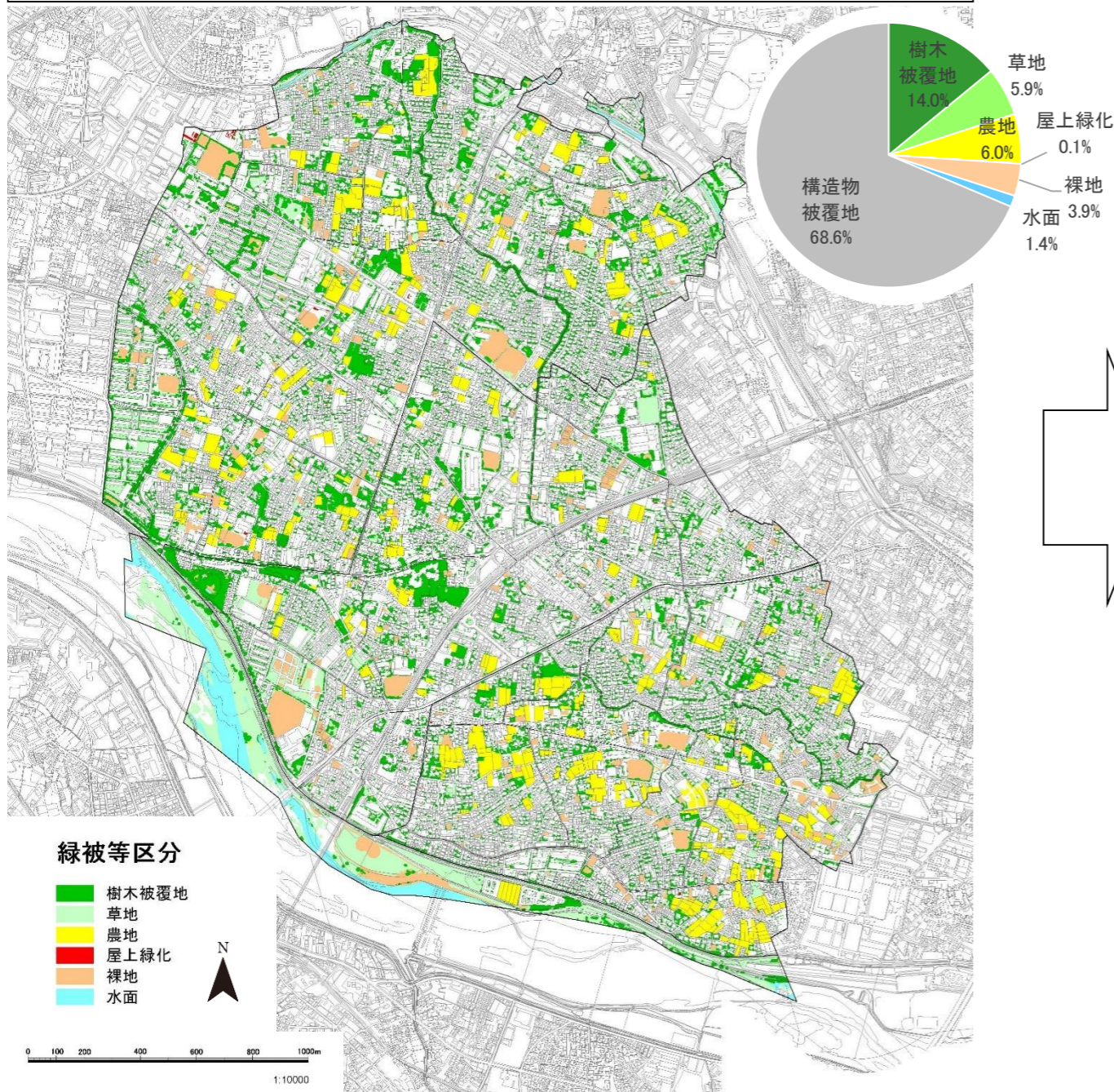
■緑地率

持続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の面積が、市域に占める割合。

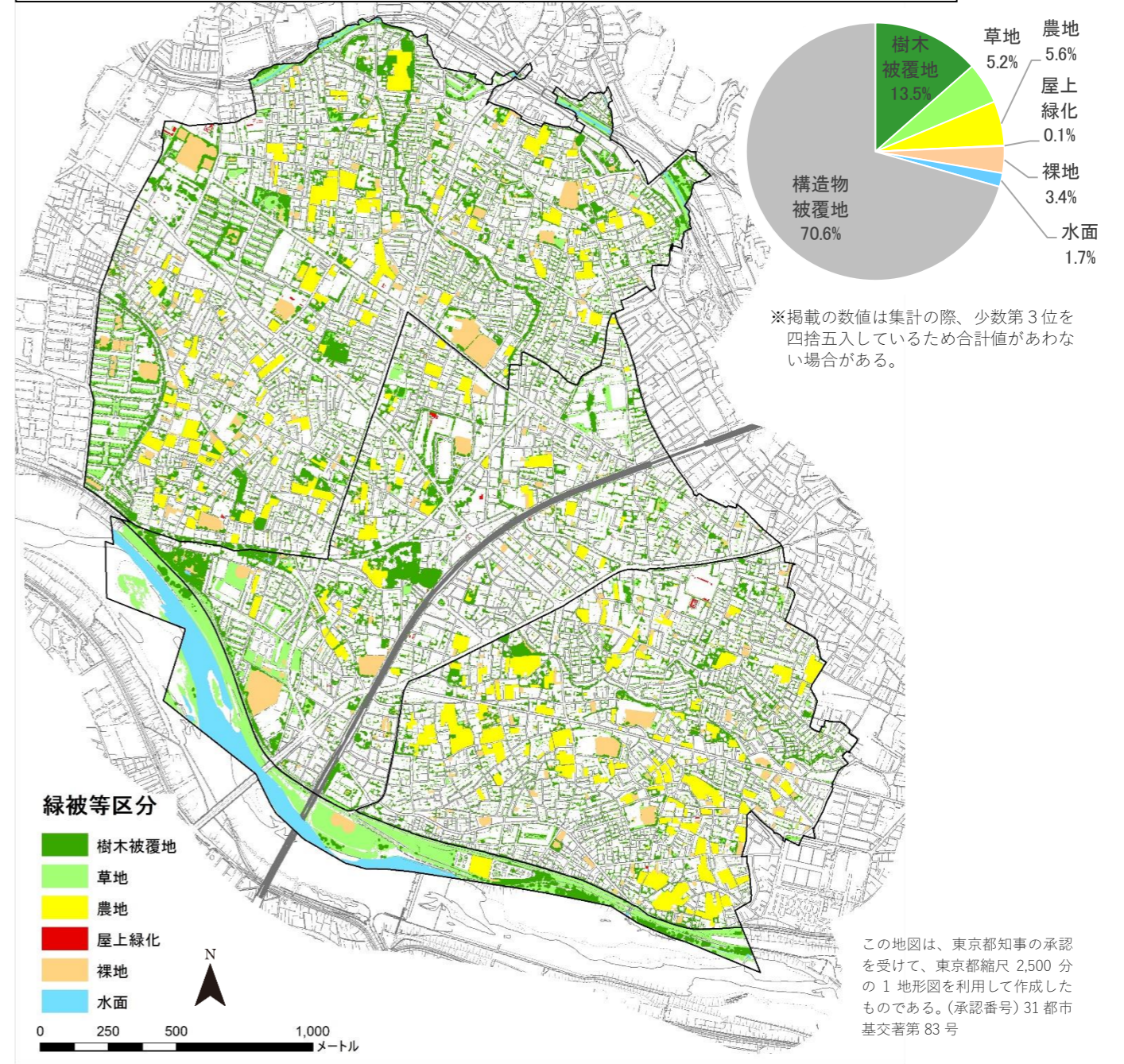


前回調査との比較

平成 22 (2010) 年度調査



平成 30 (2018) 年度調査



緑被地面積・緑被率	166.48ha	・	26.05%	→	155.39ha	・	24.32%	(11.09ha・1.73ポイント減少)
うち 樹木被覆地 面積・割合	89.74ha	・	14.04%	→	86.23ha	・	13.49%	(3.51ha・0.55ポイント減少)
農地 面積・割合	38.59ha	・	6.04%	→	35.59ha	・	5.57%	(3.00ha・0.47ポイント減少)

減少要因：
樹林地、草地、農地の宅地化

樹林地(300㎡以上)箇所数・面積	411箇所	・	30.41ha	→	329箇所	・	25.38ha	(82箇所・5.03ha減少)
-------------------	-------	---	---------	---	-------	---	---------	-----------------

減少要因：
宅地化による 500㎡未満の小規模な樹林地の減少

②樹木・樹林

狛江市には、東野川三丁目樹林地のようなかつて薪炭林*であった樹林地、狛江弁財天池特別緑地保全地区のような社寺林、農家などに見られる屋敷林、多摩川五本松や狛江水辺の楽校のような河川敷林がありますが、薪炭林であった樹林地や屋敷林は、宅地開発などに伴い、減少しています。

平成30(2018)年度に実施した調査では、樹冠面積* 300㎡以上の樹林は市内に329箇所、25.38haあり、市全域面積に対する樹林面積の割合(樹林率)は3.97%でした。

主な樹林は、西河原公園、狛江弁財天池特別緑地保全地区、多摩川河川敷の猪方四丁目、駒井町三丁目付近にあり、屋敷林、病院、集合住宅などの民有地においても多くの樹林が確認されています。

面積規模別にみると、箇所数では300㎡以上500㎡未満が165箇所と最も多く、樹林面積では1,000㎡以上5,000㎡未満が10.62haと最も多くなっています。

前回(平成22(2010)年度)の調査結果と比較すると、樹冠面積300㎡以上の樹林は市全域で82箇所、5.03ha減少しました。地区別では北部と南部における減少が大きく、面積規模別では、規模の小さい樹林の減少が目立っています。

狛江市では、貴重な樹木、樹林を保全するため、「狛江市緑の保全に関する条例」に基づき、一定の基準を満たす樹木、樹林、生け垣を保存樹木、保存樹林、保存生け垣に指定していますが、近年では宅地開発、維持管理の負担などを背景に、指定解除が新規指定以上に生じています。

表2-2 地区別・面積規模別の樹林の経年変化

上段：平成22(2010)年度 中段：平成30(2018)年度 下段：増減

樹林規模	300~500㎡未満		500~1,000㎡未満		1,000~5,000㎡未満		5,000㎡以上		合計	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
北部	113	4.30	74	5.00	38	6.72	0	0.00	225	16.02
	78	3.01	63	4.07	34	5.54	0	0.00	175	12.61
	-35	-1.29	-11	-0.94	-4	-1.18	0	0.00	-50	-3.41
中部	55	2.11	25	1.72	17	3.54	1	1.55	98	8.92
	49	1.89	26	1.66	13	2.82	1	1.50	89	7.87
	-6	-0.22	1	-0.06	-4	-0.72	0	-0.05	-9	-1.05
南部	45	1.74	18	1.27	11	1.35	0	0.00	74	4.36
	32	1.25	9	0.64	5	0.78	0	0.00	46	2.66
	-13	-0.50	-9	-0.63	-6	-0.57	0	0.00	-28	-1.70
河川敷	5	0.20	6	0.38	3	0.53	0	0.00	14	1.11
	6	0.24	8	0.52	5	1.48	0	0.00	19	2.24
	1	0.04	2	0.14	2	0.95	0	0.00	5	1.13
総計	218	8.34	123	8.38	69	12.14	1	1.55	411	30.41
	165	6.38	106	6.89	57	10.62	1	1.50	329	25.38
	-53	-1.97	-17	-1.48	-12	-1.53	0	-0.05	-82	-5.03



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 83 号

図 2 - 6 樹冠面積 300 ㎡以上の樹林分布図 (平成 30 (2018) 年度)

③公園

狛江市には、平成31（2019）年4月1日現在、79箇所、12.25haの公園が整備されています。内訳は、街区公園*が17箇所、1.77ha、近隣公園*が1箇所、1.25ha、緑地・街区緑地が9箇所、7.59ha、児童遊園が52箇所、1.65haとなっています。

狛江市の大きな特徴として、小規模な公園が多く、半数以上が面積300㎡未満となっています。そうした小規模な公園一つ一つに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、公園機能の再編・再整備の検討を進める必要があります。

また、地域によって公園の面積や配置に偏りがあり、市民一人当たりの公園面積は、北部地区と南部地区の間で約1.7倍の差が生じています。そのため、不足地域における都市計画公園の新規指定を行うなど、適正な公園面積の確保と公園配置が必要です。

さらに、開園から20年以上を経た公園も多く、老木や設備の安全対策などといった管理上の課題も顕在化しています。

表2-3 公園整備状況

種別		箇所	面積(㎡)
都市公園	街区公園	17	17,680.15
	近隣公園	1	12,532.31
	緑地・街区緑地	9	75,868.93
	小計	27	106,081.39
児童遊園		52	16,466.84
合計		79	122,548.23

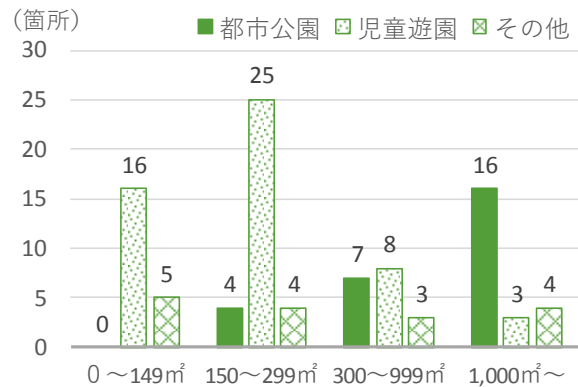


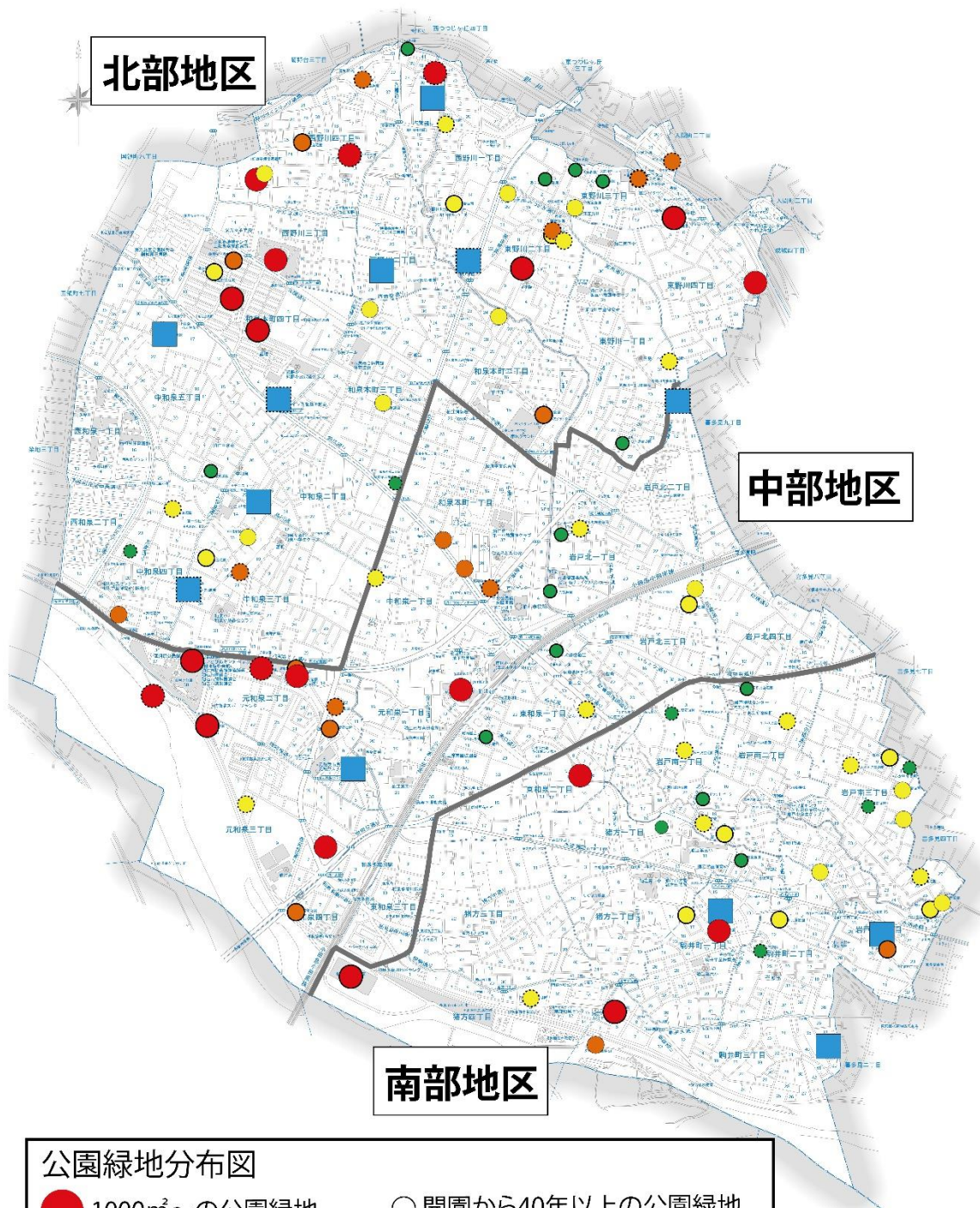
図2-7 面積別公園緑地

表2-4 地区別の市民一人当たり公園面積

種別	北部地区		中部地区		南部地区		
	面積(ha)	一人当たり面積	面積(ha)	一人当たり面積	面積(ha)	一人当たり面積	
都市公園	街区公園	1.25	0.36	0.14	0.06	0.38	0.18
	近隣公園	1.25	0.36	0.00	0.00	0.00	0.00
	歴史公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	都市計画緑地	2.33	0.66	2.67	1.06	1.26	0.58
	小計	4.83	1.38	2.81	1.12	1.64	0.76
都市公園以外	児童遊園	0.78	0.22	0.52	0.21	0.35	0.16
合計		5.61	1.60	3.33	1.32	1.99	0.92
人口(H30.1.1現在)		35,072		25,142		21,574	

※掲載の数値は集計の際、少数第3位を四捨五入しているため合計値があわない場合がある。

※各地区の公園面積には、河川敷（多摩川部分）は含んでいない。

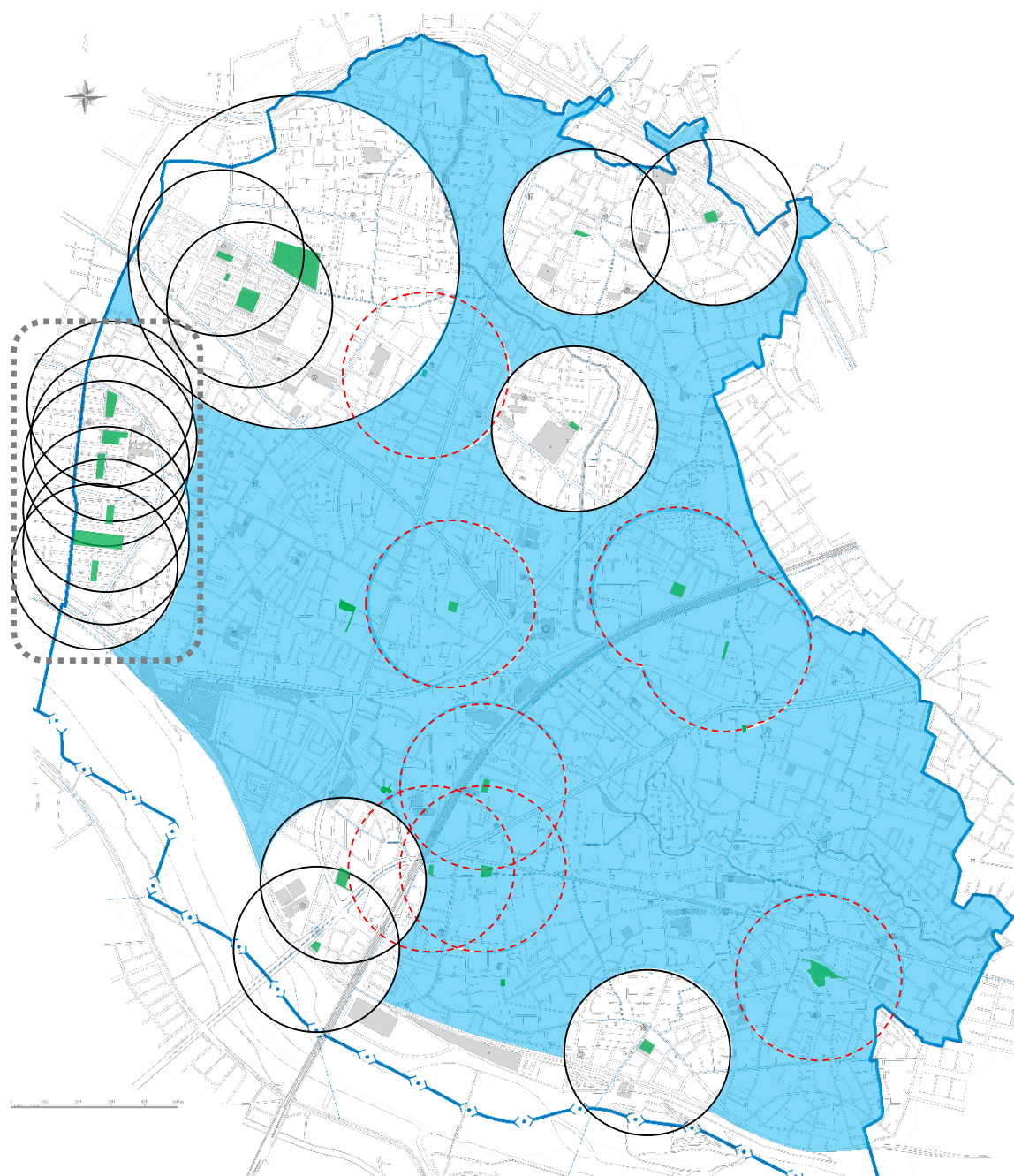


公園緑地分布図

● 1000㎡以上の公園緑地	○ 開園から40年以上の公園緑地
● 300～999㎡の公園緑地	○ 開園から20～39年の公園緑地
● 150㎡～299㎡の公園緑地	○ 開園から20年未満の公園緑地
● ～149㎡の公園緑地	
■ 市民農園・体験農園	

※野川緑道・岩戸川緑道・堀上緑道はマークしていない。
公園緑地は市で管理しているもののみ表記している。

図 2 - 8 公園緑地規模別分布図



- : 都市計画公園
- : 都市計画公園
空白地
- : 都市計画公園が
密集している地域
- : 開園している
都市計画公園
の誘致圏域
- : 未開園の
都市計画公園
の誘致圏域

※誘致圏域は、「都市公園法運用指針（第3版）」（平成29年6月 国土交通省都市局）に、参考として示された住区基幹公園における誘致距離標準（街区公園半径250m、近隣公園500m、特殊公園はなし）を基に記載しています。

図2-9 都市計画公園の分布



小規模公園の例① まつのき児童遊園
(岩戸北一丁目、89.32 m²、開発行為に伴い、取得)



小規模公園の例② 猪方一丁目公園予定地
(猪方一丁目、92.81 m²、岩戸川緑地公園より区分け)

④接道部緑化

市内の接道総延長 366,630m に対し、接道部緑化延長は 84,373m、接道部緑化率は 23.01%です。

最も多い接道部緑化は、植込み（44,559m）で接道部緑化全体の 52.8%を占めています。次いで多いのは、生け垣（16,524m）、農地（9,256m）です。

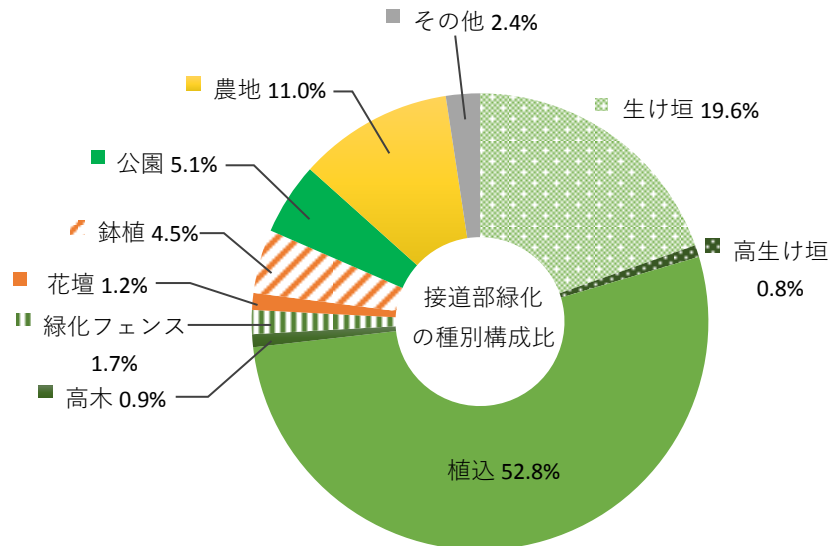


図 2 - 10 接道部緑化の種別構成比



生け垣



植込み



鉢植による緑化

⑤緑視率

市内 78 地点の平均緑視率は 19.9%です。

類似調査を実施している他の市区との比較から、狛江市内の平均緑視率は中程度に位置していますが、緑被率が狛江市と同程度の武蔵野市、やや低い杉並区に比べて、狛江市の平均緑視率は低い状況です。

また、狛江市の平均緑視率は、緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率 25.0%（※）を下回っています。

※「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」（国土交通省 平成 17 年公表）より



緑視率の高い地点【和泉本町 1-16 付近】



緑視率の低い地点【中和泉 5-6 付近】

表 2 - 5 狛江市及び他市区の平均緑視率

	平均緑視率 (%)	地点数	撮影箇所数	(参考) 緑被率 (%)	調査年度
狛江市	19.9	78	282	24.3	平成 30 年度
中央区	39.5	50	50	10.7	平成 29 年度
武蔵野市	27.6	100	378	24.3	平成 28 年度
杉並区	21.3	70	268	21.8	平成 29 年度
港区	16.6	57	199	21.8	平成 28 年度
江東区	15.4	500	1,726	20.0	平成 25 年度

※平成 25 (2013) 年度以降に緑視率を計測し、結果を公表している市区の平均緑視率と緑被率を比較

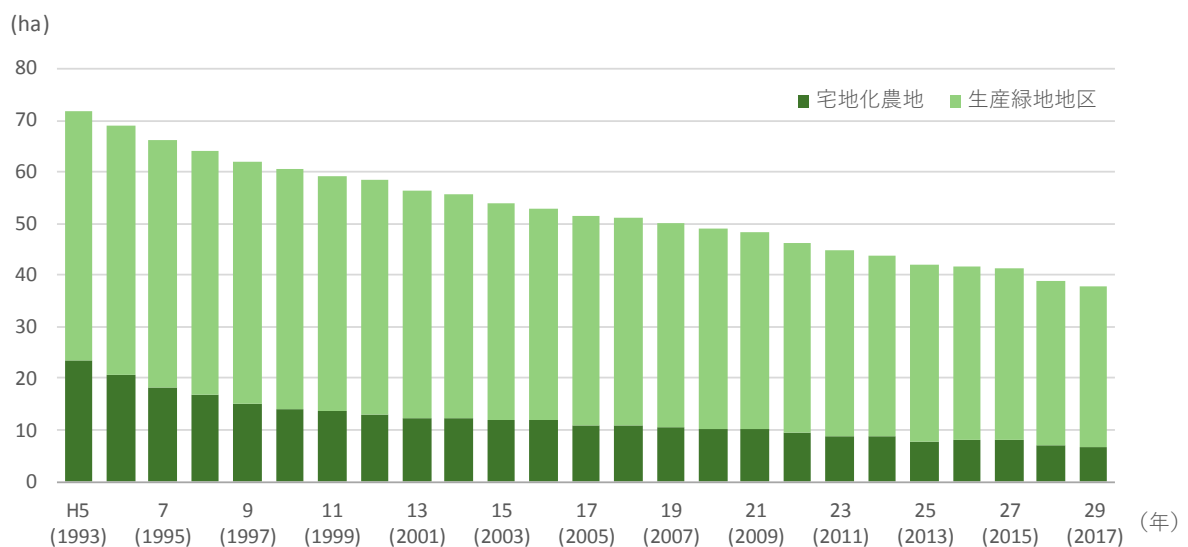
※緑視率の解説は、14 ページの【参考】緑の量を示す 3 つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違いをご覧ください。

⑥農地

「狛江市緑の実態調査」における緑地現況調査から把握された農地面積は、35.59haです。このうち、生産緑地地区（平成30年1月1日時点）の面積は31.2haであり、農地面積の8割以上が生産緑地地区に指定されています。

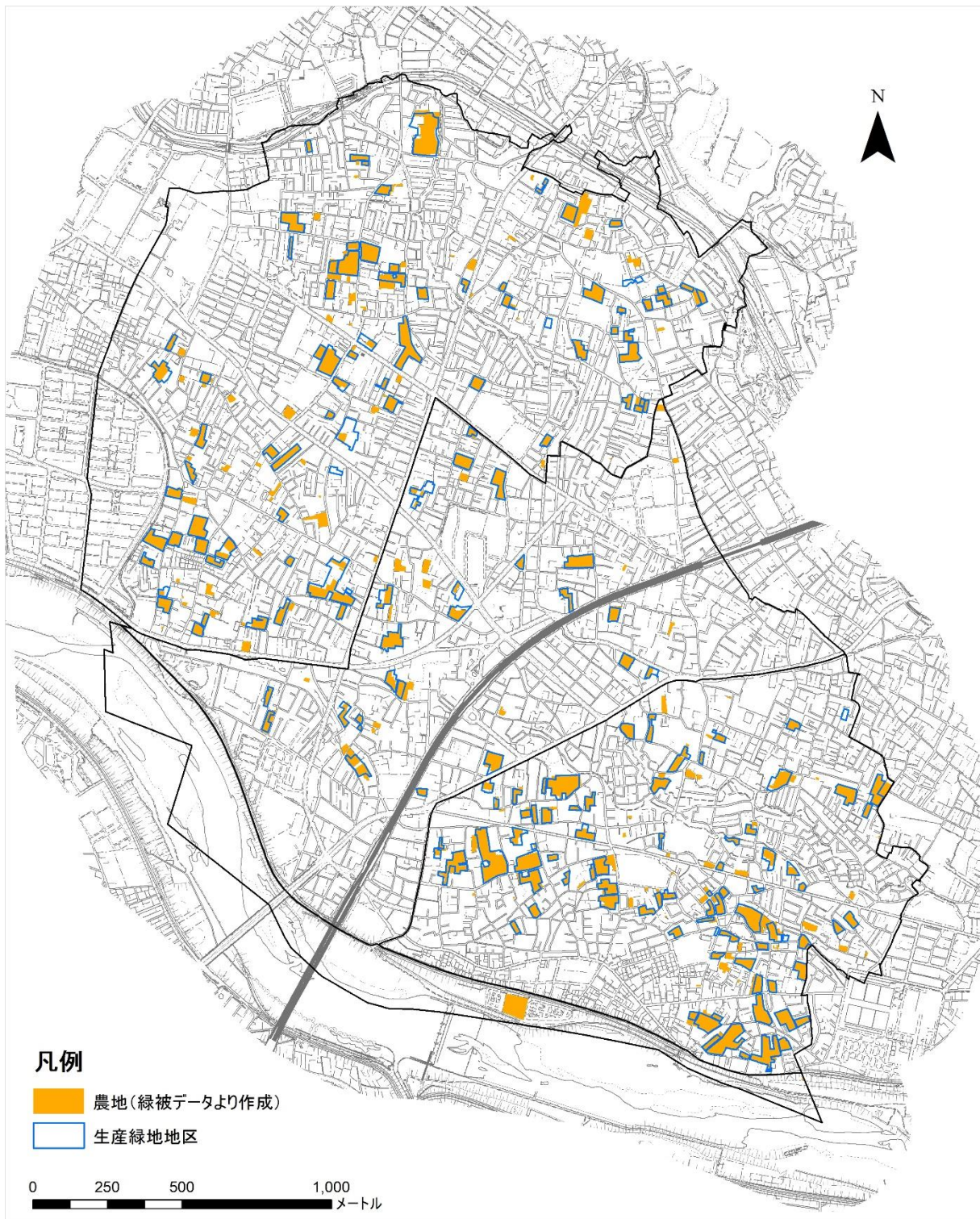
農地は北部地区と南部地区に多く分布していますが、生産緑地地区以外の宅地化農地は小規模なものが多くなっています。

農地面積の推移をみると、平成5（1993）年は宅地化農地が23.5ha、生産緑地地区が48.3ha、農地の合計で71.8haでしたが、平成29（2017）年には宅地化農地は16.8ha減少し6.7ha、生産緑地地区は17.1ha減少し31.2ha、農地の合計は37.9haとなっています。



出典：「狛江市緑の実態調査報告書（平成30年12月）」

図2-11 宅地化農地と生産緑地地区面積の変化



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 83 号

図 2 - 12 農地の分布状況

⑦動植物相

市街地化が進み、樹林地が減少している狛江市において、主なまとまった植生としては、多摩川沿いの河川敷や堤防法面の草地と、西河原公園・西河原自然公園一帯が挙げられます。このうち西河原公園は、多摩川の河川敷だった場所を買収して整備された公園で、昭和51（1976）年の開園から40年余が経過し、コナラ、クヌギ、シラカシなどの樹木が良好な緑地を形成しています。

動植物については、平成29（2017）年夏から平成30（2018）年春にかけて行った、市内の主な自然拠点などに生息・生育する動植物を調べる自然環境調査の結果、918種が確認されました。このうち67種が、国または東京都のレッドデータブック（RDB）に記載されている希少種であり、希少種の確認が多かった場所は多摩川（狛江水辺の楽校付近）でした。

また、ツミやチョウゲンボウといった猛禽類（ワシやタカの仲間）や、ホンドイタチ、ホンドタヌキなどの哺乳類が確認されています。これらの動物の餌となる多くの小動物や昆虫が生息し、安心・安全に移動・繁殖できる自然環境が、狛江市やその周辺に残されていると考えられます。

その一方で、狛江市には本来生息・生育していない「外来種*」も154種確認されています。その中でも特に生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする「特定外来生物」も多く確認されています。

表2-6 分類群ごとの確認種数

分類群	総数	希少種	外来種
植物	500	23	124
哺乳類	9	1	1
鳥類	63	24	3
両生類	4	2	1
爬虫類	8	6	1
昆虫類	314	6	20
水生生物	20	5	4
合計	918	67	154

※調査時期など：春夏秋冬に各1回ずつ、市内の主な自然拠点など10地点で実施。

※東京都RDBの地域区分において狛江市は「北多摩」地域に区分される。

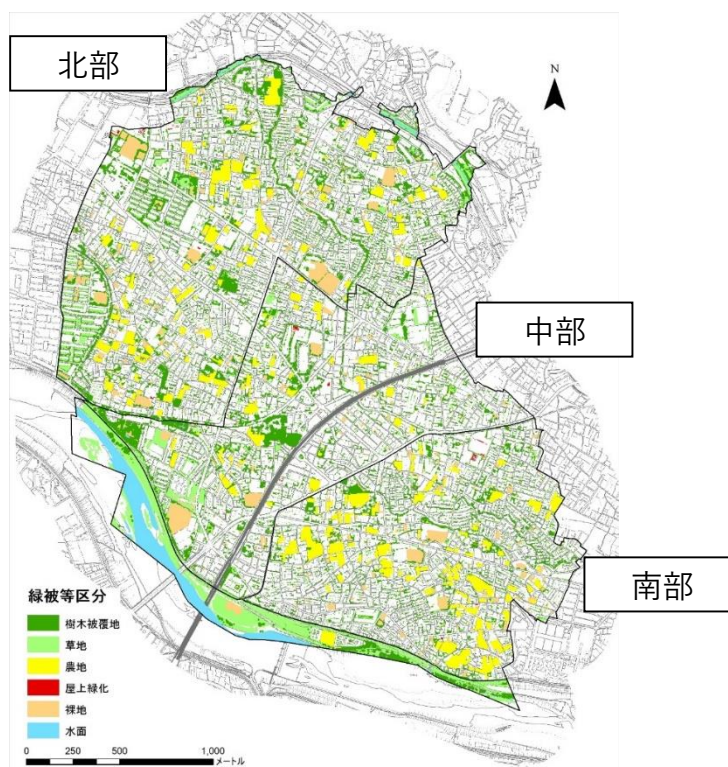
※植物は、人為的に植栽されている種、園芸種も含む。

※多摩川の本流は調査対象外。

出典：「狛江市生物多様性地域戦略」

(3) 地区別の緑の特徴

本項では、北部地区、中部地区、南部地区に分けて、緑の特徴を明らかにします。(※市全域の数値には、北・中・南部地区に加えて河川敷(多摩川部分)を含んで計算しています。)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 83 号

①北部地区 ～樹木・樹林が多く緑豊かな北部～

北部地区は立川段丘の台地部を中心とした市域北部で、狛江都営住宅や多摩川住宅などの大規模住宅団地を含み、用途地域としては住居専用地域が多い地区です。

緑被率(25.19%)、樹林率(4.90%)は市平均よりも高く、規模の大きい屋敷林、大規模集合住宅内の施設緑化、農地の分布が多いものの、樹林地の宅地化が進行しており、3地区の中で過去8年間で最も緑被地が減少しています。

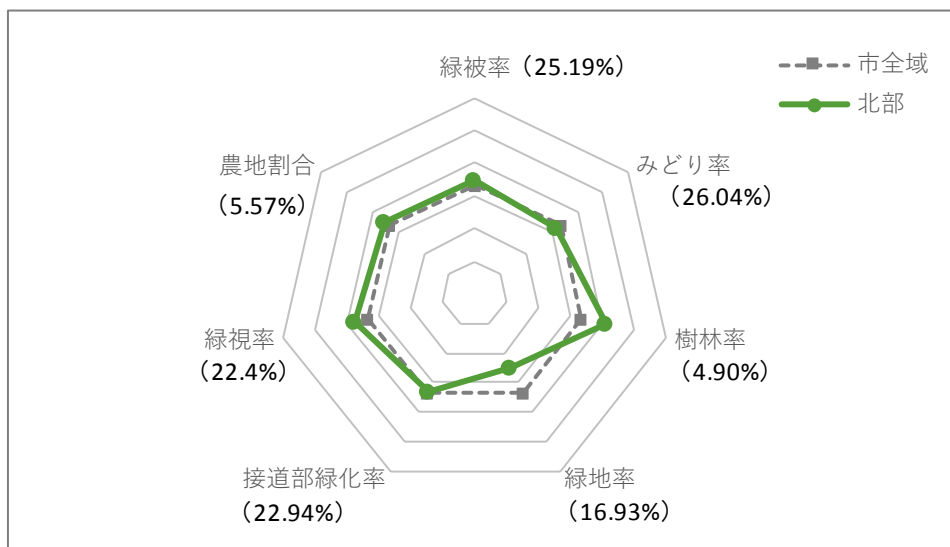


図 2 - 13 北部地区の緑化状況図

②中部地区 ～緑はやや少ないものの、市を代表する緑の資源が集まる中部～

中部地区は小田急線の両側の市域中央部で、駅前や世田谷通り沿いは商業地域となっています。用途地域としては商工業系、住居系が混在した地区です。

緑被率、みどり率、緑地率、接道部緑化率は、3地区の中で最も低いものの、西河原公園、西河原自然公園、狛江弁財天特別緑地保全地区、六郷さくら通りなど、市を代表する公園、緑地などが集まり、公園の規模も北部、南部に比べて大きいことが特徴です。

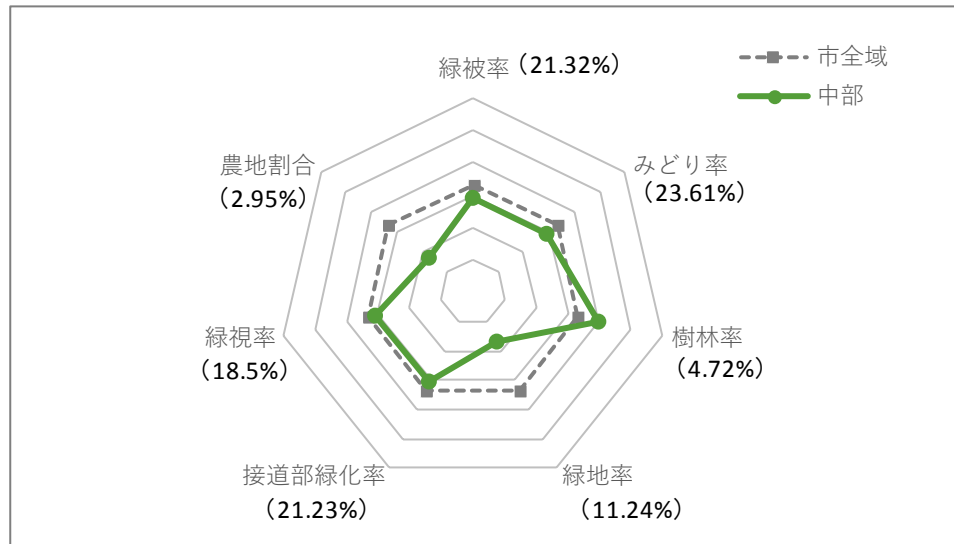


図2-14 中部地区の緑化状況図

③南部地区 ～農地の緑が多く、樹木・樹林は少ない南部～

南部地区は、多摩川沿いの低地部を中心とした市域南部です。用途地域としては低層の住居系用途が多い地区です。

緑被率(24.09%)は市平均とほぼ同等、接道部緑化率(24.68%)は市平均よりも高いですが、みどり率、樹林率、緑地率は低くなっています。農地が15.12ha、農地割合9.79%は3地区の中で最も高く、農地分布の多い地区です。そのため農地の減少も大きく、平成22(2010)年度から平成30(2018)年度にかけて1.07ポイント減少しています。

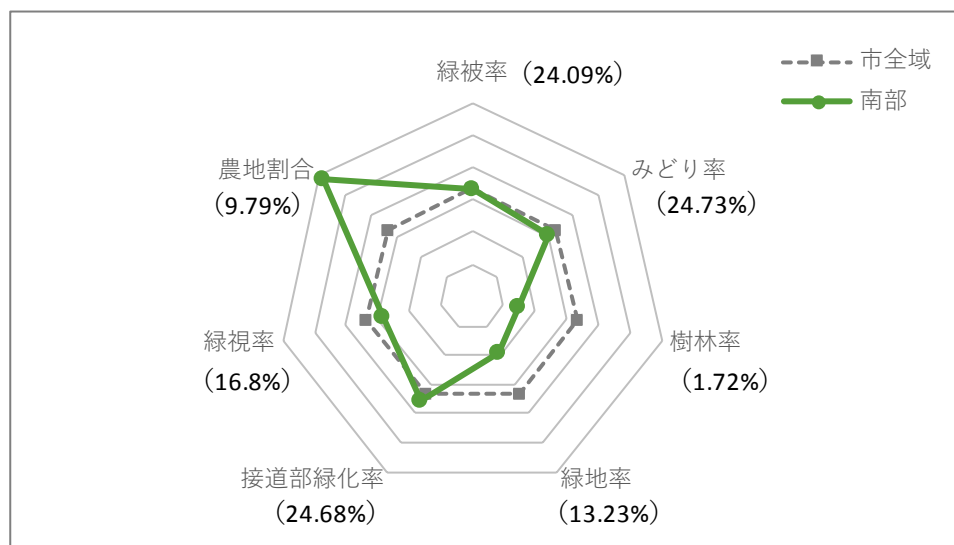


図2-15 南部地区の緑化状況図

2.3 緑に対する市民意識

(1) 市民意識調査

計画の見直しに当たり、市内の公園・緑地の量や質に対する市民の認識、重視する施策、緑に関わる活動への参加・協力意向などを明らかにすることを目的として、市民 1,500 人、市内に在学する小学 4 年生（587 人）及び中学 2 年生（454 人）を対象としたアンケートを実施しました。

その結果から、今後の「緑」に関する取組において、特に重要と考えられる 3 つの視点が抽出されました。

住みやすいまち、魅力あるまちをつくる緑の継承と質の向上

緑の量は必ずしも少ないとは認識されていないことから、現状の量を維持しつつ、質の向上をより重視していくことが必要です。

特に市民アンケートの結果から、市民が狛江のまちに期待する緑は、四季の変化や彩りが感じられる緑、日常的な憩いの場を提供する緑であり、市民が大切に思う緑の風景の保全、身近な公園の特色づくりや安全性・快適性の向上などの取組を通じて、住みやすさや街の魅力を高める緑を増やしていくことが必要です。

子どもたちが緑と水辺に触れ合う機会の充実

小・中学生アンケートの結果から、子どもたちは公園の利用を通じて自然（緑や水辺）と触れ合っており、公園や水辺での遊び、生きもの探しなどに関心があることがわかりました。

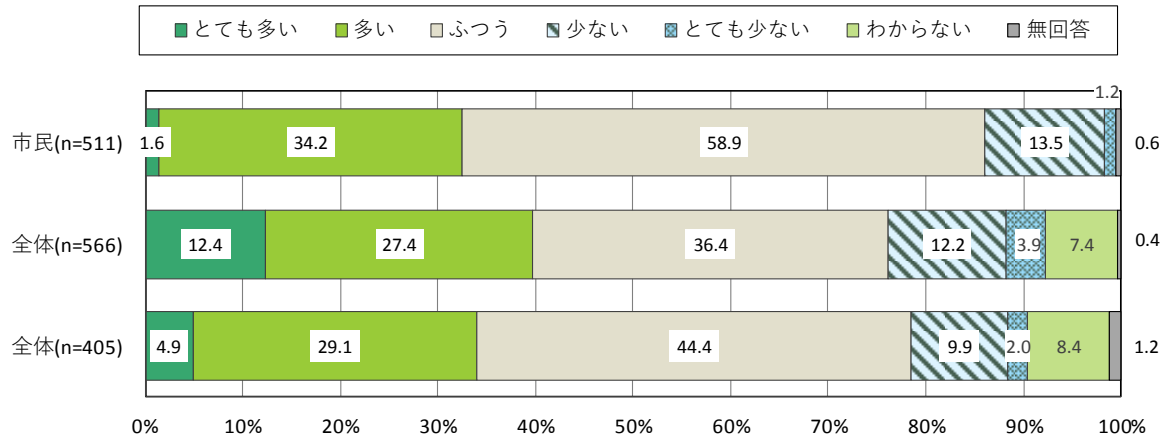
公園は、子どもたちが気軽に、安全に自然（緑や水辺）に触れることができる場所であり、将来のまちづくりを担う子どもたちが、身近な緑や水辺、そこに住む生きもの大切さを体験できる場所、緑を守り育てる活動に参加するきっかけとなる場として活用していくことが重要です。

市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の機会の創出

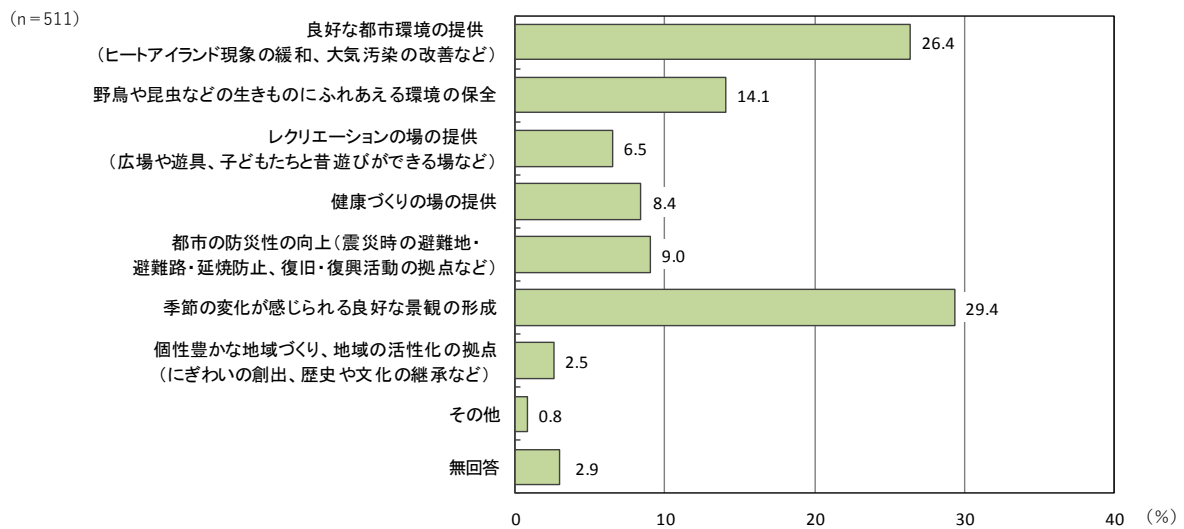
市民アンケートの結果から、市民は市民農園の利用や市内産の農産物の購入、自宅の庭やベランダでの緑や花の育成など、気軽に取り組めることへの関心が高いこと、比較的若い世代はクラウドファンディングや寄付を通じた活動支援、SNSを活用した情報発信への関心が高いなど、世代によって関心に差があることがわかりました。

このような市民意識をふまえ、市民の行動、活動への参加を促進していくため、多くの市民が緑に関わるきっかけをつくっていくことが必要です。また、若い世代が関心を示している寄附や緑に関わる情報発信の支援などの新しい参加・協働の手法を検討し、市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の手段・機会を設けることも求められます。

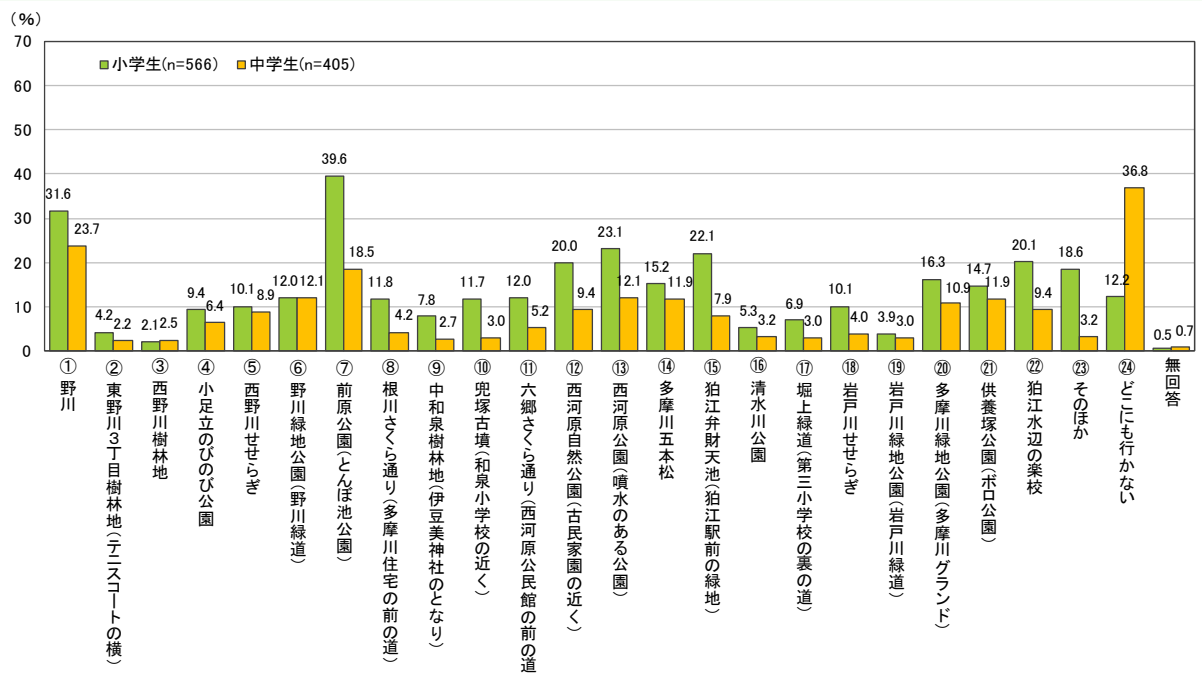
【市民・小中学生アンケート】市内の緑の量



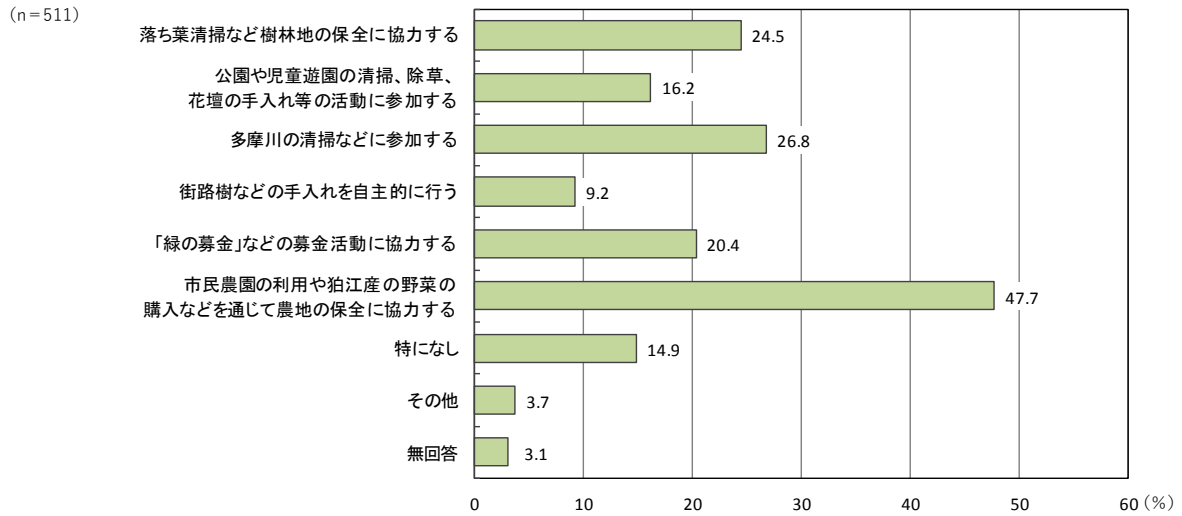
【市民アンケート】狛江市の「緑」に期待する役割（複数回答可）



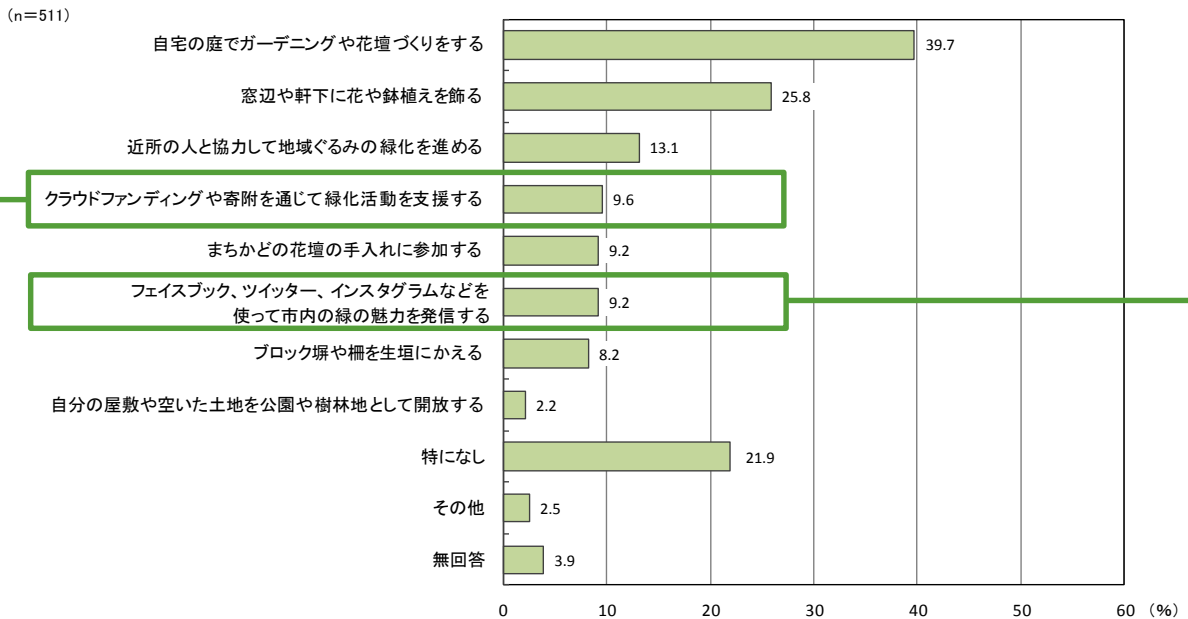
【小中学生アンケート】よく行く「自然のある場所」(複数回答可)



【市民アンケート】 狛江市の「緑」を守るために自身がしたいこと（複数回答可）

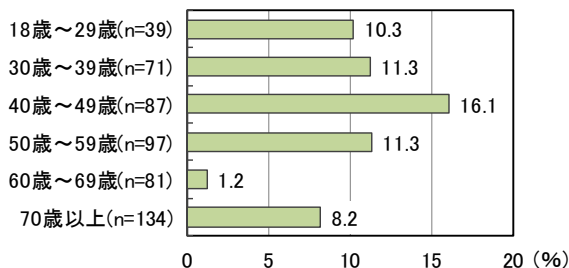


【市民アンケート】 狛江市に「緑」を増やし、つないでいくために自身がしたいこと（複数回答可）

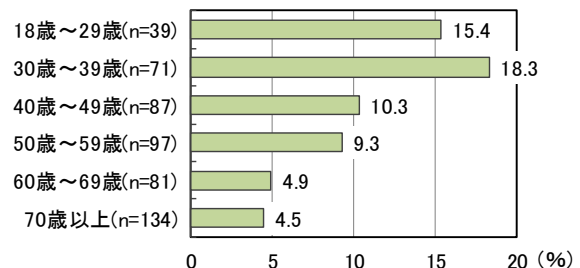


年齢別集計（抜粋）

クラウドファンディングや寄付を通じて
緑化活動を支援する



フェイスブック、ツイッター、インスタグラム
などを使って市内の緑の魅力を発信する



(2) 市民ワークショップ

市民にとって質の高い緑、緑地保全、公園をテーマに、課題を抽出して「市民にできること」を提案していただくことを目的に、平成31（2019）年2月～3月に3回のワークショップを開催しました。

いただいた多くの意見から、次のことが特に重要な点として抽出されました。

多摩川と水辺の緑、
狛江弁財天池、
野川緑道、
農地のある風景
の保全

○特に大切にしたい緑と水辺は、「多摩川とその水辺の緑地」「狛江弁財天池特別緑地保全地区」「野川緑道」「農地のある風景」であり、これらは狛江市の重要な緑の拠点、骨格として保全に取り組むことが必要です。

身近にある緑を
「知ること」
の大切さ

○緑を守り育てていくためのアイデアに関しては、市民協働の入口として、樹木や草花の名前、公園や樹林地の存在など、身近にある緑について「知る」こと、そして公園や樹林地、農地に実際に行ってみる機会をつくることが大切であるという意見が出されました。

四季・彩りを
感じられる
緑の創出

○市全体の緑の質、魅力の向上に向けて、四季を感じられる彩りが求められています。関連して、公園に写真映えするような花や特徴になる花があるとよい、街路樹・道路植栽にサツキ・ツツジ以外の多様な花があるとよいなどの意見も出され、四季、彩りが感じられる緑の創出は、今後の緑化施策のテーマの一つとして捉えていく必要があります。

気軽に参加
できる機会の創出
と情報提供の充実

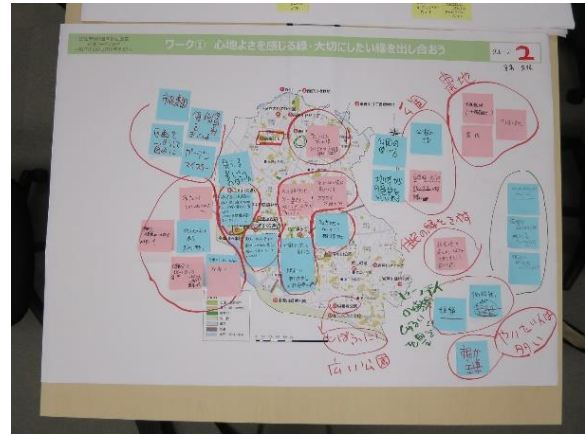
○特に樹林地、農地の保全に関しては、保全に関わる取組を気軽に体験できる機会と、参加につながる情報提供を充実させることが求められていました。

公園の特色づくり
市民主体の管理

○公園については、個々の公園の特色をつくること、市民や地域が主体となった管理を進めることが重視されていました。
○子どもたちからは、安心して遊べる環境（電灯がある、ごみがないなど）、自由にのびのびと活動できる公園（球技やボール遊びができる公園、活動的な遊具など）が望まれており、適切な維持管理を行うとともに、利用ルールの見直しを考えていくことも必要とされていることがわかりました。

ワークショップの開催風景

第1回ワークショップ「狛江市民にとって質の高い緑とは？」



第2回ワークショップ「市民の手で守りつなぐ狛江市の緑」



第3回ワークショップ「みんなが行きたくなる公園づくり」



2.4 前計画の取組状況

(1) 施策の実績と課題

平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの取組の検証結果に基づく主な実績と今後の課題は次のとおりです。

表2-7 前計画の主な実績と今後の課題(1)

施策名	主な取組実績・今後の展望と課題	
基本方針(1) まちの緑を活かそう		
①多様な主体で育む緑の活用	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の楽校による自然観察などを通じた学校、保育園による身近な環境の学習の実施 緑化相談、緑に関する講演会の開催
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が緑化活動に関わることのできる機会の拡充 緑化相談の拡充、緑に関する講演会などの継続
②人のネットワークを育む緑の活用	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 公園、児童遊園、多摩川などにおけるアドプト活動の継続実施、花いっぱいエリアの拡大に伴うアドプトの増加 公園設計時から関わっている市民による公園の主体的な管理・運営の継続実施(2団体) 市民が主体となった道沿いガーデン* 見学会の継続 公園フォーラムの開催
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> アドプト団体構成員の高齢化に伴う参加人数、活動回数の減少への対応 狛江市版オープンガーデン* 制度の構築
基本方針(2) 緑でつながるまちをつくろう		
①身近な場所での緑の創出	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地を都市計画公園として指定(駒井公園) 小中学校、保育園、公民館、リサイクルセンターなどにおける緑のカーテンの設置 第五小学校、第六小学校の校庭一部芝生化 緑のまち推進補助制度の設置(平成26年度)と運用
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新築・増築を機会とした壁面緑化・屋上緑化などの推進 緑のまち推進補助制度の申請件数拡大に向けた交付要件緩和などの検討、新たなニーズにあわせた緑化補助制度の検討 開発指導における緑の質(緑化フェンス・壁面緑化・生物多様性など)への誘導、提供公園への対応
②緑のネットワークづくり	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 公園などにおける花いっぱい活動の実施 公園、児童遊園などの整備 道沿いガーデン、生け垣緑化など民有地緑化の推進による街路樹との連帯感向上
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> 接道部緑化の推進 都市計画道路* の整備に併せた街路樹整備の検討 岩戸川緑道延伸の事業化

表 2 - 8 前計画の主な実績と今後の課題 (2)

施策名	主な取組実績・今後の展望と課題	
基本方針 (3) 「農」を活かした緑のまちを育てよう		
①多面的活用による農地の保全	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の配置方針に基づく農地保全の推進 ・法改正を受けた生産緑地地区の下限面積緩和 (500 m²から300 m²に変更) ・農業者への支援 (補助金) の実施
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者への支援の継続、強化 ・農地の多面的機能の市民へのPR ・援農ボランティア* の制度確立
②農業の新たな展開による農地の保全	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業祭」の開催 ・スーパーマーケットでの粕江産野菜販売支援 ・学校給食での粕江産野菜の提供 ・多摩川流域物産展における「粕江ブランド農産物」の販売、PR
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・粕江の農産物のPRを通じた、農業の必要性に関する市民の理解醸成 ・粕江産野菜のPRに向けた商工関係者との連携
基本方針 (4) 粕江らしい緑を次世代に継ごう		
①地域の景観をつくる緑の継承	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木などのGISデータの整備 ・保存樹木などの保全、管理に係る奨励金、助成金の交付 ・保存樹木拡大に向けた、事業者などへの指定同意に関する依頼の実施
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木の新規指定件数を上回る指定解除の発生状況などの現状を踏まえた目標の見直し ・宅地化の進展に伴う、保全・公開が可能な樹林地の減少 ・樹林地における老木、枯木の増加への対応 (長期的な点検、管理の必要性)
②粕江らしい緑と水の継承	主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・粕江弁財天池特別緑地保全地区市民の会による緑地の観察や維持管理の実施 ・多摩川統一清掃、野川美化清掃活動の継続実施 ・水辺の楽校活動、生きもの調査会、特定外来生物 (アレチウリ) の駆除活動の実施 ・古墳の歴史公園としての整備推進 (亀塚公園、猪方小川塚公園、白井塚公園、土屋塚公園) ・雨水浸透ます設置への助成の実施、公共施設への浸透施設設置
	今後の課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・粕江弁財天池特別緑地保全地区、多摩川、野川における市民団体との連携、活動の継続 ・古墳の公園整備の推進 ・民有地への浸透施設設置促進、公共施設への浸透施設設置の継続による局地的豪雨などによる水害対策、地下水涵養

(2) 目標達成状況

前計画は、4つの大項目に11の指標を設定し、令和24(2032)年度を目標年次とする目標値を設定しました。

平成30(2018)年度に実施した「狛江市緑の実態調査」の結果から、目標値の基準となっている平成22(2010)年度に対し、目標値に近づく方向で推移している指標は11指標中「市庁舎などの緑化目標」のみであり、他の10指標は基準値から後退していました。

①緑地率の目標

公園をはじめとする施設緑地と、特別緑地保全地区、保存樹林など法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の面積が市域に占める割合を示す「緑地率」は、生産緑地地区の減少などを背景に低下しています。

公園、児童遊園などの市民一人当たりの面積は、公園の総面積が約0.4ha増加したものの、人口が増加したため、減少しています。

表2-9 緑地率の目標の達成状況 ()内は平成22(2010)年度との比較

	前計画の目標 (令和14(2032)年度)	前回調査時 (平成22(2010)年度)	現況 (平成30(2018)年度)
緑地率の目標	市域の30%以上	23.81%	22.73% [-1.08]
公園緑地の目標	市民一人当たり 15.67㎡以上	9.49㎡ (1.54㎡ [※])	8.99㎡ [-0.50] (1.50㎡ [※])

※多摩川緑地公園を計画面積ではなく供用済面積で計算した値

②公有地の緑化目標

道路の緑被率は、樹木の植え替えに際して既存樹木より小さい樹木を植栽しており、また一部伐採をして植え替えていないものもあるため減少しました。

公園の緑被率は、新規に開設した公園について、用途などから既存の公園ほど緑被率が高くなかったことや、草地が裸地に変わったことなどから、減少しています。

小中学校の緑被率は、建物新築に伴う樹木の伐採や、植栽管理のため減少しています。

表2-10 公有地の緑化目標の達成状況

	前計画の目標 (令和14(2032)年度)	前回調査時 (平成22(2010)年度)	現況 (平成30(2018)年度)
道路の緑化目標	20.00ha (緑被率19.00%以上)	13.03ha (12.59%)	12.70ha [-0.33] (11.86%) [-0.73]
公園の緑化目標	緑被率 60.00%以上	56.13%	55.14% [-0.99]
小中学校の 緑化目標	緑被率 25.00%以上	22.80%	19.15% [-3.65]
市庁舎などの 緑化目標	緑被率 25.00%以上	20.63%	20.82% [+0.19]

③民有地の緑化目標

保存樹木、保存樹林、保存生け垣については、宅地開発、維持管理の負担などを背景に、新規の指定を上回る指定解除が発生しており、基準値より減少しています。

表 2 - 11 民有地の緑化目標の達成状況

	前計画の目標 (令和 14 (2032) 年度)	前回調査時 (平成 22 (2010) 年度)	現況 (平成 30 (2018) 年度)
保存樹林の目標	5.00ha	2.22ha	2.09ha [-0.13]
保存樹木の目標	1,000 本	454 本	447 本 [-7]
保存生け垣の目標	5,000m	4,593m	3,950m [-643]
生け垣造成及び新たな緑化施策による緑地造成目標	延長総計 5,000m	-	113.37m

④緑被率の目標

緑被率は、屋敷林や農地の宅地開発を背景に 1.73 ポイント減少しました。

表 2 - 12 緑被率の目標の達成状況

	前計画の目標 (令和 14 (2032) 年度)	前回調査時 (平成 22 (2010) 年度)	現況 (平成 30 (2018) 年度)	
緑被率の目標	市域の 29%以上	26.05%	24.32% [-1.73]	
(内訳面積：ha)				
植栽地 ※1	公園	31.20	7.61	7.89 [+0.28]
	公園以外の 公共公益施設※2	27.56	17.38	17.13 [-0.25]
	民有地	58.07	56.93	54.38 [-2.55]
樹木地	8.16	8.16	7.35 [-0.81]	
草地	37.81	37.81	33.04 [-4.77]	
農地	25.00	38.59	35.59 [-3.00]	
緑被の合計	187.80	166.48	155.39 [-11.09]	

※ 1 樹木被覆地及び屋上緑化

※ 2 道路、学校、その他公共公益施設（官公庁施設、文化施設、厚生医療施設、供給処理施設）

2.5 緑の課題と計画見直しの考え方

(1) 緑の課題

目標

①目標の見直し ～緑をこれ以上減らさない、緑の質を高める～

市民は必ずしも緑が少ないとは感じていないものの、前計画のほぼすべての目標指標が基準値を下回っています。そのため、緑をこれ以上減らさないことを基本に、目標値を見直すとともに、緑の質に着目した目標を設定するなど、緑の量以外の観点でも成果を点検、評価していくことが必要です。

緑の活用

②緑を知る・体験する機会の充実と参加・協働の機会の多様化

緑を守り育てる担い手である市民の身近にある緑への関心を高め、活動に参加する市民を増やしていくため、「身近な緑を知る機会」、「気軽に体験する機会」の充実を図るとともに、市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の機会を創出することが求められています。また、将来の担い手となる子どもたちと緑の関わりを充実させていくことも重要です。

緑の創出

③四季の彩りあふれる緑のまちなみづくり

日常生活の中で緑の豊かさを感じられるまちをつかっていくため、接道部緑化、壁面緑化などの見える緑や、彩りある緑の充実に向けた緑化推進施策の拡充、開発などにおける緑の質の確保が必要です。また、彩りや見え方を重視した街路樹を検討していくことも必要です。

公園の整備・管理

④公園の特色づくりと市民・地域主体の管理の拡大

市民の暮らしに最も身近な緑である公園の魅力を発信し、関心を高めていくとともに、市民や地域が主体となった公園の管理運営を進め、市民による市民のための公園づくりを実現していくことが必要です。

また、市民にとって魅力ある公園、安心して利用できる公園をつかっていくため、狛江市に多い小規模な公園の特色づくり（機能の分担見直し）やパークマネジメントの視点の導入、適切な維持管理（老朽化対策など）などの取組を進めていくことも必要です。

農地の保全

⑤市民みんなで支え育てる農のある風景

宅地開発などを背景に減少が続く農地を保全していくため、市民の農体験、地産地消の取組を促進し、市民が農と触れ合い、その大切さへの気づきを得る機会を増やしていくことが求められます。同時に、新たな法制度の活用など、農地をこれ以上減らさないための保全施策の展開、農業者への支援の継続・強化を図っていくことも必要です。

樹木・
樹林地
などの
保全

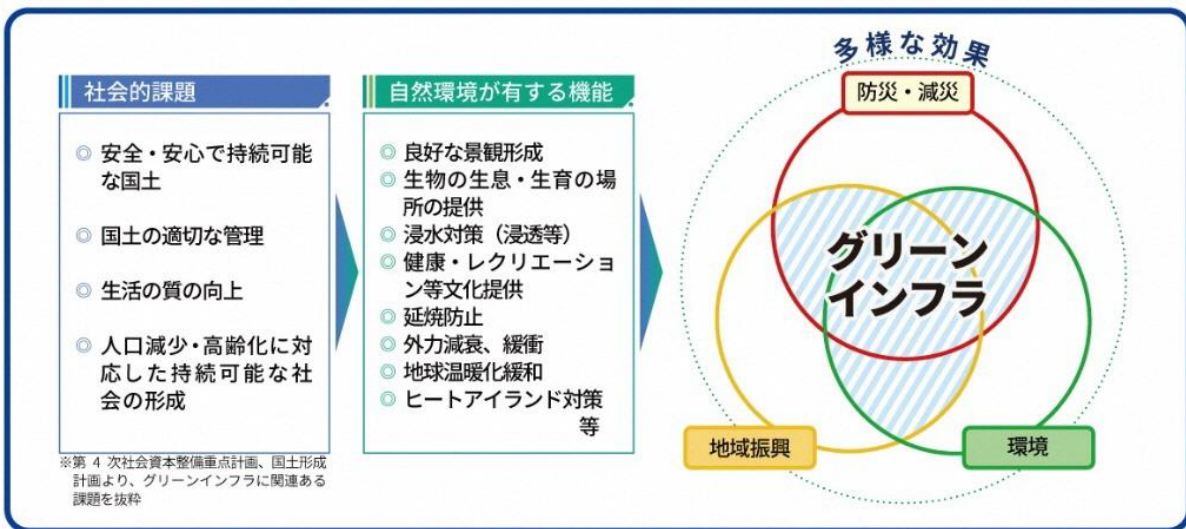
⑥健全な緑と水の環境の保全と継承

宅地開発などを背景に減少が続く樹林地をこれ以上減らさないため、未活用の法制度の適用可能性の検証などによる保全施策のさらなる充実、樹木・樹林地の適正管理に向けた所有者への支援体制の充実が必要です。また、狛江市らしい緑と水を代表する資源の一つである多摩川、野川の水辺の環境を守り継いでいくことも重要です。

【参考】グリーンインフラ

人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となる中、グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を賢く利用して、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていこうとする新しい取組です。

国土交通省は、令和元（2019）年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、グリーンインフラの取組を社会に浸透させていくため、官民の連携促進、都市計画へのグリーンインフラの活用の考え方の反映、緑の基本計画を通じた取組の実行など、様々な取組を進めていくこととしています。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省資料

図 グリーンインフラの概念

(2) 見直しの考え方

前項に示した課題を踏まえ、次の考え方に沿って計画を見直しました。

① 施策体系の骨格の継承

今回の見直しは、平成 25（2013）年 3 月に策定した前計画の目標年次到来前の見直しであるため、施策体系の骨格である将来像、基本方針の基本的な構造は継承します。

ただし、前計画では、目標年次を令和 14（2032）年度としておりましたが、上位計画や関連計画と整合を図るため、令和 11（2029）年度までに改めます。

② 公園の整備・管理に関する新たな基本方針の追加

公園の管理や既存の公園の機能と役割分担の見直しなどの新たな課題に対応していくため、「緑でつながるまちをつくろう」から公園の整備・管理に関する視点を独立させ、新たな基本方針を設定します。

③ 緑の「質」に関わる視点の反映

各種調査から把握された市民意見や前計画の施策の課題を踏まえ、計画の基本的考え方を量的確保から質的充実（適切な管理、安全の確保、彩り豊かな緑化、見える緑など）へ移行させていきます。将来像、基本方針などの考え方の中に、その考え方を示すとともに、各施策にも反映していきます。

第3章 計画の基本方針と目標

3.1 緑の将来像

みんなで 活かして・つくり・高め・育てて・^つ継なく
こまへの緑

私たちの身の回りの緑は、市民の憩い空間であり、騒音防止や気象緩和など潤いある生活環境を支える存在であるとともに、環境教育の場、そして緊急時の避難場所や延焼防止など安全・安心な暮らしを支える機能を持つ、市民生活に欠かせない貴重な市民共通の財産です。

その緑を守り育て、健全な形で次世代に継承していくことは、私たちの義務であり、責任です。

かつて市域に広がっていた樹林や田畑は住宅地に姿を変え、少しずつ減ってきました。しかし、多摩川や野川の水辺に広がる緑、市域の北部、南部を中心に広がる畑、弁財天池や古墳、屋敷林、社寺林などの樹林地は、今なお市を特徴づける緑として受け継がれています。また、公園や道路、住宅地に新しく生み出される緑もあります。

狛江市の緑は、減少傾向にあります。受け継がれてきた大切な緑を総量としてこれ以上緑を減らさないことを原則としつつ、「市民の貴重な財産であり、みんなで大切に守り、次の世代に受け継ぐ宝」ということを基本理念とし、地域性や個性のある既存の緑と水辺を健全な姿で発展させ、次世代に継承していきます。そして、市民自らによる身近な緑の創出、身近な公園の魅力アップ、狛江らしい風景の一つである農地の保全を進め、市民の共創により市全域が彩り豊かな緑でつながるような緑のネットワークを築いていきます。

3.2 計画の基本方針

本計画における緑の将来像の実現を目指すためには、貴重な自然環境を暮らしの中に活かしながら、快適な都市環境との両立を図ることが求められます。緑の将来像を実現するため、本計画では次の5つの基本方針を定めます。

活 まちの緑を活かそう

緑に関する活動を、市民・事業者・行政が協力して行う体制を整えることで、緑を通じたコミュニティを育みます。市民参加による協働の輪を広げ、緑を知り、緑に関わる多様な機会を広げることで、緑を活かす意識を高めます。

創 彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう

公共施設、民間施設のそれぞれにおいて、花や緑を育て、彩り豊かで暮らしの中で緑を実感できるまちなみをつくっていきます。また、市内に点在する緑をつなぎ、市域全体に広がる緑のネットワークをつくります。

高 身近な公園の魅力を高めよう

身近な公園の個々の特色を際立たせていくとともに、適切な管理を進めることで、安心して憩え、四季の豊かさを感じられる公園づくりを進めます。また、管理運営への市民参加を促進し、市民とともに公園を賢く使いながら、公園の魅力を高めていきます。

育 「農」を活かした緑のまちを育てよう

農業者・市民・事業者・行政が連携し、市民の交流の場としての利用や、防災機能など、農地の多面的な機能の活用を図り、農地と農のある風景の保全につなげます。また、産業面などからも農を支援することで、緑地としての農地の減少を食い止めます。

継 狛江らしい緑を次世代に継つなごう

狛江らしい緑と水の環境を、地域のシンボルとなるよう市民との関わりを深め、健全な状態で保全することで、狛江らしい緑を守る理念を次世代に継つないでいきます。

3.3 緑地の配置方針

本計画の基本方針に基づき、拠点となる緑地や緑のネットワークの配置方針を示します。

(1) “緑の拠点”・“水の拠点”・“農の拠点”の保全と整備

①緑の拠点

市域の中央に位置する狛江弁財天池特別緑地保全地区、都市計画緑地である和泉多摩川緑地、保存樹林などのまとまりある緑、主要な都市公園を「緑の拠点」と位置付け、保全や整備に努めます。

②水の拠点

狛江弁財天池特別緑地保全地区、岩戸川せせらぎ周辺、西野川せせらぎ周辺などの貴重な親水空間となっている地域を「水の拠点」と位置付け、水辺の整備や環境保全を図ります。また、狛江水辺の楽校や、市民・学校・事業者・地域団体・行政などの連携により清掃活動などを行っている多摩川・野川のような環境学習の場を活用し、「水の拠点」を形成していきます。

③農の拠点

北部地区や南部地区の生産緑地地区が比較的まとまっている地域を「農の拠点」として位置付けます。様々な制度の活用による保全を検討し、つながりを持った市民と農業との交流の拠点づくりに努めます。

(2) 緑のネットワークの形成

①2つの河川軸をつなぐネットワーク形成

市域の南部地区を流れる多摩川と北部地区を流れる野川を河川軸とし、2つの河川軸をつなぐような、市全域に広がる緑のネットワークを形成します。

②緑道を軸としたネットワーク形成

緑のネットワークの形成に当たっては、旧河川に設けられた野川緑地公園（野川緑道）、岩戸川緑地公園（岩戸川緑道）を軸とし、2つの緑地公園のつながりを強化していくとともに、各緑地公園の周辺に位置する緑の拠点を活かし、緑のネットワークを広げていきます。まとまりがある緑が少ない地域では、保存樹木などの緑も活用し、緑のネットワークに広がりや厚みをもたせます。

③道路を軸とした緑のネットワーク形成

市内全域に広がる道路も、緑のネットワークを構築する重要な要素となります。市内の骨格的な道路となる世田谷通りなどの幹線道路*では、街路樹植栽に加え、市民協働で行う沿道緑化なども連携させて緑化推進を図ることで、緑のネットワークを市内全域に広げていきます。また、八幡通りや上和泉通りなどの生活道路*の緑化を同様の形で推進することで、市域の南北をつなぐ2つの緑道の役割を補完します。

(3) 緑化重点地区

都市緑地法では、緑の基本計画の中で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区である緑化重点地区を定めることができます。緑化重点地区においては、市民や事業者、行政がそれぞれの立場での自主的な緑化の推進を積極的に行うことが期待されます。

狛江市では、多摩川河川敷を除いた市域が、市街化区域* となっており、それぞれの地域で重点的な緑化の推進が求められています。そのため、特定の地域を重視せずに、市全域を緑化重点地区に位置付け、市民、事業者、行政が連携・協働して緑化の推進に努めます。



図3-1 緑の将来図

3.4 緑の将来目標

(1) 緑地の確保目標

- ◆ 緑地率 市域の 22.8%以上
- ◆ 市民一人当たりの公園緑地面積 1.61 m²以上

持続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地の整備と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、河川区域、保存樹林など）の維持により、市域面積の 22.8%以上の緑地を確保することを目標とします。

また、公園緑地の一人当たり面積の目標を 1.61 m²以上（多摩川緑地公園は供用面積で計上）とします。

表 3 - 1 緑地率の目標

目標指標	現状	目標
	平成 30 (2018) 年度	令和 11 (2029) 年度
緑地率	市域の 22.73%	市域の 22.8%以上
市民一人当たりの公園緑地面積	1.50 m ²	1.61 m ² 以上

※ 1 緑地率は、緑地の分類である下記①②を合計した緑地が市域面積（639.00ha）に占める割合

①施設緑地（都市公園、公共施設緑地、社会通念上安定した民間施設緑地）

②地域制緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、河川区域、保存樹林など）

※ 2 市民一人当たりの公園緑地面積は、都市公園及び児童遊園の面積の合計を人口で除したものの人口は以下のとおり

前計画の目標（平成 44 年度） 77,045 人

現状（平成 30 年度） 82,481 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）

目標（令和 11 年度） 80,800 人（「狛江市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）」による 2025 年と 2030 年の推計値を参考に設定）

※緑地率の解説は、14 ページの【参考】緑の量を示す 3 つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違いをご覧ください。

表3-2 緑地率の目標の算出根拠

緑地種別		現状 平成30 (2018)年度 (ha)	目標 令和11 (2029)年度 (ha)	増減見込み (ha)	備考		
施設緑地	都市公園	街区公園	1.77	2.21	0.44	整備予定公園1箇所	
		近隣公園	1.25	1.25			
		歴史公園	0.00	0.23	0.23	亀塚公園、猪方小川塚公園、土屋塚公園、白井塚公園	
		都市計画緑地	7.59	7.59			
		小計	10.61	11.28	0.67		
	都市公園以外	公共施設緑地	児童遊園	1.65	1.75	0.10	東和泉もみじ広場、供用予定1箇所
			市民農園	0.88	1.07	0.19	こまい農園、いわどみなみ農園
			樹林地等	0.70	0.70		
			緑地	12.13	12.23	0.10	多摩川住宅第四・五・六廃止(-0.88ha)、代替の地区施設整備(0.98ha)
			市立小中学校	13.37	13.37		
			小計	28.73	29.12	0.39	
	民間施設緑地	民間施設緑地	寺社境内地	4.64	4.64		
			民間グラウンド	2.42	2.42		
			公共空地	3.32	3.32		
			小計	10.38	10.38	0.00	
小計	39.11	39.50	0.39				
合計	49.72	50.78	1.06				
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区	2.10	2.10			
		生産緑地地区	31.19	30.68	-0.51	白井塚公園他1箇所整備により公園化する0.51haを除き、農業振興計画基本目標を踏まえ継続を目標とする	
		河川区域	64.90	64.90			
		小計	98.19	97.68	-0.51		
	条例によるもの	保存樹林	保存樹林	2.09	2.05	-0.04	白井塚公園整備に伴い0.04haを公園化
			その他	0.00	0.00		
			小計	2.09	2.05	-0.04	
合計	100.28	99.73	-0.55				
合計	150.00	150.51	0.51				
緑地間の重複面積	4.72	4.72					
緑地の総合計	145.28	145.79	0.51				
緑地率(%)	22.73%	22.82%	0.09%				
市民一人当たり面積(m ² /人)	17.61	18.04	0.43				
公園緑地面積(ha)	12.25	13.03	0.78	都市公園及び児童遊園面積			
市民一人当たり公園緑地面積(m²/人)	1.50	1.61	0.11				

※1 都市公園と同様の機能をもつ公園・地区施設は公共施設緑地として表記

※2 1haは10,000m²のこと

(2) 公有地の緑化目標

- ◆ 道路の緑化目標 20.00ha (緑被率 18.00%)
- ◆ 公園の緑化目標 緑被率 60.00%
- ◆ 小中学校の緑化目標 緑被率 25.00%
- ◆ 市庁舎などの緑化目標 緑被率 25.00%

道路の緑化目標については、計画期間内に整備される都市計画道路2路線の緑化、既設路線における街路樹の育成により、総計 20.00ha を目標とします。

公園、小中学校、市庁舎などの緑化目標については、「狛江市緑の保全に関する条例施行規則」に定める緑化基準を目標とします。施設規模により基準どおりの緑化が困難な場合もありますが、新たな公園、公共施設整備において緑化に努めるとともに、既存の植栽樹木を適切に管理し成長させていくことで、全体の平均で目標達成を目指します。

表 3 - 3 公有地の緑化目標

目標指標	現状 平成 30 (2018) 年度	目標 令和 11 (2029) 年度
道路の緑化目標	12.70ha (11.86%)	20.00ha (緑被率 18.00%)
公園の緑化目標	55.14%	緑被率 60.00%
小中学校の緑化目標	19.15%	緑被率 25.00%
市庁舎などの緑化目標	20.82%	緑被率 25.00%

(3) 民有地の緑化目標

- ◆ 保存樹林 保存指定の維持
- ◆ 保存樹木 保存指定の維持
- ◆ 保存生け垣 保存指定の維持
- ◆ 生け垣造成及び新たな緑化施策による緑地造成目標
延長総計 1,500m

保存樹林、保存樹木、保存生け垣については、新たに指定可能な候補となる樹林、樹木、生け垣などがほとんどないことが課題となっている中で、平成 22（2010）年度から平成 30（2018）年度までの間の指定と解除の傾向をみると、いずれも解除が指定を上回っています。

保存樹林 : 指定 0 m² 解除 1,262 m²

保存樹木 : 指定 109 本 解除 135 本

保存生け垣 : 指定 119m 解除 987m

このため、引き続き保存樹林などの指定拡大に努めつつも、指定の継続に向け、所有者への働きかけ、支援、近隣住民への普及啓発などに取り組むことで、平成 30（2018）年度の水準を維持することを目標とします。

なお、保存樹林については、白井塚公園整備により公園化する 0.04ha を除いた指定面積の維持に努めます。

生け垣造成* 及び新たな緑化施策による緑地造成目標については、「緑のまち推進補助制度」を通じた接道部緑化の推進、開発指導を通じた民有地の接道部緑化などにより、延長総計 1,500m の緑化を目標とします。

表 3 - 4 民有地の緑化目標

目標指標	現状 平成 30（2018）年度	目標 令和 11（2029）年度
保存樹林	2.09ha	保存指定の維持 (2.05ha)
保存樹木	447 本	保存指定の維持 (447 本)
保存生け垣	3,950m	保存指定の維持 (3,950m)
生け垣造成及び新たな緑化 施策による緑地造成目標	113.37m	延長総計 1,500m

(4) 緑被率の目標

◆ 緑被率 26%以上

既存の緑（樹林地、農地）をできる限り保全するとともに、公園、公共公益施設の緑化や、市民・事業者と協力して民有地の接道部緑化を促進することにより、緑被率 26%以上を目指します。

表 3 - 5 緑被率の目標

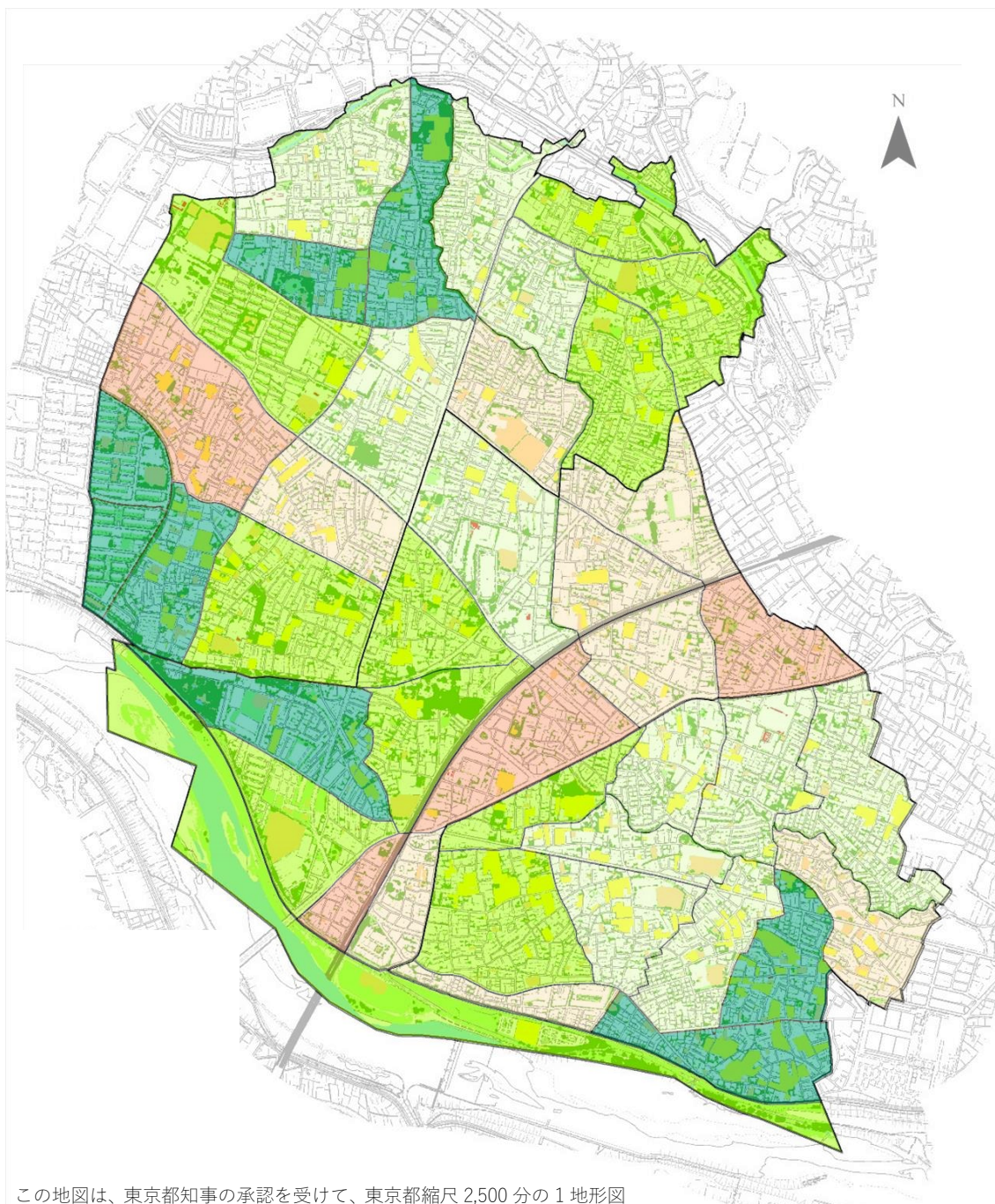
目標指標		現状 平成 30 (2018) 年度	目標 令和 11 (2029) 年度
緑被率の目標		24.32%	26%以上
(内訳面積 : ha)			
植栽地 ^{※1}	公園	7.89	8.99
	公園以外の 公共公益施設 ^{※2}	17.13	27.85
	民有地	54.38	54.42
樹木地		7.35	7.35
草地		33.04	33.04
農地		35.59	35.00
緑被の合計		155.39	166.65

※1 樹木被覆地及び屋上緑化

※2 道路、学校、その他公共公益施設（官公庁施設、文化施設、厚生医療施設、供給処理施設）

※緑被率の解説は、14 ページの【参考】緑の量を示す 3 つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違いをご覧ください。

【参考図】 町丁別緑被率と緑被地の分布



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交着第 83 号

0 250 500 1,000
メートル

緑被等区分

- 樹木被覆地
- 草地
- 農地
- 屋上緑化
- 裸地
- 水面

町丁別緑被率

- 15%未満
- 15%~20%未満
- 20%~25%未満 (おおむね平均)
- 25%~30%未満
- 30%以上

(5) 基本方針ごとの目標

市民の取組や意識の変化など、緑の量以外の観点からも計画の進捗を評価していくため、基本方針と施策の内容に即した成果を測る目標指標を設定します。

表 3-6 基本方針ごとの目標

基本方針	指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
基本方針 1 まちの緑を活かそう	次の活動を通じて緑と触れ合うと回答した市民の割合の合計値（アンケートにより把握） ・道路や公園などの清掃、美化活動（ボランティア活動）に参加する ・市民農園などで野菜を栽培する ・自然観察会や生きもの探しなどの活動に参加する	7.2%	20.0%
基本方針 2 彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう	地点別平均緑視率	19.9%	25.0% ^{※1}
	緑のまち推進補助制度に基づく補助件数	3件	増加
基本方針 3 身近な公園の魅力を高めよう	月に1回以上公園を利用する市民の割合（アンケートにより把握）	47.0%	60.0%
	小規模公園の機能再編・再整備	-	実施
基本方針 4 「農」を活かした緑のまちを育てよう	援農ボランティア（人）	-	増加
	生産緑地地区面積	31.19ha	現状維持 ^{※2} (特定生産緑地含む)
基本方針 5 狛江らしい緑を次世代に継ごう	樹林地・河川で開催した緑に関するイベントへの子ども参加者数	1,368人 ^{※3}	増加
	私有地の樹林地面積 ^{※4}	10.7ha	維持

※1 緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率の値











※2 公園化する部分を除く

※3 多摩川清掃、アレチウリ駆除とガサガサ体験、アレチウリ駆除と川流れ体験、野川生きもの調査会（夏季・冬季）、野川美化清掃活動、多摩川生きもの調査会（夏季・冬季）の参加者数を基に算出

※4 樹冠面積 300 m²以上の樹林地のうち、土地利用現況調査に基づく土地利用が社寺、商業地、独立住宅、集合住宅、併用住宅、工業地、農用地、その他未利用地に区分される土地にある樹林地

第4章 将来像の実現に向けた施策

4.1 施策の体系

みんなで 活かして・つくり・高め・育てて・継なぐ こまへの緑	基本方針	施策の内容		関連するSDGsの目標
	活 (1) まちの緑を活かそう	①多様な主体を育む緑の活用	緑を知り体験する機会づくり	 
		②人のネットワークを育む緑の活用	緑を通したコミュニティの場の創出 緑を育み活かす仕組みづくり	
	創 (2) 彩り豊かな緑が繋がるまちをつくろう	①身近な場所での緑の創出	公共施設における緑の創出 民間施設における緑の創出	
	高 (3) 身近な公園の魅力高めよう	①特色ある公園づくり	都市公園、緑地などの整備 身近な公園の機能再編	 
育 (4) 「農」を活かした緑のまちを育てよう	①多面的活用による農地の保全	制度や多面的機能を活かした農地の保全 市民交流による農地の保全	 	
継 (5) 粕江らしい緑を次世代に継なごう	①地域の景観をつくる緑の継承	樹林地の保全と活用 保存樹木などの保全と管理支援	  	
	②粕江らしい緑と水の継承	特別緑地保全地区や古墳の保全 多摩川・野川の環境保全		

4.2 施策の内容

活 (1) まちの緑を活かそう

①多様な主体を育む緑の活用

- ・緑を守り、活かすためには、市民一人ひとりが身近な緑について知ること、実際に行ってみることが重要です。そのため、身近な公園の樹木の名前や花の見ごろ、樹林地や農地の現状などの緑に関する様々な情報発信を進めるとともに、公園や樹林地、農地をめぐるイベントなど、市民が現地に行ってみる機会を創出していきます。また、市民や事業者が花や緑について学ぶ機会、緑化の相談ができる機会を設けていきます。
- ・さらに、緑を守り、活かす活動に携わる人を増やしていくため、子どもたちの学習機会の充実を図るとともに、緑保全・緑化活動に関わる市民・団体の活動発表や交流の場をつくっていきます。

施策	
■緑を知り体験する機会づくり	○緑に関する情報発信・体験機会の充実 ○市民や事業者などを対象とした緑に関する相談会、講習会などの開催
■緑を育む人づくり	○学校教育と連携した緑に関する学習機会の充実 ○（仮称）緑の市民講座の開設 ○緑保全・緑化活動に携わる市民の活動発表・交流の場づくり



春と秋に開催され、緑化相談も行われる
花とみどりの即売会



野川生きもの調査会（夏季）

②人のネットワークを育む緑の活用

- ・ 緑を通したコミュニティの場として、緑の保全・調査活動やワークショップなど、緑の保全・創出に関するスキルアップの機会を継続的に創出し、緑に関する活動を市民・事業者・行政で連携して推進していきます。また、アドプト制度*などを活用して、公園や児童遊園、多摩川など、身近な場所から市内の緑を増やしていきます。
- ・ 市民のライフステージに応じた多様な参加・協働の機会を設けていくため、クラウドファンディングを通じた協力、SNSを使った緑の情報発信、記念樹や施設の寄附制度、緑保全・緑化活動の体験の場づくりなど、新しい参加の仕組みづくりを進めます。

施策	
■ 緑を通したコミュニティの場の創出	○ 緑の保全・調査活動やワークショップの推進 ○ アドプト制度などを活用した身近な緑保全・緑化活動の推進
■ 緑を育み活かす仕組みづくり	○ 新しい参加の仕組みづくり（クラウドファンディング、SNS活用、記念樹寄附制度、活動体験など）



狛江市における公園の現状と課題を市民と共有し、和泉多摩川緑地への都立公園誘致やこれからの公園づくりについて市民と考える「狛江市公園フォーラム」のワークショップ成果



市民、事業者、団体からの寄附により多摩川水神前に設置された思いやりベンチ

創 (2) 彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう

①身近な場所での緑の創出

- ・市庁舎、地域センター、小中学校、保育園などの公共施設において、施設の新築・増築時に率先して緑化に取り組みます。また、学校校庭など、すでに緑化した施設の適切な維持管理に努めます。
- ・民間施設において、市民、事業者と協力して身近な場所の緑化を推進することで、緑の創出、景観の向上を図ります。また、開発事業* に際して、緑化指導を通じて接道部緑化や樹木植栽などを事業者に促し、緑の減少を補てんするとともに、より質の高い緑の創出を進めます。さらに、地区計画* や緑地協定*、市民緑地認定制度* などを活用して、地区の個性を活かした市民主体のきめ細かなまちづくりを推進します。

施策	
■ 公共施設における緑の創出	○屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどによる公共施設の緑化推進 ○学校の緑化と緑の適切な管理
■ 民間施設における緑の創出	○屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどによる民間施設の緑化推進 ○開発事業などにおける緑化指導 ○開発事業における緑化基準の見直し検討 ○地区計画や緑地協定、市民緑地認定制度などを活用した緑の創出

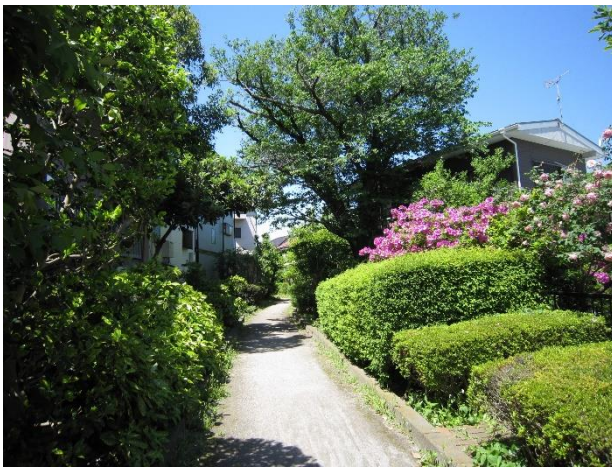


緑の丘児童遊園で育てたゴーヤ棚

②緑のネットワークづくり

- ・市域の南部地区を流れる多摩川と北部地区を流れる野川、市内を縦断する野川緑地公園や岩戸川緑地公園、旧水路などを活用し、市域を緑でつなぐことにより、市全域で緑と水を感じることでできる基盤をつくります。また、都市計画道路の整備に併せた道路緑化、既存の街路樹の健全な育成・更新を通じて、質の高い緑のネットワーク形成を目指します。
- ・生け垣造成や道沿いガーデンなど、民有地における接道部の緑化を市民、事業者と協力して進めることで、四季の彩りを感じられる緑のまちなみづくりを進めます。

施策	
■ 緑のネットワークの形成	○多摩川と野川をつなぐ緑のネットワークの整備 ○街路樹のネットワーク化と育成 ○緑でつなぐ散策ルートの整備
■ 接道部緑化の推進	○接道部緑化の支援（緑のまち推進補助金） ○個人宅の庭などを活用した狛江市版オープンガーデンの推進



岩戸川緑地公園
(岩戸川緑道)



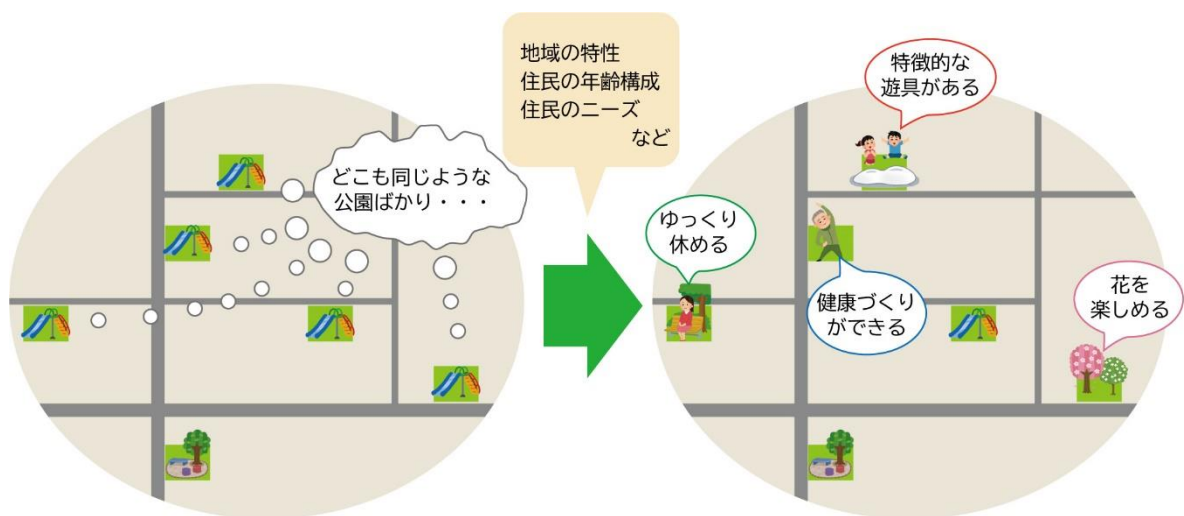
六郷さくら通り

高 (3) 身近な公園の魅力高めよう

①特色ある公園づくり

- 公園は、市民にとって身近で日常的に触れ合うことのできる緑です。誘致圏などを考慮し、公園空白地域の減少及び配置の偏りの解消を目指して適切な配置を検討し、計画的に都市公園、緑地などの整理及び整備を進めます。その際、生産緑地地区を都市計画公園に指定することなども検討し、公園の適正な配置と緑の減少抑制を図ります。
- 市内の公園は、開発事業に際して整備された提供公園が多く、個々の面積が小さく、比較的近接しているという特徴もあります。小規模な公園一つ一つに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備の検討を進めます。また、公園は、震災時における延焼防止の機能、避難場所、救援、復興の拠点としても重要な役割を持っています。そうした活用を考慮した設備の配置など防災機能の充実について検討を進めます。

施策	
■ 都市公園、緑地などの整備	○都市公園（亀塚・猪方小川塚・土屋塚・白井塚公園など）、緑地などの整備 ○都市計画変更を含む公園緑地の適正配置の検討 ○和泉多摩川緑地への都立公園誘致に向けた東京都との協議 ○公園緑地の購入・借用を目的とした緑化基金の活用
■ 身近な公園の機能再編	○小規模公園の機能再編・再整備の推進 ○公園緑地の防災機能の充実 ○シンボルツリーの育成



小規模公園の機能再編・再整備のイメージ

②多様な主体による公園の管理運営

- ・身近にある公園は、地域のコミュニティ活動の場としての役割も持っています。市民が設計時から関わり、主体的に管理を行う公園を増やし、市民による市民のための公園づくりを推進していきます。また、公園を地域のにぎわい創出、子育て、教育、福祉などに活かしていくため、市民をはじめ様々な民間活力と連携した公園の管理・活用を検討していきます。
- ・公園の樹木の適切な維持管理・育成、施設の長寿命化、バリアフリー化などを進め、市民が安心して憩える空間として維持管理していきます。

施策	
■市民・地域主体の公園管理	○市民協働による公園の管理運営・活用の推進 ○民間活力と連携した公園管理の検討
■安心して利用できる公園づくり	○公園樹木の適切な維持管理・育成 ○公園施設の長寿命化・バリアフリー化



市民による自主管理の活動が行われている
前原公園（とんぼ池公園）



子どもたちが自由な発想で自由に遊べる
西河原公園のプレーパーク（冒険遊び場）

育 (4) 「農」を活かした緑のまちを育てよう

①多面的活用による農地の保全

- ・農地は、環境保全、防災機能などの多くの役割を有するとともに、市内の緑地の大半を占める貴重な緑となっています。しかし、相続や農業者の高齢化、後継者不足などから、農地を保全することは困難な状況となってきています。
- ・そのため、農地を維持保全していくための都市計画制度などを活用し、地域のまちづくりと連携して農地の保全を進めます。
- ・また、市民農園・体験農園* などによる農地の活用、援農ボランティアの育成により、市民が農と触れ合い、農業者と交流する取組を通じて、緑地としての農地の保全を支援します。

施策	
■ 制度や多面的機能を活かした農地の保全	○ 農地を保全するための制度の活用（生産緑地、特定生産緑地、都市農地貸借法の活用、農の風景育成地区* の検討） ○ 多面的機能を活かした農地の保全（防災協力農地制度* の普及など）
■ 市民交流による農地の保全	○ 援農ボランティアの育成 ○ 市民農園・体験農園などによる農地の活用



出典：狛江市観光協会ホームページ

市内の農地

②地域連携による農地の保全

- ・農地を緑地として保全していくためには、農業を「なりわい」として成立させることも重要です。そのため、市民に向けて狛江産農産物のPRや販売促進を図っていくことや、学校教育などと連携して食育*を進めることで、地域で狛江の農業を支えていきます。
- ・また、農産物販売や農を通じた交流などの面で多摩川源流域と連携することにより、多摩川流域全体で農を活性化させ、市内の農地の保全につなげていきます。

施策	
■ 地域で支える農業の展開による農地の保全	○ 狛江産農産物のPR・販売促進（農業祭などのイベント開催、スーパーマーケットにおける販売促進、レストランへの提供など） ○ 学校教育などとの連携による食育の推進（学校給食への狛江産農産野菜の提供、福祉農園・学童農園の取組推進など）
■ 多摩川流域で支える農業の展開による農地の保全	○ 農産物販売などを通じた連携と交流の推進

【参考】都市農地の保全に関する新しい動き

都市農地は、これまで宅地化により大きく減少してきましたが、都市農業基本法制定などを経て、都市に「あるべきもの」へと位置付けが大きく転換され、都市農地の保全につながる様々な新しい制度や取組が始まっています。

特定生産緑地

生産緑地は、通常、指定から30年が経過すると買取り申出ができますが、特定生産緑地に移行することで買取り申出の時期は10年間延長されます（以降、繰り返し10年の延長が可能）。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律
（都市農地貸借法）

従来貸借できなかった生産緑地を、所有者が安心して貸し出すことができるようにした制度。制度を活用することで、他の農家が耕作したり、民間事業者などが市民農園を運営したりすることが可能となります。

東京が新たに進めるみどりの取組
（令和元（2019）年5月）

「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、東京が進めるみどりの取組。方針の1つに「将来にわたり農地を引き継ぐ」を掲げ、営農継続の支援、農地の貸借の促進などに取り組むこととしています。

農の風景育成地区

東京都が平成23（2011）年に創設した制度。農地や屋敷林が比較的まとまって残り、特色ある風景を形成している地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用して、地域のまちづくりと連携して農のある風景を保全、育成するものです。

継 (5) 狛江らしい緑を次世代に継なごう

①地域の景観をつくる緑の継承

- ・現在指定されている保存樹林や保存樹木は、明治期頃に存在した森林と重なるものも見受けられ、地域資源や地域景観の重要な要素となっています。このような地域の景観を構成する緑を、市民・事業者・行政で連携して適正に維持管理し、緑豊かな狛江を次世代に“継ないで”いきます。
- ・樹林地については、東野川三丁目樹林地・中和泉樹林地・西野川樹林地の実態を正確に把握した上で、管理目標を定め、樹木の安全対策を行うなど、長期的な視点で管理を行います。また、都市緑地法の制度（管理協定制*、市民緑地契約制* など）や緑化基金を活用し、まとまりある緑の保全を検討します。
- ・保存樹木などについては、電子化したデータをもとに一元管理を行っていきます。また、保存樹木などの新規指定を促進するとともに、市民ボランティアによる落ち葉清掃と堆肥化など、保存樹木など所有者の管理の負担軽減につながる支援策を検討します。

施策	
■ 樹林地の保全と活用	○ 樹林地の管理目標の設定と適正な維持管理 ○ 各種制度、緑化基金を活用した樹林地の保全
■ 保存樹木などの保全と管理支援	○ データの電子化による保存樹木などの一元管理 ○ 保存樹林・保存樹木・保存生け垣の指定推進 ○ 市民ボランティアによる落ち葉清掃、資源循環、みどりパトロールなどの支援の検討

【参考】樹林地を取り巻く課題

狛江市に残る樹林地の保全における最も大きな課題は、宅地化による樹林地の消失です。

これに加え、残された樹林地を健全な状態で維持していくことも、課題となりつつあります。樹林地が適切に維持管理されず、樹勢の衰えた樹木や生育不良の樹木が増えると、枝折れや倒木の危険が高まります。さらに近年では、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、これまでより強い台風によって多数の倒木が発生する被害も生じています。

こうした問題を防ぐため、樹林地の適正な維持管理に取り組むことが急務となっています。



平成 30 (2018) 年の台風により多数の倒木が発生した西野川樹林地

② 狛江らしい緑と水の継承

- ・ 狛江市には、狛江駅北口に広がる貴重な緑地である狛江弁財天池特別緑地保全地区や、多摩川流域における先進事例である狛江水辺の楽校、カワセミをはじめとした貴重な生きものが見られる野川、市内各所で見られる古墳など、個性と歴史のある多くの緑と水が存在しています。
- ・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区については、市民団体による保全と活用、樹木の適正管理を推進していきます。また、古墳については、保存と周辺環境整備を進めます。
- ・ 多摩川や野川については、清掃活動、生物多様性に配慮した調査や観察会を継続していきます。また、多摩川河川敷については、市民・事業者・行政で連携し、有効活用を図ります。野川については、合流式下水道*の更なる改善を進め、雨天時の野川への未処理下水の流入を抑制することで、水質の向上を図ります。また、両河川について、国や東京都と調整しながら、調和のとれた河川環境の保全を図ります。
- ・ 自然が有する防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活かせるよう河川や地下水、樹林地などを保全し、局地的な豪雨による水害対策や水循環の推進を図ります。

施策	
■ 特別緑地保全地区や古墳の保全	○ 特別緑地保全地区の調査・保全活動の推進 ○ 古墳の環境整備による保全
■ 多摩川・野川の環境保全	○ 河川での清掃活動・自然環境調査・観察会の開催 ○ 多摩川河川敷の有効活用と協働による管理 ○ 合流式下水道の更なる改善による野川の水質向上 ○ 河川環境保全についての国や東京都との調整 ○ 民有地の雨水浸透ますの設置促進 ○ 公有地での雨水浸透の推進



五本松



狛江弁財天池特別緑地保全地区のひょうたん池

第5章 計画の推進

5.1 推進体制

本計画の緑の将来像の実現に向け、狛江市が公園・緑地の確保や維持管理に計画的に取り組むとともに、市民が主体となった緑の保全、創出、活用の取組を様々な主体と協力して進めていくことが特に重要となります。そのためには、市民の緑に対する関心を高めていくとともに、緑について学び、活動の担い手となる市民を育てていくこと、活動を実践する市民を支援していくことが必要です。

本計画の推進に当たり、市民が主体となった緑の保全、創出、活用の取組を広げていくため、すでに活動している市民や樹林地や農地の所有者、学校、専門家、事業者、行政など様々な主体が連携して、市民が狛江の緑に触れ合い学ぶ機会、緑を支える活動を知り体験する機会などを設け、活動の担い手を育てていきます。また、緑に関する情報を蓄積、発信し、市の取組や市民の活動に活かしていきます。そして、多くの市民や事業者の力を活かし、緑に関わる関係人口を拡大しながら、地域性や個性のある既存の緑と水辺の発展、市民自らによる身近な緑の創出、身近な公園の魅力アップ、狛江らしい風景の一つである農地や樹林地の保全などの施策を推進していきます。

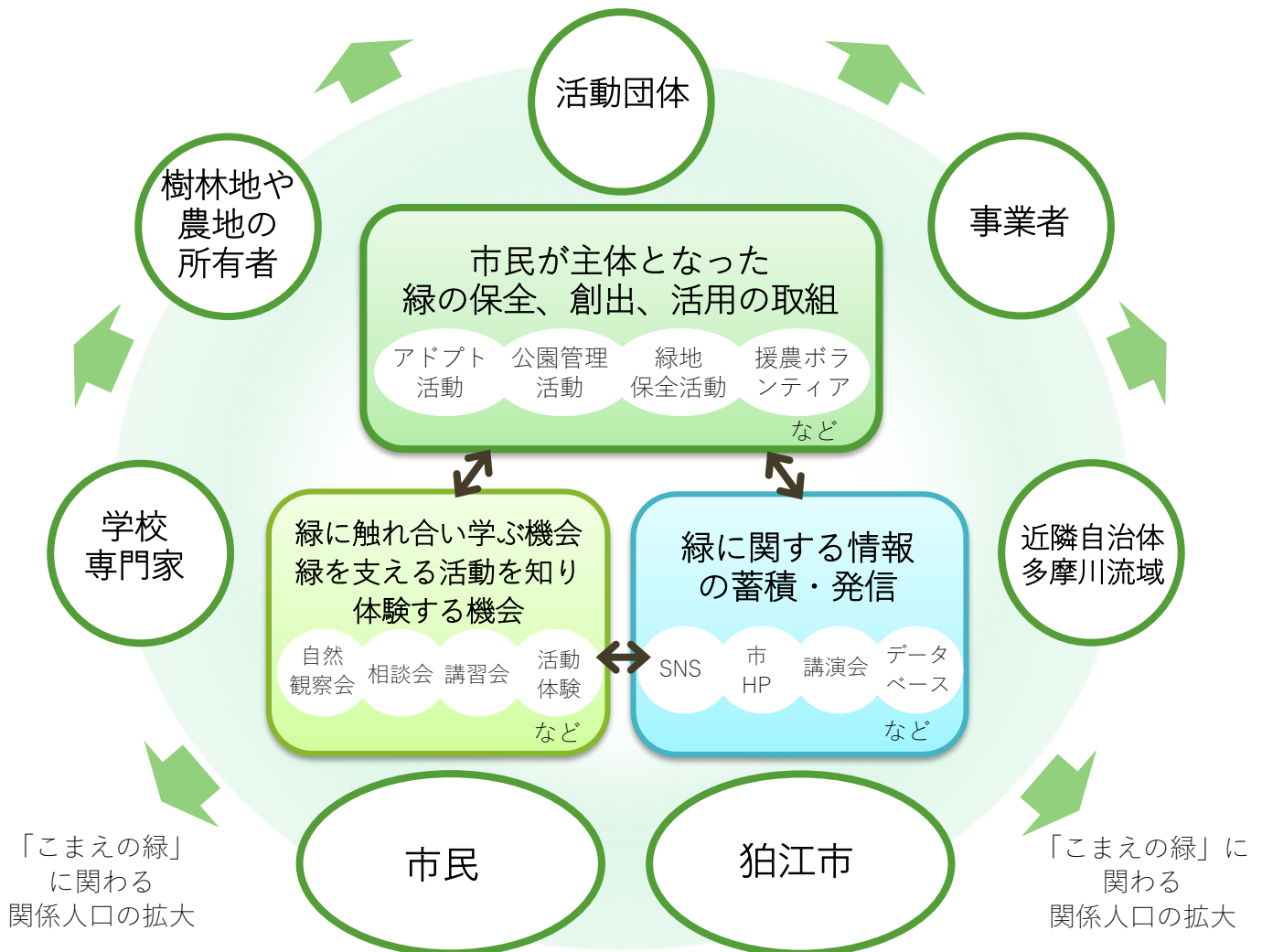


図5-1 推進体制

【参考】「こまへの緑」を支える市民の活動

市民が主体となった緑の保全、創出、活用の取組は、すでに市内各所で「こまへの緑」を支えています。ここでは、その一例を紹介します。

■ 狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会（略称：緑地保全の会）

「狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会」は、市民の要望によって保全が実現した狛江弁財天池特別緑地保全地区の管理を担っています。

緑地保全の会では、自然観察会や来訪者への案内を行うほか、清掃、下草刈り、増えすぎた竹の伐採などを行い、特別緑地保全地区に残された豊かな自然を守っています。

■ 狛江水辺の楽校運営協議会

多摩川で活動する市民団体や、市民、学校、行政が協働で「狛江水辺の楽校運営協議会」を設け、小川、池、雑木林など多種多様な環境を残す多摩川の水辺を子どもたちに引き継いでいくため、水辺の管理や運営をしています。

その中核となる市民運営部会では、生きものの生息・生育空間となる緑地や水辺づくり、観察会など年間行事の企画運営、総合学習の支援やシンポジウムの開催を行っています。

■ 前原公園「とんぼの会」

前原公園は、計画、設計段階から市民団体と市が一緒になってつくった公園です。公園づくりに向けた話し合いの中で、開園後は市民主体で公園の管理を進めることになり、公園づくりに携わった「前原公園を考える会」が母体となって、平成11（1999）年に「とんぼの会」が発足しました。

現在は、市と委託協定を結び、清掃や草取り、樹木の剪定などを行うほか、水生生物の調査、利用者の見守りなどを行い、市民による市民のための公園づくりを実践しています。

5.2 進行管理

本計画の実効性ある推進を図るため、市は各施策の実施時期・期間を示す進行管理表を作成し、定期的に施策の実施状況の点検・評価を行い、取組内容の改善につなげます。

計画期間の最終年度にあたる令和 11（2029）年度に、目標の達成状況及び施策の実施状況の評価し、計画の見直しを行います。

計画の見直しに際しては、市民や事業者などの意見を幅広く反映していきます。

表 5 - 1 進行管理表（イメージ）

施策の方向	施策	計画期間		関わる主体							
		前期	後期	狛江市	市民	活動団体	樹林地・農地所有者	事業者	学校・専門家	近隣自治体・多摩川流域	
(1)-① 多様な主体を育む 緑の活用	緑を知り 体験する 機会づくり	緑に関する情報発信・ 体験機会の充実	●→● 検討	→ 運用	■	○	□	□			
	市民や事業者などを対 象とした緑に関する相 談会、講習会などの開催		→		■	○	□ ○		□ ○	□	

（■：取組を実行する主体 □：実行を支援する主体 ○：取組の対象）

資 料 編

- 1 狛江市緑の保全に関する条例
- 2 検討経緯
- 3 市民及び小・中学生アンケート結果概要
- 4 ワークショップ結果概要
- 5 用語解説

1 狛江市緑の保全に関する条例

○狛江市緑の保全に関する条例

平成11年12月28日条例第26号
改正

平成25年3月29日条例第4号
平成26年3月31日条例第6号
平成30年10月11日条例第29号

狛江市緑の保全に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 緑地の保全（第6条—第10条）
- 第3章 緑化の推進（第11条—第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、狛江市民が快適な生活を送るために、積極的に緑地の保全及び緑化の推進（以下「緑地の保全等」という。）を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹林、草地、水辺地、古墳及び生き物の生息地のほか、これらに類するものをいう。
- (2) 緑化 樹木、草花等の植物を増やし、育て、及び残すことをいう。
- (3) 市民等 市内に在住する者、市内の施設又は土地を所有する者、市内の施設又は土地の所有権以外の権原を有する者及び市内の在勤者又は在学者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (5) 開発事業 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「まちづくり条例」という。）第33条に規定する開発等事業、まちづくり条例第56条第1項に規定する大規模開発等事業及びまちづくり条例第67条第1項に規定する小規模開発等事業並びにそれ以外の事業をいう。

(6) 土地所有者等 市内の土地を所有する者又は市内の土地の所有権以外の権原を有する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、緑の基本計画を定め、緑地の保全等について、総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

2 市は、緑地の保全等のために必要な情報収集に努め、市民等及び事業者に対して、必要な知識の普及及び意識の高揚を図るための広報活動を実施し、市民等及び事業者の提案並びに意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、緑地の保全等を図るため自ら努めるとともに、市及び事業者が実施する緑地の保全等の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うにあたって緑地の保全等を図るために自ら必要な措置を講じるとともに、市及び市民等が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 緑地の保全

（保存樹木等の指定）

第6条 市長は、緑地の保全等のために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林（以下「樹木等」という。）を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）に指定することができる。この場合において、市長は、樹木等の所有者及び権原を有する者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

2 樹木等を狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）により指定したときは、この条例で保存樹木等に指定したものとみなす。

3 市長は、保存樹木等を指定するときは、その旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。

4 前項の保存樹木等の指定は、告示の日からその効力を生じる。

(標識の設置)

第7条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、標識を設置しなければならない。

(補助)

第8条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、保存樹木等の保全等に要する費用について、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(届出事項)

第9条 保存樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 所有者等の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) 保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (3) やむを得ず保存樹木等を伐採しなければならないとき。
- (4) 保存樹木等の維持管理上、考慮すべき事態が予知されるとき。

(解除)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
 - (2) やむを得ず保存樹木等を伐採したとき。
 - (3) その他市長が指定を解除する必要があると認めた場合
- 2 市長は、保存樹木等の指定を解除するときは、その旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。
- 3 前項の保存樹木等の指定の解除は、告示の日からその効力を生ずる。

第3章 緑化の推進

(公共施設における緑化)

第11条 市長は、市が設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎等の施設及び当該施設の土地を規則で定める基準により緑化するよう努めなければならない。

(民間施設における緑化)

第12条 市内で開発事業を行う土地所有者等は、所有権又はそれ以外の権原を有する土地について、規則で定める基準により緑化するよう努めなければならない。

(苗木の供給)

第13条 市長は、緑化の推進のため、苗木の供給について必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(狛江市環境の保全に関する条例の廃止)
- 2 狛江市環境の保全に関する条例(昭和48年条例第16号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の狛江市環境の保全に関する条例の規定によりなされた指定その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた指定その他の行為とみなす。

付 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成30年10月11日条例第29号抄)

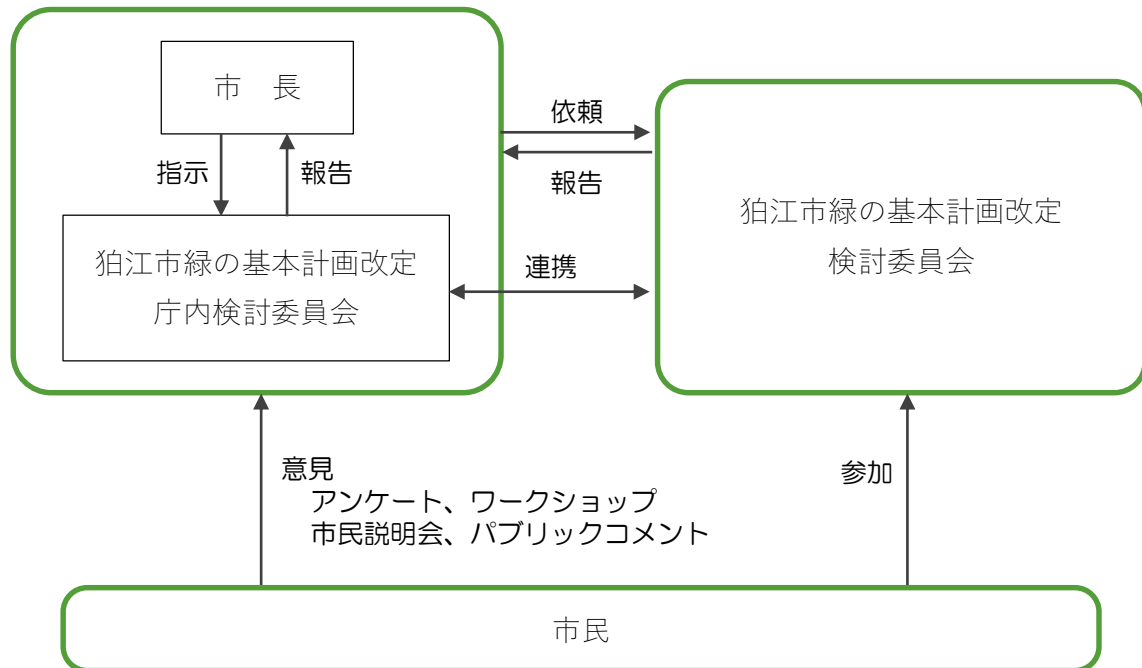
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 検討経緯

(1) 検討体制

本計画は、学識経験者、緑の保全に関する関係者、農業従事者、市民で構成する「狛江市緑の基本計画改定検討委員会」を中心に、以下に示す体制で改定を行いました。



(2) 検討経過

開催日	会議等	内容
平成30(2018)年度		
平成30年 8月22日	第1回庁内検討委員会	1 狛江市緑の基本計画の改定について 2 市民・小中学生アンケートの実施について 3 現行計画の進捗状況に関する庁内調査について
9月10日	第1回検討委員会	1 委嘱状伝達 2 委員自己紹介、事務局紹介 3 委員長・副委員長の選出 4 市長挨拶・依頼 5 委員会の進め方について 6 狛江市緑の基本計画の改定について 7 現行計画の進捗状況について 8 アンケート調査の実施について
10月	市民及び小・中学生アンケート	
11月7日	第2回検討委員会	1 現地視察 2 視察場所振り返り

開催日		会議等	内容
平成 30 年	12月11日	第2回庁内検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 市民・小中学生アンケート結果について 3 現状と課題の方向性について 4 ワークショップの実施について
	12月19日	第3回検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 市民・小中学生アンケート結果について 3 現状と課題の方向性について 4 ワークショップの実施について
平成 31 年	2～3月	市民ワークショップ（全3回）	
平成 31（2019）年度			
平成 31 年	4月18日	第3回庁内検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 アンケートの結果報告について 3 ワークショップの実施結果について 4 課題の整理と次期計画の骨子について
令和元年	5月14日	第4回検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 アンケートの結果報告について 3 ワークショップの実施結果について 4 課題の整理と次期計画の骨子について
	6月4日	第5回検討委員会	1 次期計画の目標及び施策について
	8月9日	第4回庁内検討委員会	1 目標の見直しについて 2 計画の進め方（推進体制、進行管理）について 3 狛江市緑の基本計画（たたき台）について
	8月19日	第6回検討委員会	1 目標の見直しについて 2 計画の進め方（推進体制、進行管理）について 3 狛江市緑の基本計画（たたき台）について
	9月30日	第5回庁内検討委員会	1 狛江市緑の基本計画（中間報告案）について 2 パブリックコメント及び市民説明会の実施について
	10月2日	第7回検討委員会	1 狛江市緑の基本計画（中間報告案）について 2 パブリックコメント及び市民説明会の実施について
	10月16日	狛江市環境保全審議会	中間報告案報告
	11月15日 ～ 12月16日	パブリックコメント	
	11月21日 23日	市民説明会	
令和 2 年	1月24日	第6回庁内検討委員会	1 パブリックコメント及び市民説明会実施結果について 2 狛江市緑の基本計画（案）について
	1月29日	第8回検討委員会	1 パブリックコメント及び市民説明会実施結果について 2 狛江市緑の基本計画（案）について

(3) 委員名簿

① 狛江市緑の基本計画改定検討委員会

◎：委員長、○：副委員長

選出区分	氏名	所属
学識経験者	◎ 宮林 茂幸	東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	○ 下嶋 聖	東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科 准教授
緑の保全に関する関係者	高木 生一	(株) 高木造園
農業従事者	荒井 悟	狛江市農業委員会
市民	加古 厚志	公募市民
	池座 俊子	公募市民
	中村 麻子	無作為抽出
市職員	清水 明	狛江市環境部長

② 狛江市緑の基本計画改定庁内検討委員会

◎：委員長、○：副委員長

職名	氏名
環境部長	◎ 清水 明
環境政策課長	○ 植木 崇晴
政策室長	田部井 則人
施設課長	岩淵 一夫
地域活性課長	片岡 晋一
下水道課長	一瀬 隆文
まちづくり推進課長	三宅 哲
道路交通課長	遠藤 慎二
整備課長	遠藤 克哉

(4) パブリックコメント及び市民説明会

①実施概要

パブリックコメント	実施期間：令和元年11月15日（金）から12月16日（月）まで 公表方法：広報こまえ（令和元年11月15日号）への掲載、市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧 提出方法：環境政策課への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、市ホームページ専用フォームによる送信 対象者：市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 提出者数：4名 意見件数：10件
市民説明会	■第1回 日時：令和元年11月21日（木）午後7時から 場所：粕江市役所502・503会議室 参加者数：1名 ■第2回 日時：令和元年11月23日（祝）午後2時から 場所：粕江市役所502・503会議室 参加者数：7名

②パブリックコメントでの主な意見

- ・比較的小規模な公園にも防災関係の資機材が設備できるとよいと思う。
- ・街路樹とガードレールがなんらかの形で共用できるとさらに緑化が進むのではないか。
- ・市民アンケートで樹林地の保全に協力する回答者が1/4いたことから、人材育成をもっと積極的に行ってはどうか。 等

※具体的事業の提案や既に計画に掲載している事業についての意見は、今後の進行管理表の作成及び実際に施策の詳細を検討する段階において参考とします。

3 市民及び小・中学生アンケート結果概要

(1) 調査概要

①目的

「①狛江市の緑の現状評価」、「②将来像・基本方針・目標」、「③施策の方向性」の検討材料として、市内の公園・緑地の量や質に対する市民の認識、重視する施策、緑に関わる活動への参加・協力意向などを明らかにすることを目的に、市民、小・中学生を対象としたアンケートを実施しました。

なお、設問の設定に当たっては、過去の調査(平成 10(1998)年度、平成 23(2011)年度)からの意識変化、他機関の類似調査との比較についても留意しました。

②対象・調査方法・有効回答数など

	市民アンケート	小・中学生アンケート
調査対象	① 住民基本台帳から無作為抽出した 18歳以上の市民 1,500人 ② 市民モニター登録者 96人	狛江市内に在学する 小学4年生 (587人) 中学2年生 (454人)
調査方法	① 郵送調査法、無記名方式 ② 電子メールによる調査	各学校において調査票を配布及び回収
調査期間	平成 30 (2018) 年 11 月 1 日 (木) ～11 月 22 日 (木)	平成 30 (2018) 年 10 月 26 日 (金) ～11 月 22 日 (木)
回収結果	①有効回収数：511件 有効回収率：34.1% ②有効回収数：42件 有効回収率：43.8%	小学4年生 566通 (回収率 96.4%) 中学2年生 405通 (回収率 89.2%)

※市民アンケートの結果については、①住民基本台帳から無作為抽出した市民の回答結果のみを報告します。

③その他

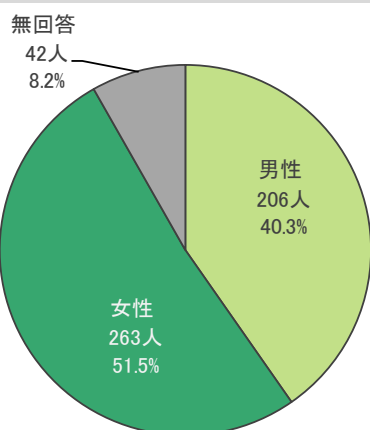
回答結果の百分率(%)の表示は、四捨五入をしているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 市民アンケート結果

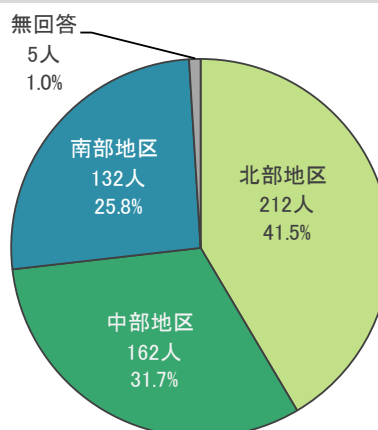
①回答者の属性

- 回答者の性別は、男性約 40%に対し、女性約 50%で、女性がやや多い。
- 居住地区は、北部地区、中部地区、南部地区の順に多い。
- 年齢（満年齢）は 70 歳以上が多く、18～29 歳が少ないが、30 代から 60 代は概ね 15～20%で同程度の割合となっている。
- 市内居住年数は、20 年以上が約 50%を占めている。

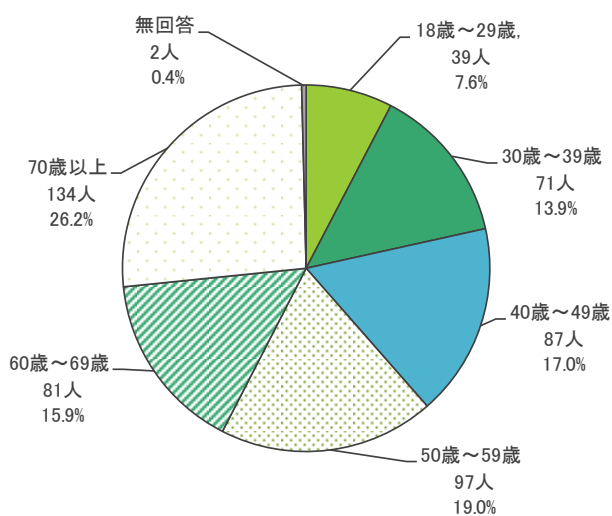
性別



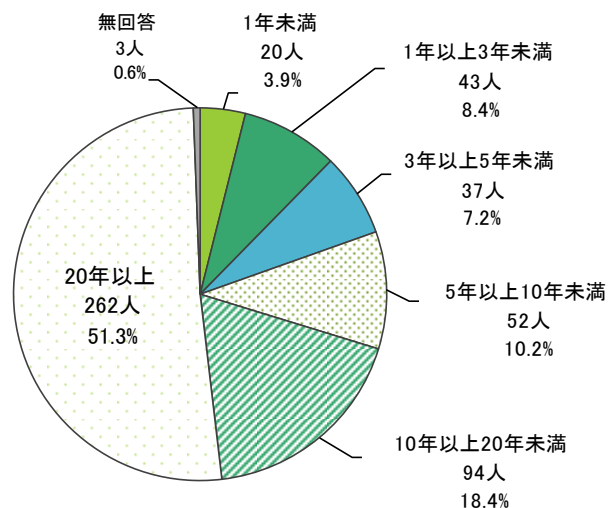
居住地区



年齢（満年齢）



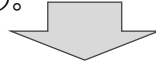
市内居住年数



②緑の量について

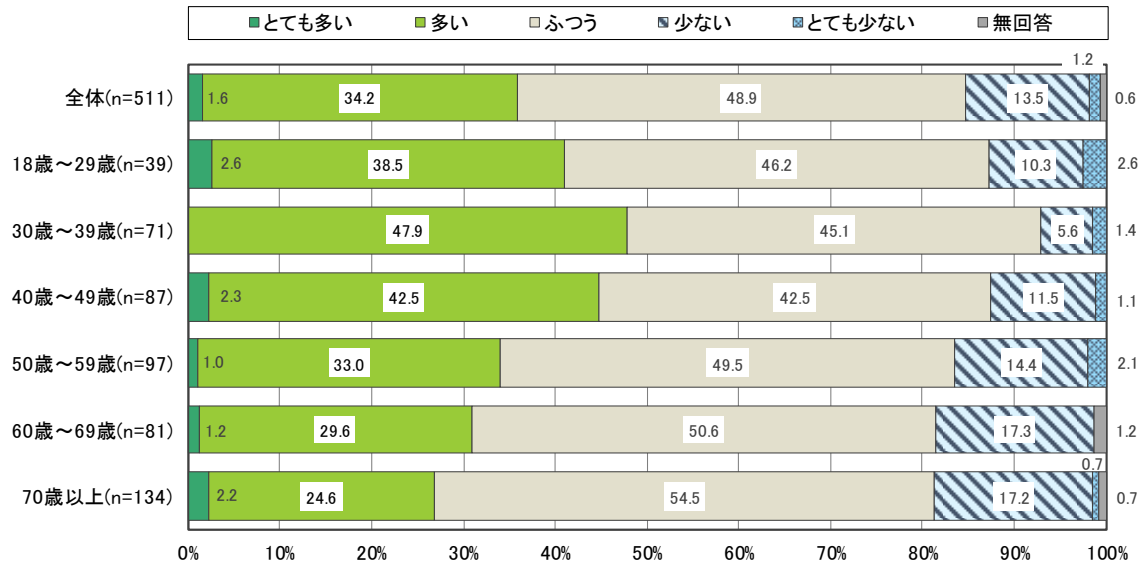
○緑の量は「ふつう」「多い」と認識されているが、年齢層が高くなるほど、「多い」と感じる割合は低下する（問1）。また、近年、減少傾向にあると感じられており、居住年数が長い人ほど減少したと感じている（問2）。認識の地域差は小さく、緑の実態調査の結果と市民の認識は概ね同じ傾向を示している。

○日常的な緑との触れ合いは、水辺や緑道の散歩、庭やプランターに植えた植物の手入れ、公園の利用という回答が比較的多く（問4）、緑や水辺、四季の移り変わりを感じられる風景に愛着を感じている（問5）。

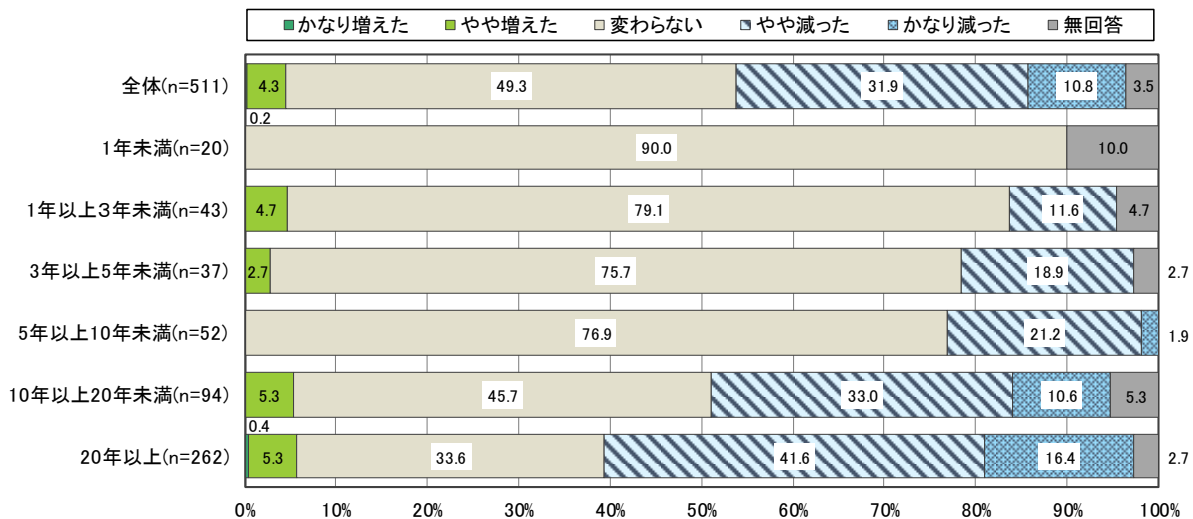


単に緑の量を確保するのではなく、
市民が大切に思う緑の風景、市民の日常生活に密着した緑の維持、育成が重要である。

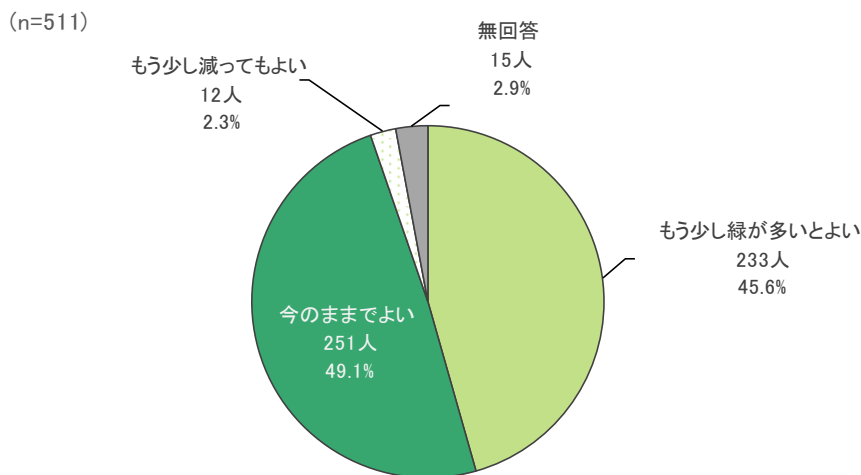
問1 狛江市の緑の量について × 年齢



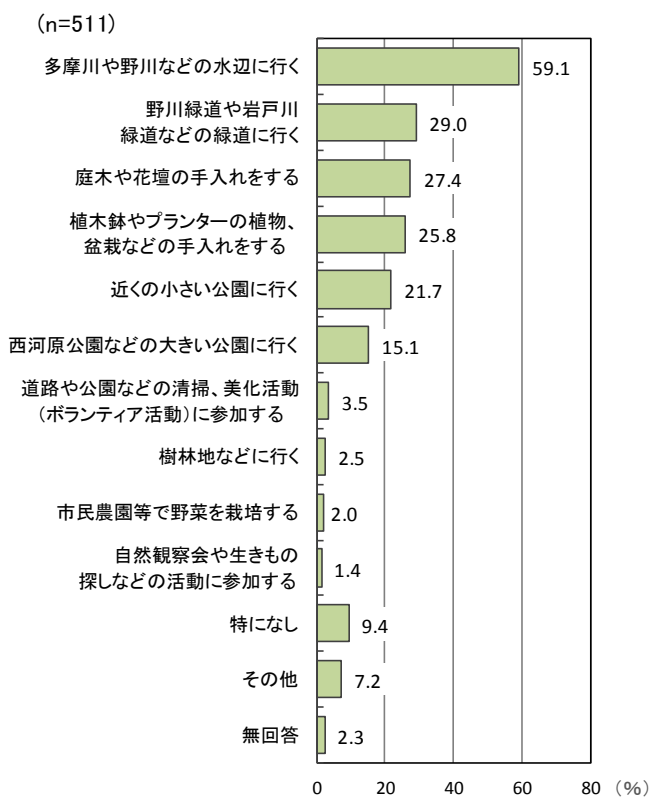
問2 最近（ここ5年間くらい）の狛江市の緑の量の変化 × 居住年数



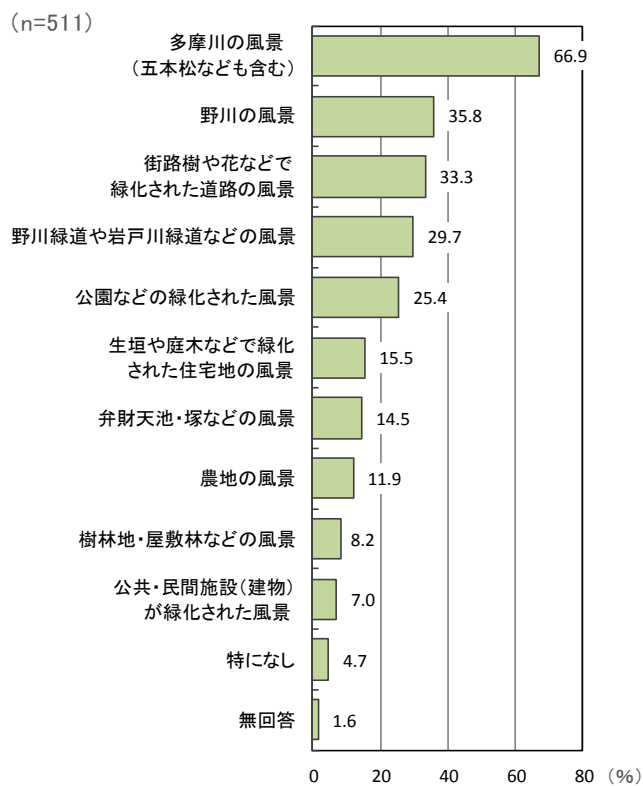
問3 お住まいの近くの「緑」に対する意向



問4 緑との触れ合い (3つまで複数回答可)



問5 大切にしたい緑の風景 (3つまで複数回答可)



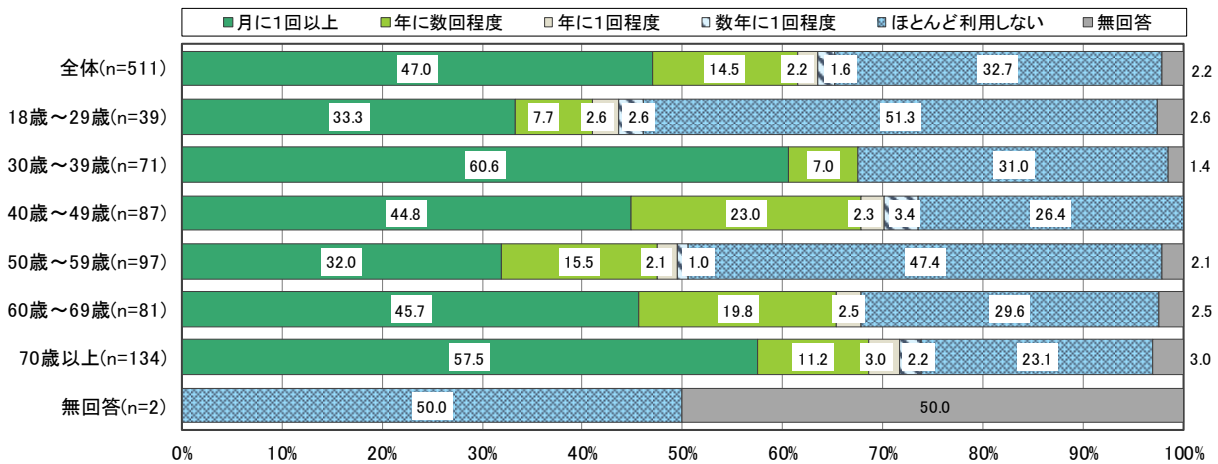
③身近な公園について

- 5割近くの人が月に1回以上公園を利用する一方、ほとんど利用しない人が3割程度いる（問6）。年齢別では、30代と70歳以上において月に1回以上利用する割合が他世代より高い。
- 住まいの近くの公園に対する満足度では、高齢者や障がい者の利用やベビーカーの通行、施設や樹木などの状態を不満とする割合が他項目より高い（問7）。また、管理状況（問8）について「特に不満がない」の割合は、国土交通省「都市公園利用実態調査」（平成26（2014）年度）より、今回調査の方が低い。
- 住まいの近くに欲しい公園として、ベンチや日陰、水場がありゆっくり休むことができる公園、子どもを安心して遊ばせられる公園といった「安心して憩える公園」、緑や花がきれい、散歩を楽しむことができるといった「緑や花の彩りを楽しめる場」が求められている（問9）。
- 今後の公園の管理・運営について重要だと思うことについても、緑の管理、安全対策、清掃の充実といった日常的に利用する上での安全性、快適性を求める回答が多い（問10）。

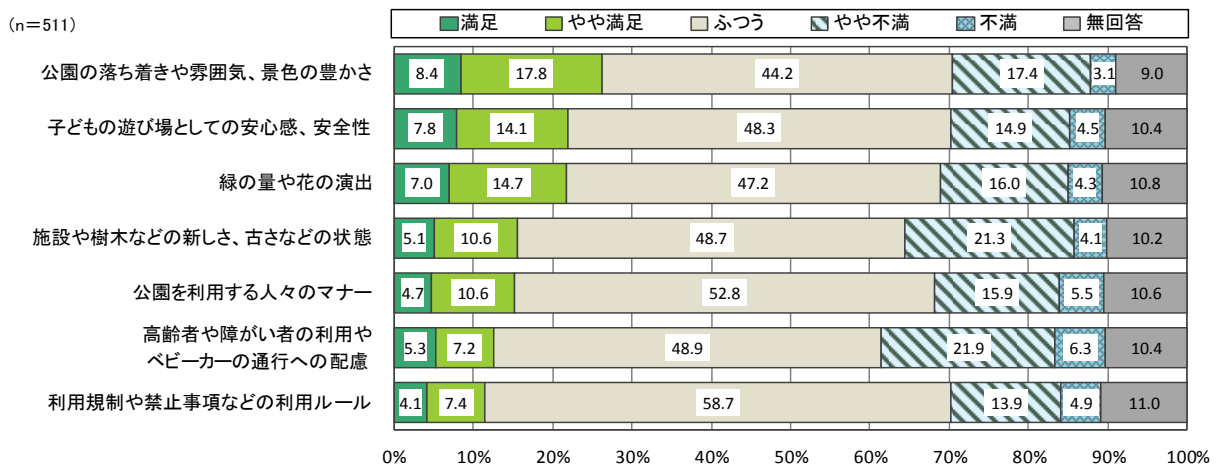


子どもから高齢者まで日常的に安心して憩える公園、緑や花の彩りを楽しめる公園が求められており、快適性、安全性を高める維持管理が望まれている。

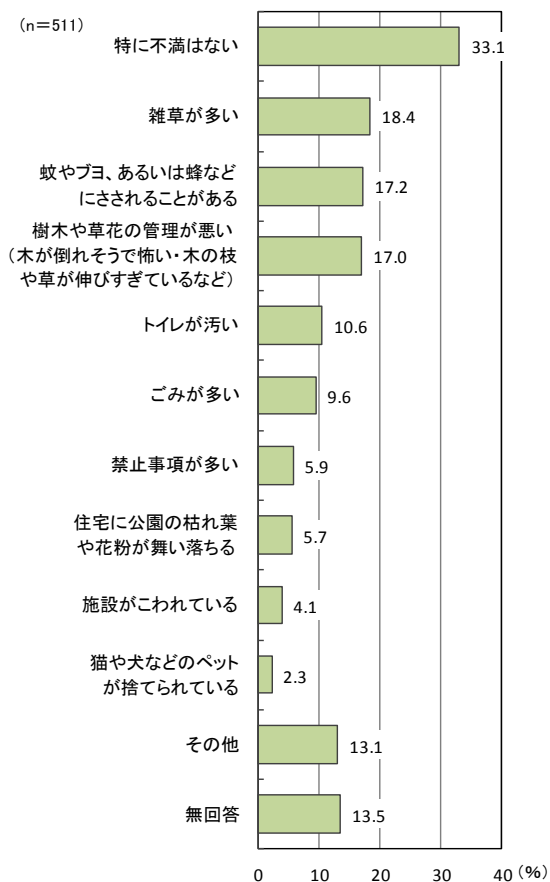
問6 公園の利用頻度



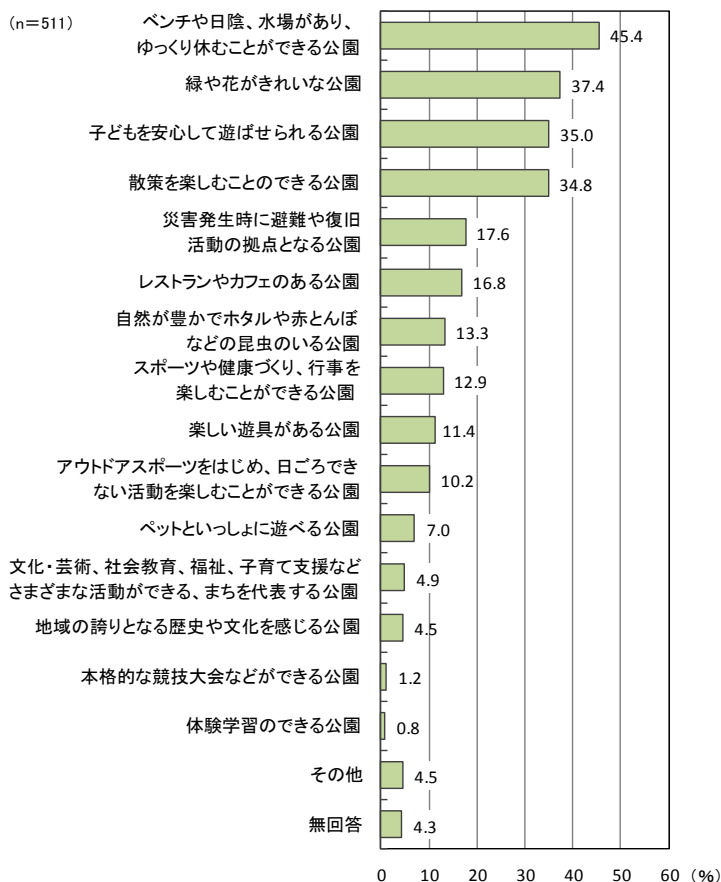
問7 住まいの近くの公園の満足度



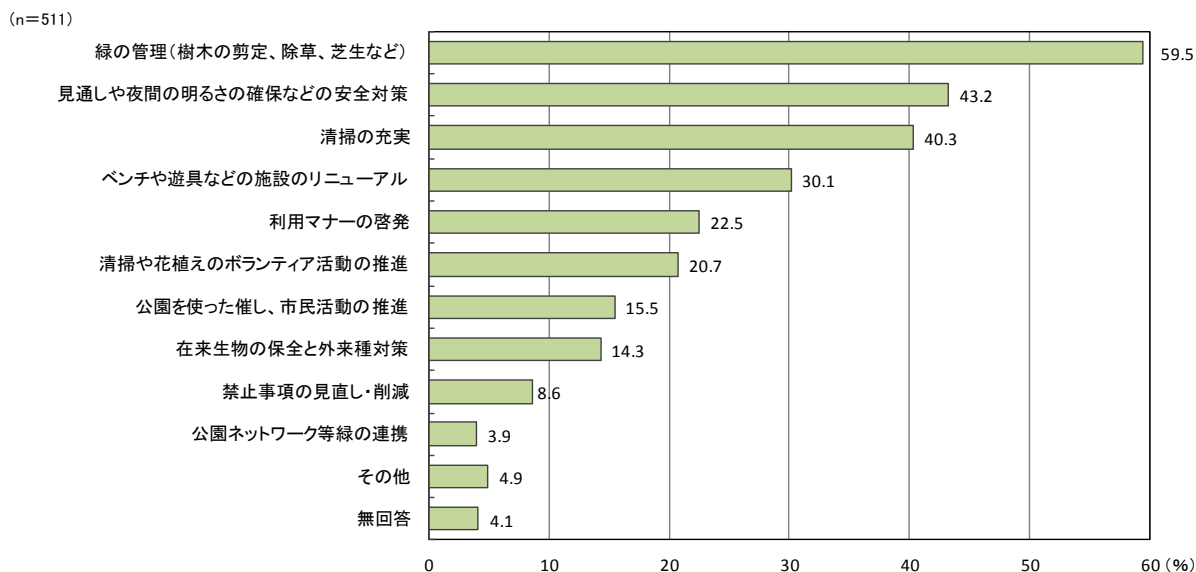
問8 お住まいの近くの公園の管理状況について気になる点（複数回答可）



問9 住まいの近くに欲しい公園（3つまで複数回答可）



問10 公園の管理・運営について今後特に重要だと思うこと（3つまで複数回答可）



④これからの狛江市の「緑」と取組について

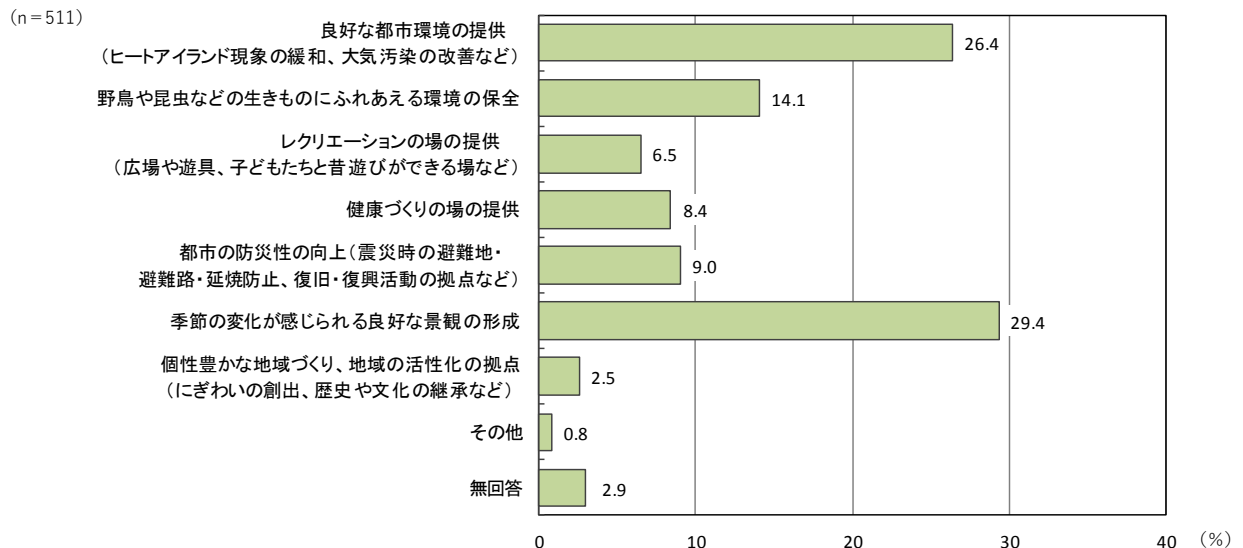
- 緑に期待する主な役割は、季節の変化が感じられる良好な景観形成や、良好な都市環境の提供である（問 11）。
- 狛江市の「緑」のために今後重要な取組は、今ある公園の再生・活用、屋敷林や神社・お寺などの緑を守る、農地の保全など既存の緑の保全・再生に関わる事項である。また、道路の緑（街路樹など）、公園や広場を増やすなど、公共の緑の増加も求められている（問 12）。
- 緑を守るため、増やすために市民自身にできることについては、自宅で気軽に始められることへの関心が高い一方で、公園や児童遊園の清掃、手入れなどの活動に参加するなど公共空間における活動への参加に対する関心はやや低い（問 13、14）。
- 若い世代は、クラウドファンディングへの参加や SNS による緑の魅力の発信といった項目にも関心がある（問 14）。
- 人々の目に映る緑を増やしていくためには、街路樹を育てる、大きな樹木・樹林地・農地を保全するといった回答が多い（問 15）。



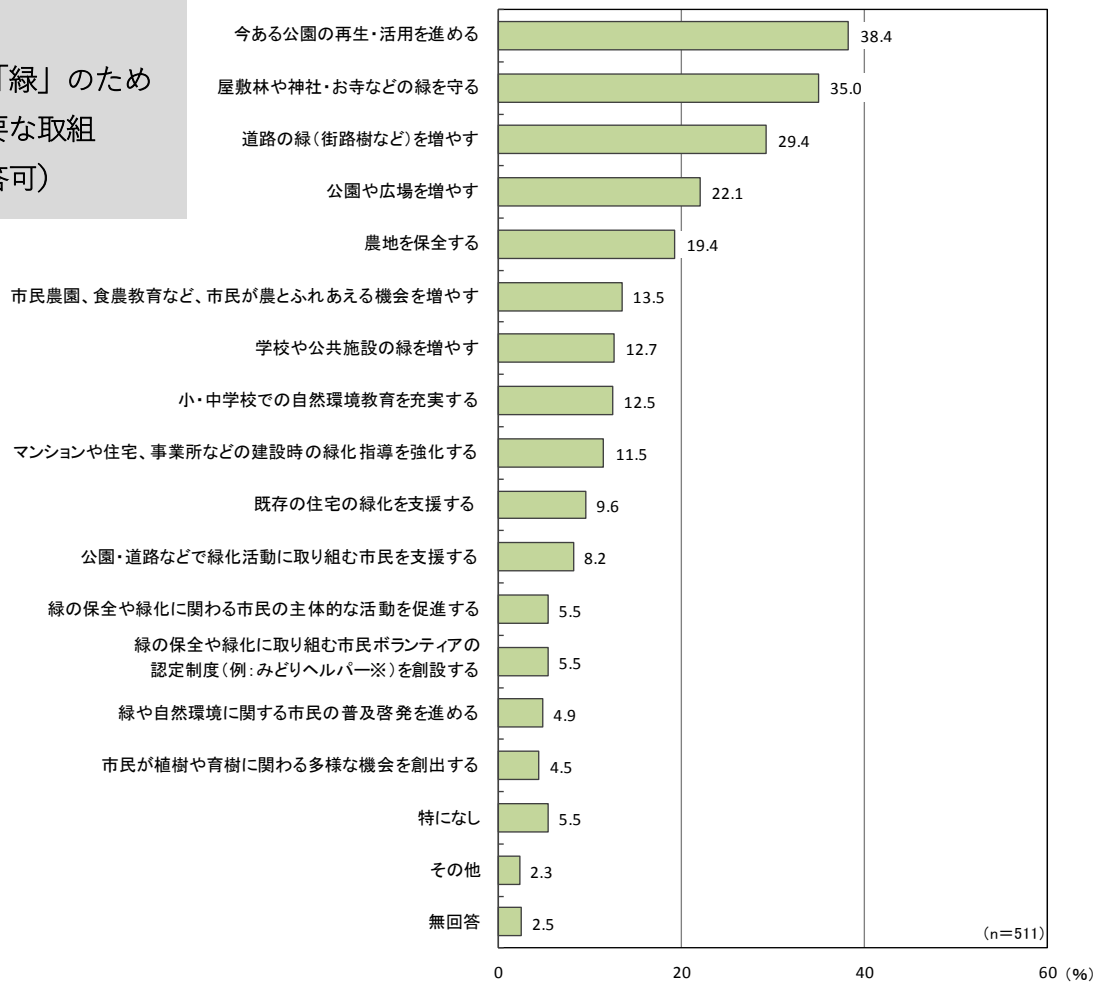
今後の取組として、既存の緑の守り継ぎつつ、住みやすいまちづくりに向け
質を高めていくことが期待されている。

市民自身の行動を促していくため、緑に関わるきっかけづくりや、
寄附、情報発信の支援など新しい参加・協働手法の検討も必要。

問 11 狛江市の「緑」に期待する役割（複数回答可）

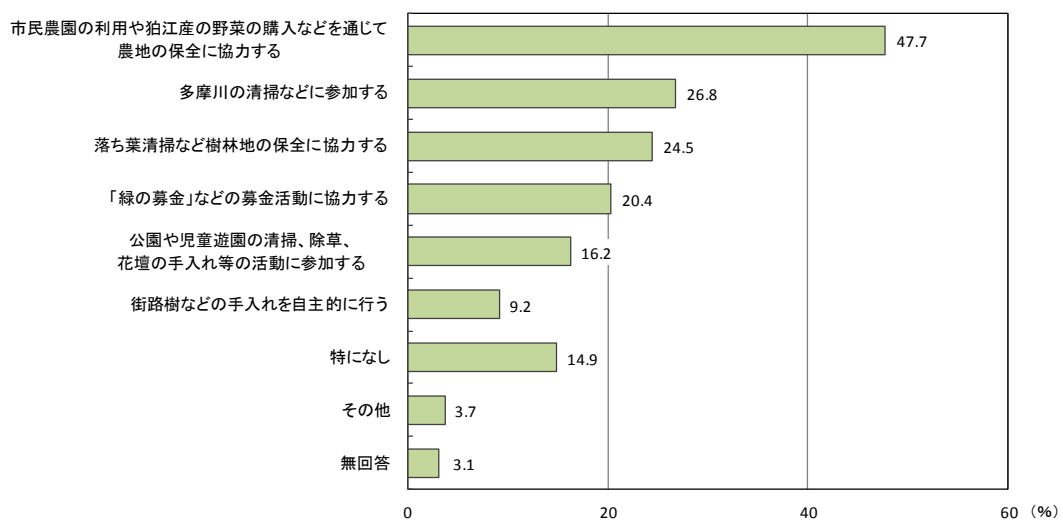


問 12
 狛江市の「緑」のために
 今後重要な取組
 (複数回答可)



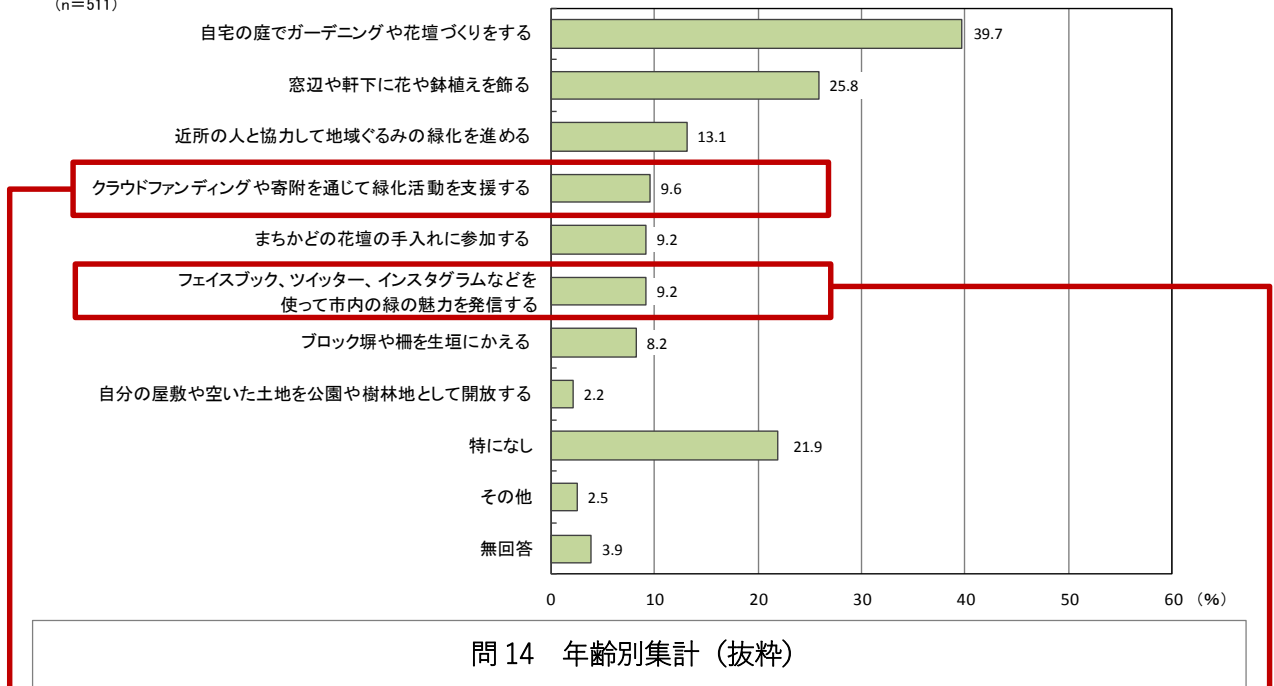
問 13 狛江市の「緑」を守るために自身がしたいこと (複数回答可)

(n=511)

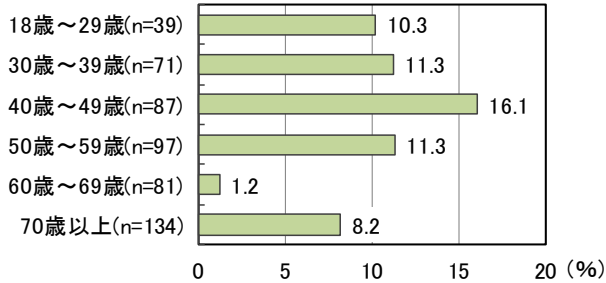


問 14 狛江市に「緑」を増やし、つないでいくために自身がしたいこと（複数回答可）

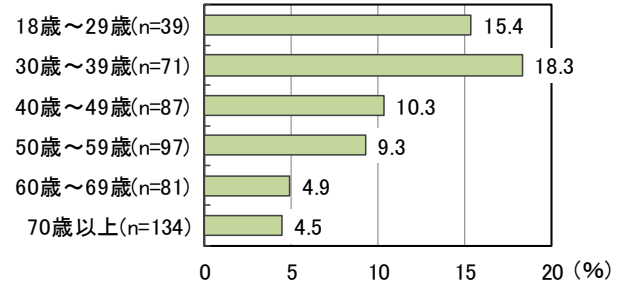
(n=511)



→ クラウドファンディングや寄付を通じて
緑化活動を支援する

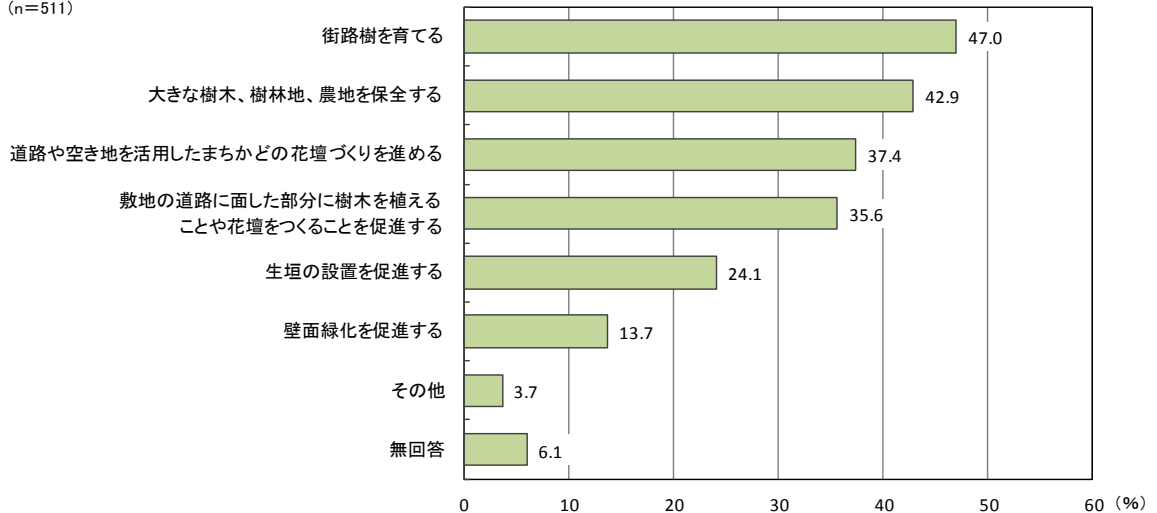


← フェイスブック、ツイッター、インスタグラム
などを使って市内の緑の魅力を発信する



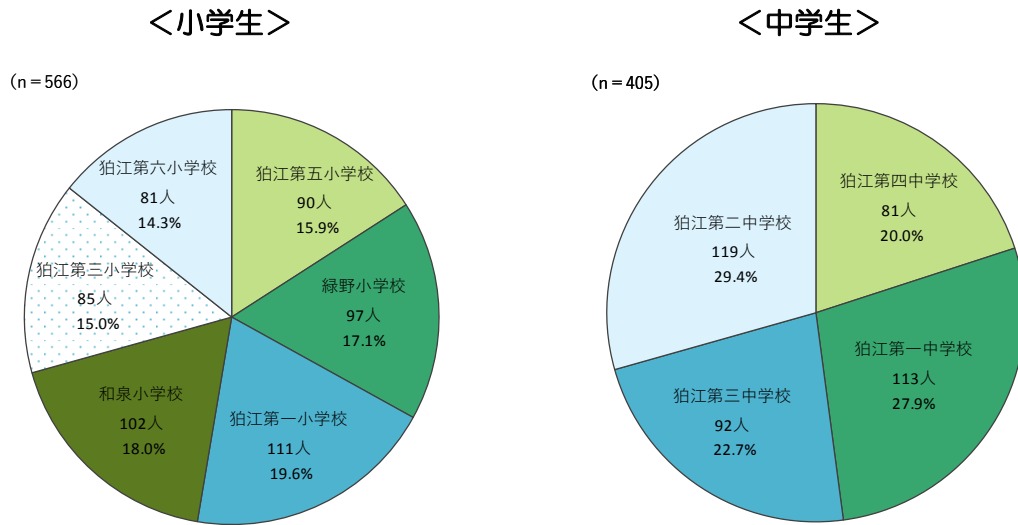
問 15 生活空間の中で人々の目に映る緑を増やしていくために重要な取組（複数回答可）

(n=511)



(3) 小・中学生アンケート結果

①回答者の属性



小中学校の学区をもとに以下のように「北部」「中部」「南部」に分け、アンケートの集計・分析を行っています。

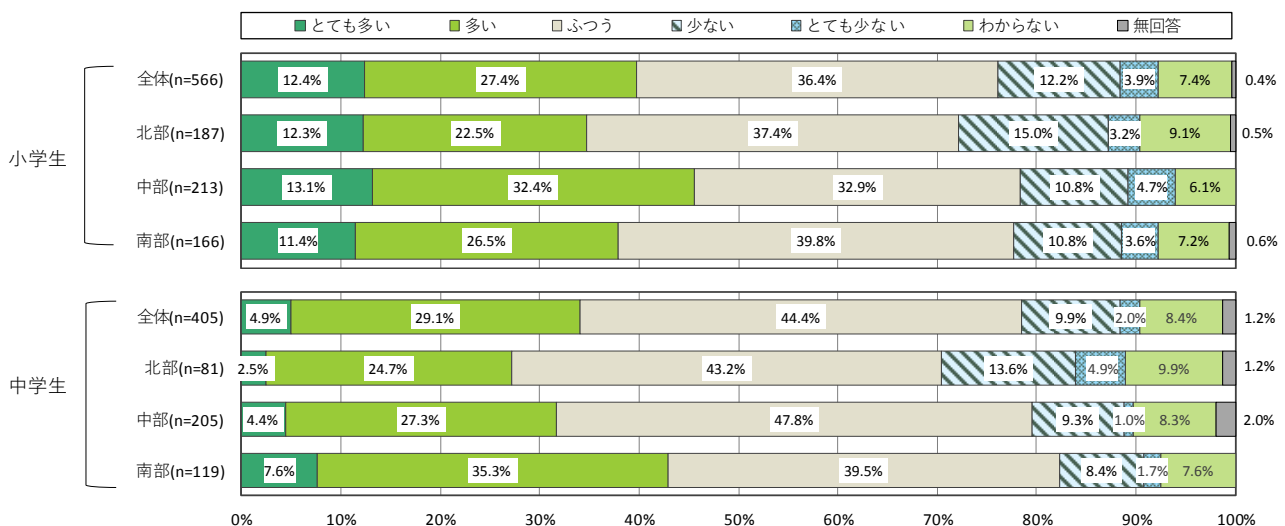
	北部地区	中部地区	南部地区
小学校	狛江第五小学校 緑野小学校	狛江第一小学校 和泉小学校	狛江第三小学校 狛江第六小学校
中学校	狛江第四中学校	狛江第一中学校 狛江第三中学校	狛江第二中学校

②家の近くの「自然（緑や水辺）」の量について

〇家の近くの「自然（緑や水辺）」の量について、「とても多い」「多い」と感じている人は、小学生は4割程度、中学生は小学生より減少し3割強程度である。



少ないと感じている人は少なく、今後量を増やすことは必ずしも重要ではない。



③よく行く「自然のある場所」について

○よく行く「自然のある場所」は家や学校の近くが多く選ばれているほか、「野川」「前原公園」など特徴的な場所へは居住地にかかわらず利用されている。一方、比較的小規模な公園・児童遊園などは、地域内での利用が中心である。

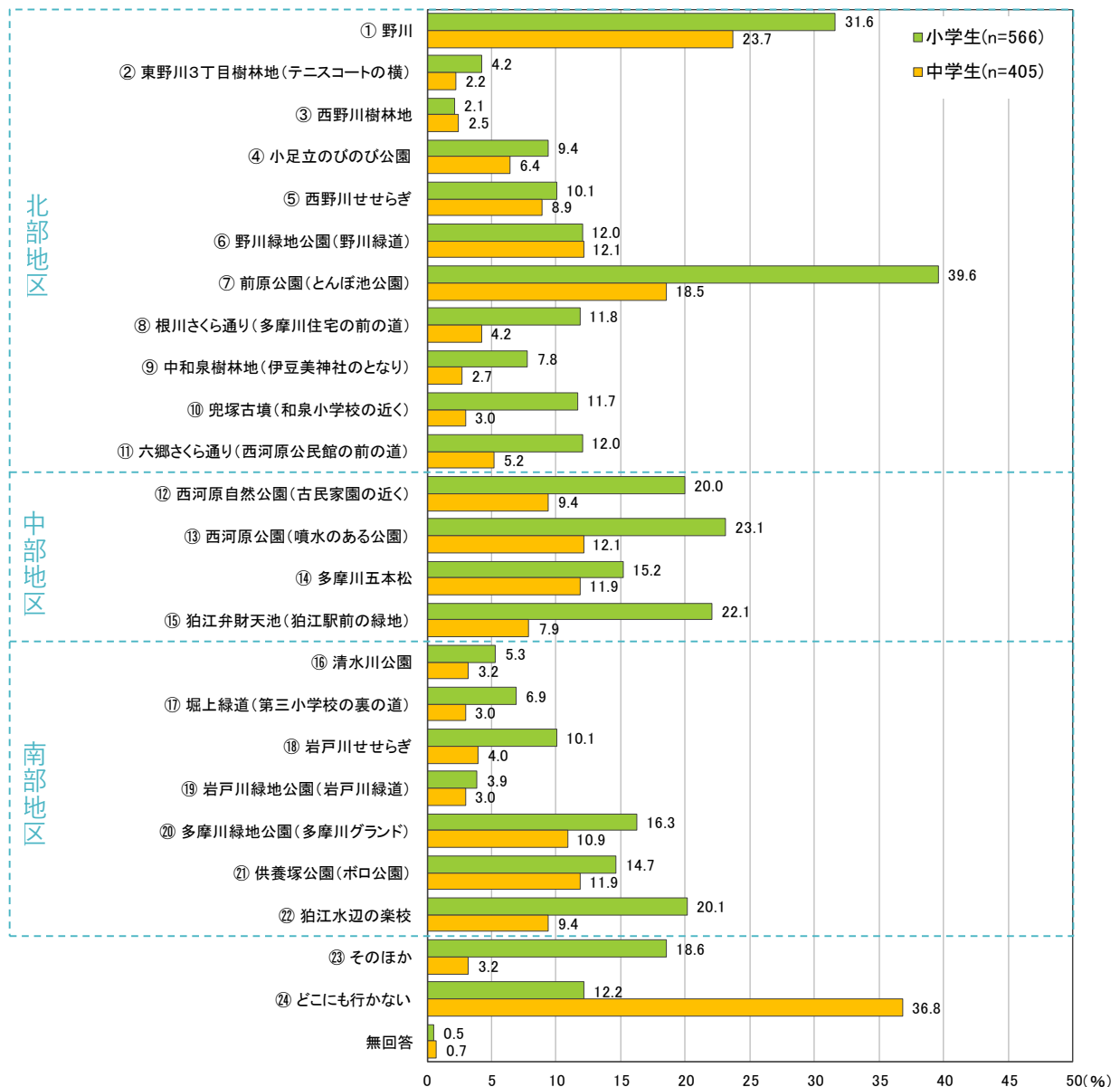
○中学生になると自然がある場所に行く割合が低下する。その背景として、学業や習い事など、時間の使い方の多様化により遊びの時間が減少すると推察される。



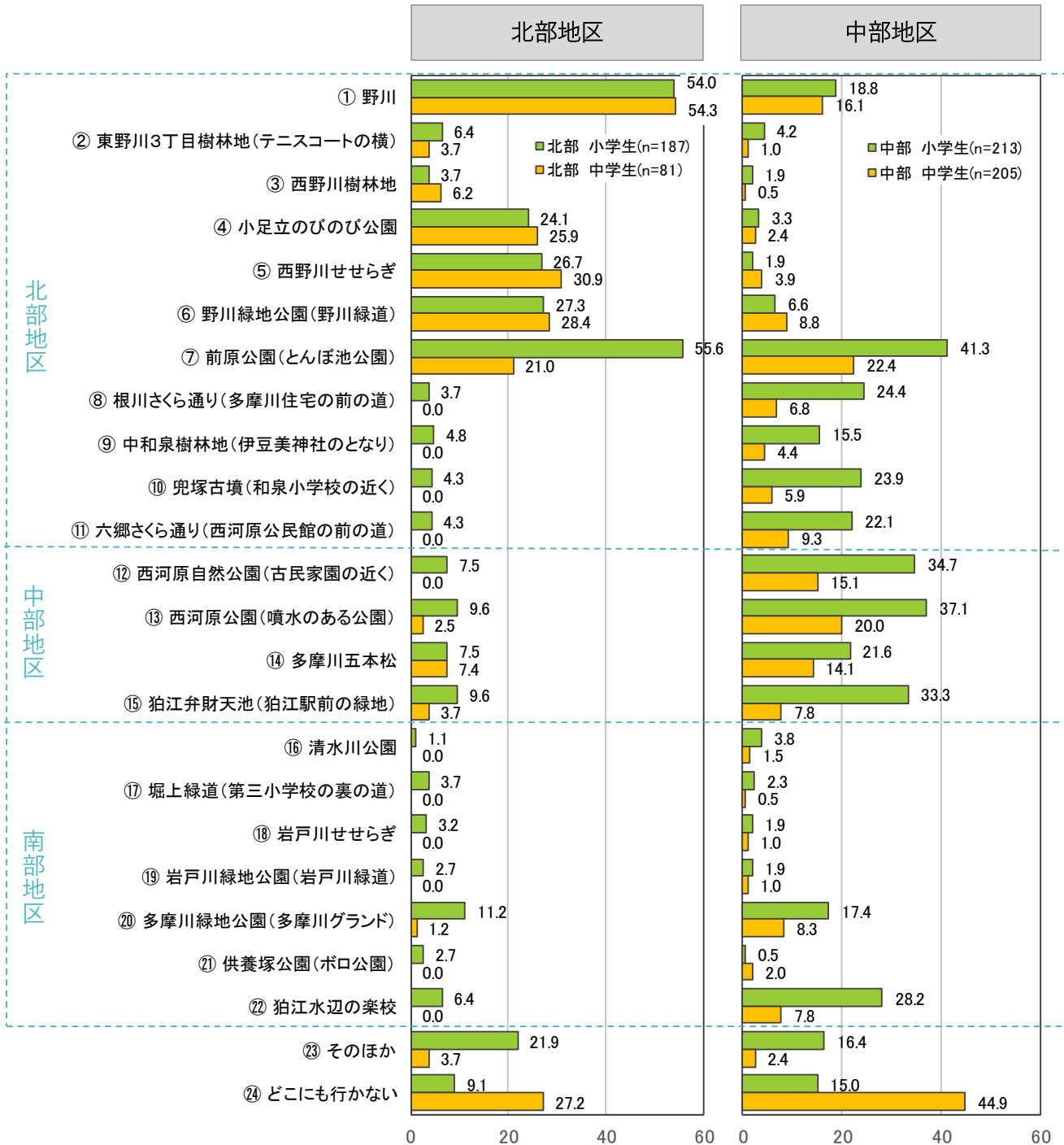
規模に応じた公園・児童遊園の役割・機能を考えていくこと、
それぞれの場所での「特色づくり」が必要である。

小学生のうちから、自然と触れ合う機会をつくることも重要。

問 よく行く「自然のある場所」(複数回答可) 全体の集計結果

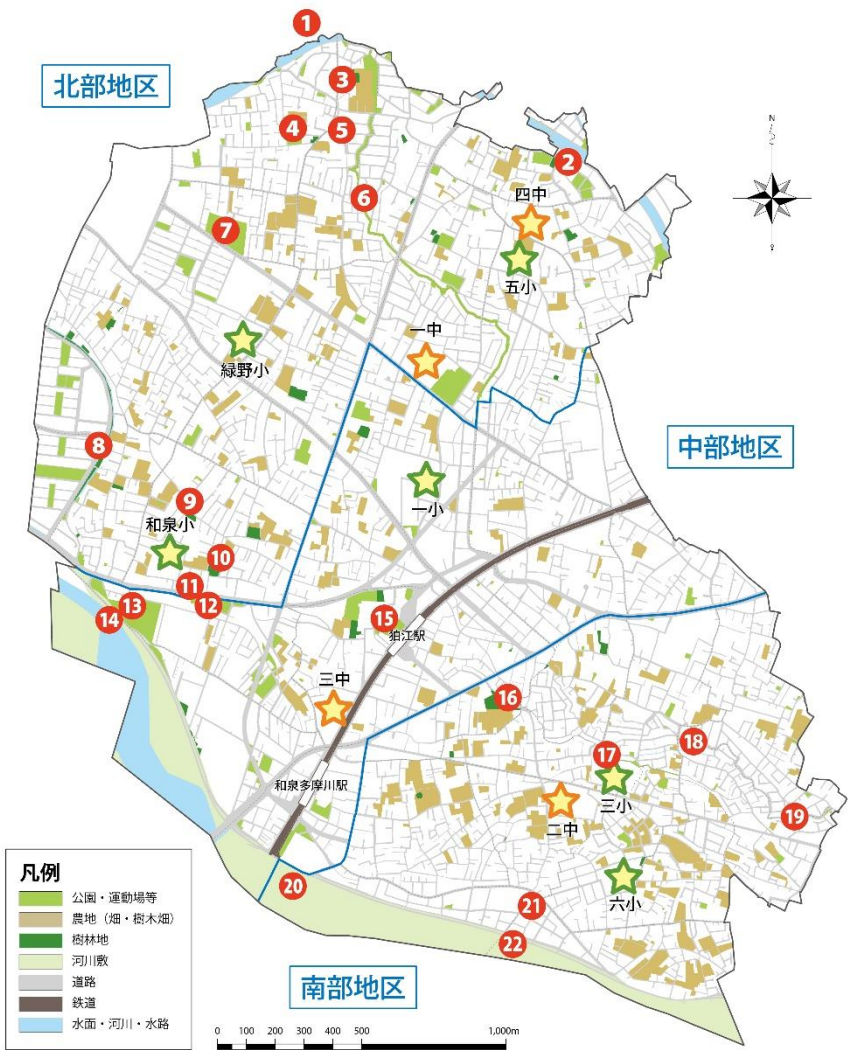
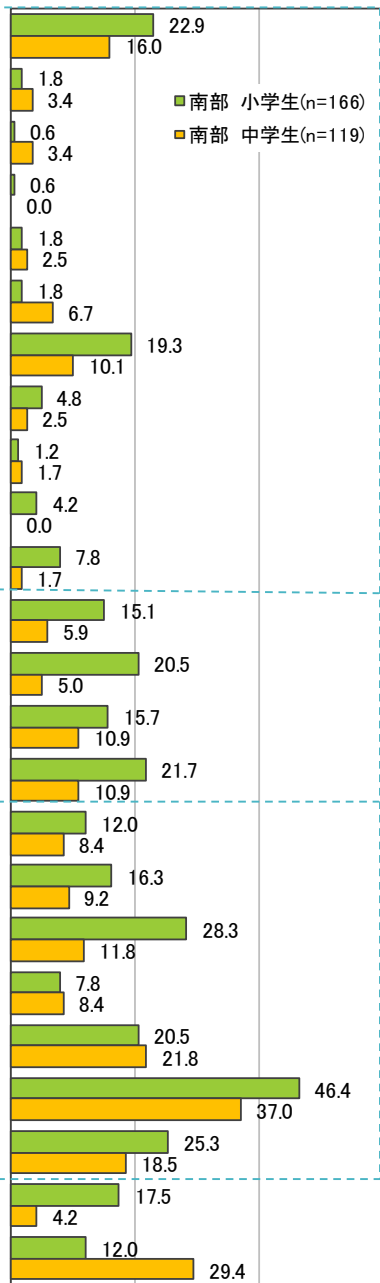


問 よく行く「自然のある場所」(複数回答可) 地区別の集計結果



※回答者の地区区分は小中学校の学区をもとにしているため、実際の立地と利用の傾向にずれが生じている場合があります。

南部地区



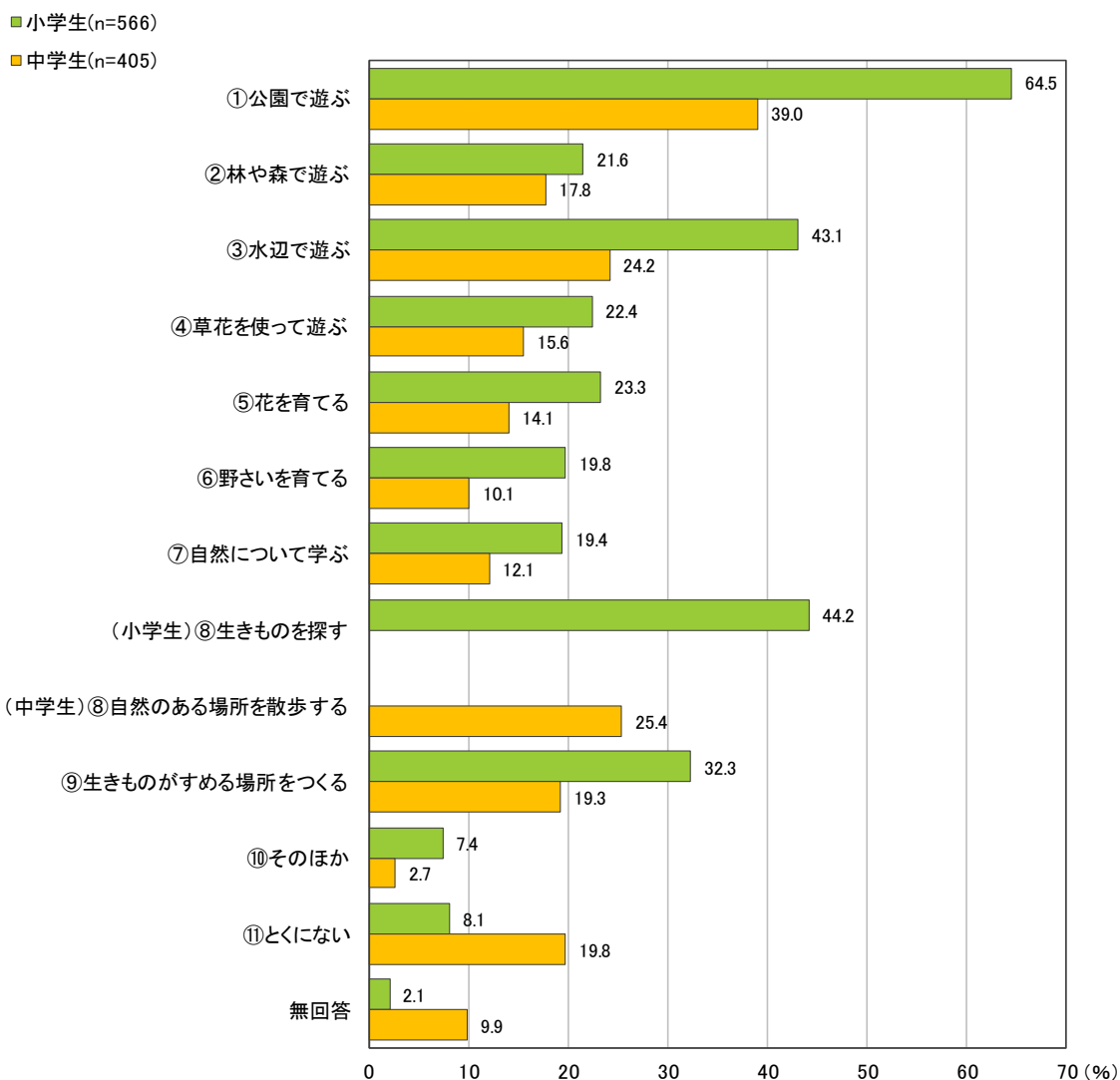
④自然（緑や水辺）の楽しみ方について

○自然の楽しみ方は「公園で遊ぶ」「水辺で遊ぶ」「生きものを探す」といった項目が多く、特に小学生は中学生よりも様々な項目に興味を示している。



子どもたちが自然（緑や水辺）、生きものに触れる機会や意識醸成の場として、公園も重要。

問 自然（緑や水辺）の楽しみ方（複数回答可） 全体の集計結果



【⑩そのほかの具体的内容】

- ・水辺で釣りをする (5件)
- ・木陰、ベンチでのんびりする (5件)
- ・サッカー、野球などをする (4件)
- ・キャンプで探検、サバイバルごっこをする (3件)
- ・生きものを探す、触れ合う (3件)
- ・秘密基地、遊び場を作る (3件)
- ・見て楽しむ (3件)
- ・木に登る (2件)
- ・生きものを飼う (2件)
- ・自転車でサイクリングして自然を感じる (2件)
- ・生きものの餌を集める
- ・生きものが気に入る場所を作る
- ・草をつなげる
- ・鳥などを呼ぶ
- ・生きものや花などの自然の風景を写真に撮る
- ・木で工作をする

4 ワークショップ結果概要

(1) 開催概要

①目的

緑の基本計画改定に向けた市民意識の把握の一環として、検討委員会での議論、市民アンケート結果をふまえ、市民にとって質の高い緑、緑地保全、公園をテーマに、課題を抽出して「市民にできること」を提案していただくことを目的に、ワークショップを開催しました。

②各回のテーマ・参加人数

	開催日	テーマ	参加人数
第1回	平成31年 2月9日(土)	◆基調講演 「狛江市緑の基本計画改定に向けて」 (東京農業大学 宮林茂幸教授) ◆ワークショップ 狛江市民にとって質の高い緑とは？ ～量から質への転換に向けて～ ・心地よさを感じる緑・大切にしたい緑 ・心地よさを感じる緑・大切にしたい緑を増やすアイデア	19名
第2回	平成31年 3月2日(土)	◆ワークショップ 市民の手で守りつなぐ狛江市の緑 ・守っていききたい樹林地、農地 ・保全に向けて市民ができる取組のアイデア	22名
第3回	平成31年 3月16日(土)	◆ワークショップ みんなが行きたくなる公園づくり ・身近な公園、緑道のよいところ・気になるところ ・公園、緑道の魅力アップのアイデア	大人20名 子ども7名 学生 3名



基調講演 (第1回)



意見の発表 (第2回)



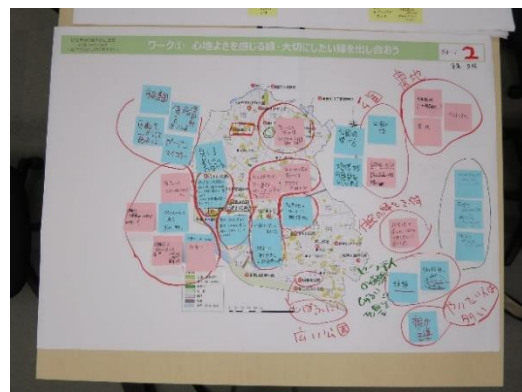
子どもたちのワーク (第3回)

(2) 各回の参加者からいただいた主な意見

① 狛江市民にとって質の高い緑とは？ ～量から質への転換に向けて～

ワークのテーマ	主な意見（各班に共通して見られた意見）
心地よさを感じる緑、大切にしたい緑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩川河川敷、多摩川緑地公園、水辺の楽校 ・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区 ・ 野川緑道、野川緑地公園 ・ 六郷さくら通り ・ 生産緑地、農地 ・ 樹林地 ・ 住宅地の緑
心地よさを感じる緑、大切にしたい緑を増やすアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>四季が感じられる樹木や花を植える</u>、樹木の種類を増やす ・ <u>樹木や緑について知ることができる仕掛け</u>、機会をつくる ・ <u>緑に関わる活動に気軽に参加できる機会</u>をつくる ・ 緑に関わる活動をする人たちを表彰、評価できる仕組みをつくる ・ 緑そのものだけでなく、緑のある風景を守る

第1回
WSの成果



②市民の手で守りつなぐ狛江市の緑

ワークのテーマ	主な意見（各班に共通して見られた意見）
守っていききたい 樹林地・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区 ・ 野川緑地公園、野川緑道 ・ 伊豆美神社 ・ 兜塚古墳周辺の樹林地 ・ 東野川の樹林地 ・ 西野川の樹林地 ・ 多摩川緑地公園、水辺の楽校
保全に向けて市民ができる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>狛江市の緑、樹林地、樹木、農地</u>について知ることができる情報発信 ・ 市民の参加につながる情報発信 ・ 親子で参加できる自然体験、活動 ・ 農業に触れられる場所づくり、地産地消につながる取組 ・ 樹林地や落ち葉の活用（イベント、堆肥化して農地に使うなど） ・ 市民ボランティアによる樹林地管理

第2回
WSの成果

③みんなが行きたくなる公園づくり

ア 大人の参加者の意見

ワークのテーマ	主な意見（各班に共通して見られた意見）
身近な公園、緑道のよいところ・気になるところ	<p>〔よいところについての意見が多い公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前原公園 <p>〔よいところ、気になるところがそれぞれある公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野川緑道 ・小足立のびのび公園 <p>〔気になるところについての意見が多い公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西河原自然公園 <p>〔公園全般について気になるところ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花木、草花が少ない ・休憩場所が少ない ・いろいろな世代が憩える場になっていない ・もっと水辺を活かしてほしい
公園、緑道の魅力アップのアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の特色、シンボルをつくる ・公園内の樹木、草花に名札をつける ・公園について知る機会を増やす（情報発信、公園めぐりのイベントなど） ・多世代が交流できる場や機会をつくる ・市民、地域主体の公園管理を進める ・市南部において公園の確保を進める



イ 子どもたちの意見

ワークのテーマ	主な意見（要旨）
身近な公園、緑道のよいところ・気になるところ	<p>〔イチ押しの公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江プレーパーク：漫画を読んでいる。ちゃんばらをしている。 ・ 喜多見ふれあい公園 ・ 西河原自然公園 ・ さるやま（おそらく小足立のびのび公園） ・ 大公園：ボールが使える ・ パンダ公園
公園、緑道の魅力アップのアイデア	<p>〔公園にあったらいいもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 樹木・川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然スペース（花や草を伸ばしておくところ） ・ サクラとそれ以外の種類を交互に植える。間にハンモックを置きたい。 ・ 食べられる魚が泳いでいる川：汚い川だと泳ぐ気がなくなる。 ● 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ ツリーハウス ・ 電灯 ・ ゴミ箱 ・ ピザ窯（火を使いたい） ・ 更衣室（着替え室） ・ 座れるところ ・ ブランコ：靴飛ばし選手権をしたい。 ・ 本棚（漫画を置いてほしい）：インドア派の人も楽しめる。 ・ スノボができるような丘 ・ 水道 ・ トイレ ● 遊具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卓球台 ・ バレーコート（ドッジボールかも） ・ テニスコート。テニスの壁打ちができるところ ・ 巨大トランポリン ・ ターザンロープ、公園の周りをくさりで囲む。 ・ オリジナルの遊具 ・ 一回転するようなブランコ ・ 宇宙エレベーター ・ 鉄棒 ・ 木工スペース、丸太、道具箱 ・ うんてい ・ アスレチック <p>〔公園の改善してもらいたいこと〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止事項がないと楽しめる。 ・ ボール遊びがしたい。 ・ トイレがないと困る。 ・ ヤンキーっぽい人がいる。けんかしていると怖い。 ・ ごみが多い。かべやトイレに落書きがしてある。 ・ 夕方や冬は暗い。

5 用語解説

あ行	アドプト制度	市民団体や企業などの団体が、市が管理する道路や公園などの公共施設等の特定の範囲において、清掃及び美化活動を行う制度。狛江市は、ボランティア保険の加入や清掃用具等の支給などでアドプト活動を支援している。
	生け垣造成	樹木を列状に密接させて植え込み、剪定により形を整えたもの。生け垣には、区画・仕切り、立入防止、修景、眩光防止、目かくし、通風・日射の調節、防火、防風、防塵など多様な機能がある。
	援農ボランティア	農業者の担い手不足に対応するために、住民がボランティアで農作業の手伝いを行うこと。
	屋上緑化	建築物の屋上部分を緑化すること。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。
	オープンガーデン	公開された個人庭園のこと。景観の向上や、開放された庭園を訪れた人々との交流を深めることが期待できる。
	オープンスペース	都市において建築物が建っている建ぺい地と交通用地（道路、線路など）を除いた部分のこと。
か行	街区公園	主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。1箇所当たりの面積0.25haを標準として配置される。
	開発事業	建築物の建築、土地の区画形質の変更などを行うこと。
	外来種	もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によってほかの地域から入ってきた生物のこと。外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがある。
	緩衝帯	騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境保全のために道路や工場などの施設に沿って配置された緑地や工作物のこと。
	幹線道路	都市間の広域的な交通処理の連絡機能を持つ道路など、骨格的な道路網を形成する道路のこと。
	管理協定制度	特別緑地保全地区などの土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区などの管理の負担を軽減することができる。
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たりの面積2haを標準として配置される。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
	合流式下水道	家庭排水（汚水）と雨水をあわせて「下水」といい、汚水と雨水を1つの同じ管で集める方式が「合流式下水道」、汚水と雨水を別々の管で集める方式が「分流式下水道」である。
	狛江市環境基本計画	狛江市環境基本条例に基づき、環境の保全などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。

か行	狛江市基本計画	狛江市基本構想を実現するため、狛江市のまちづくりや行財政運営を合理的かつ計画的に執行するための指針となるもの。
	狛江市基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を進めるための基本的な指針であり、狛江市の最も上位の計画となるもの。各種計画の基本となるものであり、これに従って具体的な計画を策定することになる。
	狛江市生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第十三条第1項に基づく「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、生物多様性に係るまちづくりを着実に進めていくためのよりどころとなるもの。
	狛江市都市計画マスタープラン	市民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための道路・公園づくりなど、さまざまなまちづくりに関する基本的、総合的、長期的な方針のこと。
	狛江市農業振興計画	狛江市の農業の活性化および振興の推進において、将来にわたって市民の期待に応える狛江市農業を確立するための計画のこと。
さ行	市街化区域	良質な市街地の形成を図る目的で都市計画区域を区分する区域の一つ。既に市街地を形成しているところと、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところに対し、設定される。
	市民農園	自然との触れ合いを求める市民に対し、その機会を提供するために、レクリエーション活動として野菜や花などの栽培を行えるよう、農地を一定区分に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。
	市民緑地契約制度	地方公共団体又はみどり法人が、土地などの所有者と契約を締結して、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置管理する都市緑地法の制度。
	市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する都市緑地法の制度。
	社寺林	神社や寺院が所有する森林のこと。
	樹冠面積	樹木の枝葉（樹冠）が被覆する面積のこと。
	樹木被覆地	樹木で覆われている土地のこと。
	食育	食べ物についての学習や農業体験、生きものや農村の自然に触れ合うことによって、「食」や「農業」、「環境」の重要性について考えるきっかけとなるもの。
	薪炭林	薪や炭となる材を採る樹林のこと。主に萌芽更新が可能な広葉樹から構成される。
	生活道路	児童生徒の通学、近隣との往来など、市民が日常生活に使用する道路のこと。
	生産緑地地区	農業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法に基づき、緑地機能などを有する500㎡以上（市町村の条例により300㎡まで引き下げ可能。狛江市は300㎡に設定。）の市街化区域内の農地などで、市町村が都市計画に定める農地などのこと。

	生物多様性	野生生物が生息・生育する上で必要とする様々なタイプの自然環境（樹林、草地、農地、水辺など）が相互につながる生態系のネットワークのこと。
た行	体験農園	農業者が自ら開設・管理し、利用者が農家から直接技術指導を受けることができる体験型農園のこと。
	立川段丘	武蔵野台地に見られる河岸段丘の一つ。多摩川に近い段丘が立川段丘、それより一段高い段丘が武蔵野段丘と呼ばれる。
	段丘崖	段丘の端部にある、急傾斜な崖のこと。
	地下水涵養	降雨・河川水などが地下に浸透して、帯水層（地下水を含んでいる地層）に水が補給されること。
	地区計画	地区単位で「ミクロナ都市計画」の将来像や基本方針を定め、「地区整備計画」と呼ばれる区域を絞り込んで、法的な規制を適用するもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、道路、公園などの公共施設の配置などについての規定を定めることができる。
	沖積低地	河川の堆積作用によって形成された平野、もしくは沖積層によって形成された平野のこと。扇状地、後背湿地、自然堤防、三角州などの地形が形成される。
	特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、景観が優れているなど一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のこと。
	都市計画道路	都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。自動車専用道路、幹線街路などがある。
な行	農の風景育成地区	農地や屋敷林が比較的まとまって残り、特色ある風景を形成している地区を指定する東京都の制度のことをいい、農地などの保全を図ることを目的として、都市計画制度などを活用するもの。
は行	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」とも言える。
	府中崖線	青梅市から調布市と狛江市の市境あたりまで続いている、延長約40kmの段丘崖のことで、立川崖線とも呼ばれる。下流ではほとんど高さはないが、上流部の立川付近では15mの程度の高さとなっている。
	壁面緑化	建築物の壁面部分に行う緑化のこと。
	防災協力農地制度	災害時に農地を避難場所として使用したり、生鮮食料品を提供していただくために、農地をあらかじめ登録する狛江市の制度のこと。
	保存樹木・保存樹林・保存生け垣	狛江市緑の保全に関する条例に基づき、緑地の保全などのために必要があると認めて指定する樹木、樹林、生け垣のこと。
	ま行	道沿いガーデン

ら行 緑地協定	都市緑地法に基づく制度で、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができる。
緑視率	写真に写った樹木などの緑の面積が写真全体に占める割合。本計画では、「狛江市緑の実態調査」により市内 78 地点 282 箇所撮影した写真から測定したデータを用いている。
緑地率	永続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の面積が、市域に占める割合。
緑被率	植物の緑によって覆われた土地の面積の割合。本計画では、「狛江市緑の実態調査」により平成 30 (2018) 年 5 月 21 日に撮影した航空写真から測定したデータを用いている。

登録番号(刊行物番号)

H31-65

狛江市緑の基本計画

(令和2年度～令和11年度)

令和2年3月

発行 狛江市
編集 狛江市環境部環境政策課
狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話 03-3430-1111
頒布価格 690円



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

